

令和7年度以降

土木工事標準積算基準書

〔県 版〕

令和7年10月1日以降適用

山形県県土整備部

土木工事標準積算基準書の適用について

土木工事における積算基準の適用にあたっては、土木工事標準積算基準書〔県版〕によるものとし、これに記載のないものについては国土交通省土木工事標準積算基準書及び国土交通省機械設備工事積算基準によるものとする。

総 目 次

第Ⅰ編 総 則

第1章 積算基準

- 1 積算基準書等の読み替えについて…… I-1-1
- 2 閲覧設計書の作成について…… I-1-14
- 3 支給品の取扱い…… I-1-14
- 4 単独発注の場合の間接工事費の適用工種について…… I-1-14
- 5 機械の所在地及び豪雪地域補正…… I-1-15
- 6 借地料及び電力基本料について…… I-1-16
- 7 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算に関する留意事項…… I-1-17
- 8 現場管理費の補正…… I-1-18
- 9 共通仮設費及び現場管理費の補正の施工地域区分について…… I-1-19
- 10 随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費の調整について…… I-1-23
- 11 異種工事の合併契約の取扱いについて…… I-1-24
- 12 変更請負代金の算定…… I-1-24
- 13 設計変更…… I-1-25
- 14 一般管理費等率の補正について…… I-1-25
- 15 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について…… I-1-27
- 16 冬期屋外工事の歩掛補正について…… I-1-28
- 17 間接工事費等の対象について…… I-1-28
- 18 工事用除雪…… I-1-29
- 19 現場環境改善費の積算に係る運用…… I-1-32
- 20 落橋防止装置工に係る出来形管理に要する費用の計上…… I-1-33

第Ⅱ編 共 通

第1章 土 工

- 1 土工掘削の歩掛適用フローチャート… II-1-1
- 2 床掘の歩掛適用フローチャート…… II-1-3
- 3 土量の変化…… II-1-4
- 4 機械床掘…… II-1-4
- 5 転石破碎…… II-1-5

- 9 人力土工…… II-1-8
- 1 畦畔つき土側溝…… II-1-8

第2章 共 通 工

- 1 道路工事の盛土法面工法…… II-2-1
- 2 軟弱地盤処理工における砂の補正係数について…… II-2-1
- 3 アンカー工の足場工の計上について… II-2-1
- 4 現場溶接（すみ肉溶接）…… II-2-2
- 5 コンクリート合掌枠設置歩掛…… II-2-3
- 6 コンクリート片法枠設置歩掛…… II-2-4

第3章 基 礎 工

- 1 杭打機種…… II-3-1
- 2 場所打杭工（リバースサーキュレーション工）…… II-3-1
- 3 深礎工…… II-3-2
- 4 オープンケーソン工について…… II-3-2

第4章 コンクリート工

- 1 圧送管組立撤去費…… II-4-1
- 2 コンクリート特殊養生…… II-4-1
- 3 型枠工の適用…… II-4-2
- 4 縁石等の基礎コンクリート打設及び基礎コンクリート型枠の適用基準…… II-4-2

第5章 仮 設 工

- 1 仮設工について…… II-5-1
- 2 仮設備材料損率…… II-5-4
- 3 鋼矢板の修理費及び損耗費の適用…… II-5-4
- 4 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）年度を越えて存置する場合等の取り扱い…… II-5-5
- 5 運搬路等の補修…… II-5-5
- 6 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械…… II-5-6
- 7 仮（棧）橋（既製品を除く）設置撤去工…… II-5-6
- 8 締切排水工について…… II-5-7
- 9 工事用仮設材（鋼矢板、H型鋼等）の計上についての補足事項…… II-5-7

第6章 維持修繕業務委託等

- 1 維持修繕業務委託における諸経費率について
.....Ⅱ-6-1

第Ⅲ編 河 川

第1章 河川海岸

- 1 消波根固ブロック工.....Ⅲ-1-1
- 2 床均し.....Ⅲ-1-1
- 3 護岸仮締切用排水量.....Ⅲ-1-2
- 4 鋼矢板二重締切の中詰土.....Ⅲ-1-2
- 5 仮締切用タイロッド及びタイロープ等の積算
.....Ⅲ-1-3
- 6 海岸消波工（突堤・離岸堤）について
.....Ⅲ-1-4

第2章 河川維持工

- 1 堤防除草歩掛について.....Ⅲ-2-1
- 2 堤防天端補修工.....Ⅲ-2-1

第3章 砂防工

- 1 砂防指定地等関係単価表.....Ⅲ-3-1
- 2 適用範囲.....Ⅲ-3-3
- 3 掘削工法について.....Ⅲ-3-4
- 4 切土法面整形、床均し歩掛.....Ⅲ-3-5
- 5 コンクリート工の標準機種について.....Ⅲ-3-5
- 6 間詰工について.....Ⅲ-3-5
- 7 内部型枠計算方法.....Ⅲ-3-6
- 8 キャットウオーク設置基準.....Ⅲ-3-7
- 9 埋設物について.....Ⅲ-3-7
- 10 索道仮設工歩掛（参考）.....Ⅲ-3-8
- 11 砂防設備越冬施設歩掛（参考）.....Ⅲ-3-9

第4章 地すべり

〈地すべり防止工事関係歩掛〉

- 1 小口径ボーリング工.....Ⅲ-4-1
- 2 集水井工.....Ⅲ-4-1
- 3 大口径ボーリングによる場所打杭工.....Ⅲ-4-6
- 4 地すべり防止工（水路工）.....Ⅲ-4-6
 - 1 コルゲート水路工.....Ⅲ-4-6
 - 2 暗渠工.....Ⅲ-4-7
 - 3 水路肩保護舗装工.....Ⅲ-4-7

第5章 急傾斜地

- 1 足場損料について.....Ⅲ-5-1
- 2 シート張手間について.....Ⅲ-5-1
- 3 法止工の積算について.....Ⅲ-5-1
- 4 工事中仮設防護柵.....Ⅲ-5-1
- 5 プレキャスト（プラスチック）法枠工.....Ⅲ-5-11
- 6 アースアンカー工におけるボーリングマシン用
足場工について.....Ⅲ-5-12

第Ⅳ編 道 路

第1章 舗装工

- 1 不陸整正.....Ⅳ-1-1
- 2 路肩舗装について.....Ⅳ-1-1
- 3 コンクリート舗装工.....Ⅳ-1-1
- 4 凍上抑制層.....Ⅳ-1-2
- 5 路肩整備工.....Ⅳ-1-2
- 6 路側材について.....Ⅳ-1-2
- 7 路上再生路盤工.....Ⅳ-1-2

第2章 附属施設

- 1 鋼ロックシエッド工.....Ⅳ-2-1
- 2 区画線工.....Ⅳ-2-1
- 3 道路照明設置.....Ⅳ-2-3
- 4 道路標識の重量計算について.....Ⅳ-2-5
- 5 植樹工の支柱形式について.....Ⅳ-2-7

第3章 道路維持修繕工

- 1 路面切削工一般.....Ⅳ-3-1
- 2 不陸整正.....Ⅳ-3-1
- 3 アスファルト注入工.....Ⅳ-3-1
- 4 床版補強工（鋼板接着工法）.....Ⅳ-3-1
- 5 オーバーレイ工事におけるレベリング
.....Ⅳ-3-2
- 6 塗替え塗装における塗膜劣化程度の判定と
素地調整程度.....Ⅳ-3-2
- 7 消雪パイプ補修.....Ⅳ-3-3
- 8 防雪柵設置・撤去.....Ⅳ-3-6
- 9 支承金属溶射工.....Ⅳ-3-8

第4章 トンネル工

- 1 コンプレッサ……………IV-4-1
- 2 覆工の防水工について……………IV-4-2

第5章 道路除雪工

- 1 適用範囲……………IV-5-1
- 2 除雪作業施工基準……………IV-5-1
 - 2-1 工種区分……………IV-5-1
 - 2-2 所定労働時間の設定……………IV-5-1
- 3 運転経費……………IV-5-2
 - 3-1 労務歩掛……………IV-5-2
 - 3-2 労務数量及び単価……………IV-5-2
 - 3-3 無償貸与時の損料算定……………IV-5-2
- 4 稼働保障費……………IV-5-2
- 5 異常時オペレーター待機費……………IV-5-4
- 6 留意事項……………IV-5-7
 - 6-1 積算上の留意事項……………IV-5-7
 - 6-2 貸与機械の現場修理費について……………IV-5-7
- 7 明細書……………IV-5-8

第6章 橋梁工

- 1 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方…IV-6-1
- 2 C T形鋼……………IV-6-1
- 3 側道橋製作費……………IV-6-2
- 4 道路橋検査路……………IV-6-2
- 5 鋼橋上部工工事の高カボルト及びゴム支承の積算について……………IV-6-2
- 6 鋼橋塗装（新橋）……………IV-6-3
- 7 登り栈橋……………IV-6-3
- 8 ポストテンション桁製作工……………IV-6-3
- 9 PC橋架設工……………IV-6-3
- 10 橋梁用排水工……………IV-6-3
- 11 PC鋼線及びシーブ……………IV-6-4
- 12 鋼材付π型ラーメン場所打橋……………IV-6-4
- 13 PC橋梁工事における桁購入の際の価格調査方法……………IV-6-4
- 14 鋼橋工事における桁輸送費の積算…IV-6-4

第V編 公園

第1章 基盤整備

- 1 擁壁工……………V-1-1

第2章 施設整備

- 1 雨水排水設備工……………V-2-1
- 2 汚水排水設備工……………V-2-6
- 3 園路広場整備工……………V-2-7
- 4 修景施設整備工……………V-2-13
- 5 施設仕上げ工……………V-2-16

第 I 編 總 則

第 1 章 積算基準	I - 1 - 1
------------------	-----------

第1章 積算基準

- | | | | | | |
|---|----------------------------------|--------|----|-------------------------------------|--------|
| 1 | 積算基準書等の読み替えについて…… | I-1-1 | 10 | 随意契約方式により工事を発注する場合の
諸経費の調整について…… | I-1-23 |
| 2 | 閲覧設計書の作成について…… | I-1-14 | 11 | 異種工事の合併契約の取扱いについて
…… | I-1-24 |
| 3 | 支給品の取扱い…… | I-1-14 | 12 | 変更請負代金の算定…… | I-1-24 |
| 4 | 単独発注の場合の間接工事費の適用工種について
…… | I-1-14 | 13 | 設計変更…… | I-1-25 |
| 5 | 機械の所在地及び豪雪地域補正…… | I-1-15 | 14 | 一般管理費等率の補正について…… | I-1-25 |
| 6 | 借地料及び電力基本料について…… | I-1-16 | 15 | 時間的制約を受ける公共土木工事の積算に
ついて…… | I-1-27 |
| 7 | 積算に関する留意事項…… | I-1-17 | 16 | 冬期屋外工事の歩掛補正について…… | I-1-28 |
| 8 | 現場管理費の補正…… | I-1-18 | 17 | 間接工事費等の対象について…… | I-1-28 |
| 9 | 共通仮設費及び現場管理費の補正の施工地域
区分について…… | I-1-19 | 18 | 工事用除雪…… | I-1-29 |
| | | | 19 | 現場環境改善費の積算に係る運用…… | I-1-32 |
| | | | 20 | 落橋防止装置工に係る出来形管理に要する
費用の計上…… | I-1-33 |

1. 積算基準書等の読み替えについて

山形県県土整備部所管事業の工事費の積算については、下記の積算基準書等の記載内容を次頁以降のとおり読み替え適用する。

- 国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編） 令和7年度版
- 国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編） 令和7年度版
- 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編） 令和7年度版
- 国土交通省機械設備工事積算基準 令和7年度版

(1) 共通編

○第Ⅰ編 総則 第1章 総則 ①適用範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書は、**山形県県土整備部**の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事については、別途の定めによるものとする。

2 基準の適用

工事費の積算における基準は、原則として、**施行伺時**における最新の基準を適用する。

3 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査研究を行い、明確に作成しなければならない。

(Ⅰ-1-①-1)

○第Ⅰ編 総則 第1章 総則 ②請負工事の工事費構成 1 工事費の基本構成

(3) 維持工事（複数年度の債務負担行為工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度にわたって工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年債務の例）

(Ⅰ-1-②-2)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格

価格は、原則として、**施行伺時**における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

単価決定は「山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領」によるものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、**施行伺時**における市場価格又は類似品価格とする。

<以降削除>

(Ⅰ-2-①-1～Ⅰ-2-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 2 歩掛

歩掛決定は「山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領」によるものとする。

(Ⅰ-2-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 3 労務費 (2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「**土木関係設計単価**」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(Ⅰ-2-①-1～Ⅰ-2-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 5 諸雑費及び端数処理 (2)端数処理

- 1) 内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円までとする。
 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。
 3) 土木工事標準単価は、物価資料によるものとし、物価資料の適用は「山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領」によるものとする。
 <以降基準書に同じ>

(Ⅰ-2-①-4)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2 共通仮設費 2-6 役務費 (2) 役務費の積算 1) 借地料

- 土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。
 (イ) 宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$
 (ロ) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$
 A : 借地単価 (円/㎡/月) B : 土地価格 (円/㎡)
 ※上記算定式は、山形県県土整備部に属する公共事業に必要な用地の取得に伴う損失補償基準第25条、同運用に係わる場合に適用する。

(Ⅰ-2-②-24)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3 現場管理費 (5) 2)

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、施行同時における市場価格又は類似品価格とする。

(Ⅰ-2-②-33)

○第Ⅰ編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額 ①一般管理費等 4 一般管理費等率の補正 別表第3

契約保証に係る一般管理費等率の補正	
保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (建設工事請負契約約款第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。
 山形県財務規則第130条第2項により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(Ⅰ-3-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について
 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について (1) 2)

現工事が繰越又は債務負担行為で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(Ⅰ-4-①-1)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について
 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について (2)

<削除>

(Ⅰ-4-①-1)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について
2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法

<削除>

(Ⅰ-4-①-1)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について

3 間接工事費等の調整計算の方法
(1) 共通仮設費の調整計算の方法
<以降基準書に同じ>

(Ⅰ-4-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について
5 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には，当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費，現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比較は行わない。)

(Ⅰ-4-①-5)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ②旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお，共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては，「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 間接費等の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

2 現場管理費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費

B：現工事の純工事費

D：合算工事の純工事費

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお，現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては，「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 間接費等の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

<以降基準書に同じ>

(Ⅰ-4-②-1)

○第Ⅰ編 総則 第6章 建設機械運転労務等 ①一般事項 6 労務単価について

単価は、土木関係設計単価による。
<以降基準書に同じ>

(Ⅰ-6-④-2)

○第Ⅰ編 総則 第8章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 ①時間的制約を受ける公共土木工事の積算について
て
3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

イ) 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価 = 土木関係設計単価 × 補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価(例-1, 例-2)

設計労務単価 = [土木関係設計単価 + 割増し賃金] × 補正割増し係数

(Ⅰ-8-①-1)

○第Ⅰ編 総則 第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

①時間的制約を受ける公共土木工事の積算について 2. 増加費用の算定

2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用(標準積算) (2) 算定方法 1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times j^b \times N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times j^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

d g : 工期延長等に伴い増加する現場経費率(単位: %, 小数第4位を四捨五入し, 第3位) (前記2-2 (1) 2) にしめす率項目)

J : 対象額(工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費) (単位: 円, 1,000円未満切捨て)

N : 工期延長等日数(受注者の責めに帰す場合は除く) (日)

R : 土木関係設計単価(土木一般世話役)

A, B, a, b : 工種ごとに決まる係数(別表-1)

(Ⅰ-10-①-5)

○第Ⅰ編 総則 第11章 施工箇所が点在する工事の積算 3 単価協議

<削除>

(Ⅰ-11-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第13章 総価契約単価合意方式

<削除>

(Ⅰ-13-①-1～Ⅰ-13-①-4)

○第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 ②土工 ②-2土工(ICT) 5 その他ICT建設機械経費等 5-4 (2)

<削除>

(Ⅱ-1-②-39)

(2) 河川・道路編

○ 第Ⅲ編 下線 第1章 下線海岸 ④ 浚渫工 ④-2 バックホウ浚渫 9. その他ICT建設機械経費等 9-4 (1)

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数 : 1. 2
- ・ 現場管理費率補正係数 : 1. 1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)及び2)とする。なお、その他の出来形管理の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

<以下基準書に同じ>

(Ⅲ-1-④-10)

○ 第Ⅳ編 道路 第7章 橋梁工 ① 鋼橋製作工 2. 材料費 2-1 鋼材単価の決定時期

鋼材単価は、原則として**施行伺時**における市場価格とする。

(Ⅳ-7-①-2)

(3) 電気通信編

○ 第Ⅶ編 積算 第1章 総則 ①適用範囲等 1 適用範囲

この基準書は、**山形県県土整備部**の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

(Ⅶ-1-1)

○ 第Ⅶ編 積算 第2章 工事費の積算 ②機器単体費

機器単体費の算定は以下によるものとする。

- (1) 機器単体費は、工事施工にあたっての機器の調達価格（原則として**施行同時**における市場価格）とし、消費税等相当額を含まない価格とする。
- (2) 機器の価格算定は「第1章②1-1 (1) (イ) 機器単体費の内訳」に基づき積上げ計算するものとするが、これにより難しい場合は見積り、物価資料、実績等に基づき適切な価格を算定するものとする。
- (3) 見積りにより価格算定する場合は、機器の性能、構成、規格、品質、数量、納入時期、納入場所等の条件を掲示し、見積依頼を行うものとする。徴収した見積価格は取引実績等を勘案して適切な価格を算定するものとする。
- (4) 機器の出荷場所から施工現場までの輸送費は別途計上するものとする。
- (5) 支給品の価格決定については、官側において調達した機器を支給する場合、現場発生機器を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、**施行同時**の類似品価格とする。

(Ⅶ-2-6)

○ 第Ⅶ編 積算 第2章 工事費の積算 ④直接工事費 2 材料費 (2) 価格

価格は、原則として、**施行同時**における市場価格とするものとし、消費税等相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、**施行同時**の類似品価格とする。

(Ⅶ-2-8)

○ 第Ⅶ編 積算 第2章 工事費の積算 ④直接工事費 3 労務費 (2) 労務賃金 (イ) 技術労力費

電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「**土木関係設計単価**」とする。

(Ⅶ-2-8)

○ 第Ⅶ編 積算 第2章 工事費の積算 ④直接工事費 3 労務費 (2) 労務賃金 (ロ) 技能労力費

「**土木関係設計単価**」等を使用するものとする。

(Ⅶ-2-8)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第1章 一般事項 第1節 一般事項 ①一般事項 1 通則

本歩掛は、山形県県土整備部の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。

ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不相当又は困難であると認められる場合を除く。

(Ⅷ-1-1)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第2章 共通設備 第1節 共通設備工 ⑦分電盤設置工 3標準歩掛 3-3分電盤基礎工

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-2-20)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第2章 共通設備 第1節 共通設備工 ⑨通信線柱設置工 3標準歩掛 3-2支柱基礎工

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-2-23)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第2章 共通設備 第1節 共通設備工 ⑩通信線柱設置工 3標準歩掛 3-5作業土工(電気)

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-2-25)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第1節 受変電設備工 ⑤受変電設備基礎工 3標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-10)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第5節 配電線設備工 ①配電線設備設置工 3標準歩掛 3-10作業土工(電気)

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-48)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第5節 配電線設備工 ①配電線設備設置工 3標準歩掛 3-11殻運搬処理

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-48)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第6節 道路照明設備工 ①道路照明設備設置工 3標準歩掛 3-1道路照明灯建柱

(注) 1. 舗装切断，とりこわし，復旧，床掘り，埋戻しは，「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-49)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第6節 道路照明設備工 ④照明灯基礎設置工 3標準歩掛 3-2コンクリート打設

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-53)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第6節 道路照明設備工 ④照明灯基礎設置工 3標準歩掛 3-3クラッシュラン

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-53)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第6節 ⑦視線誘導灯基礎設置工 3標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-56)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第3章 電気設備 第7節 ⑤雑工(電気) 3標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第2章第1節①配管・配線工3-6コンクリート穴あけ・はつり」及び「第2章第1背う①配管・配線工3-8殻運搬処理」によるほか、「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-62)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第4章 電気設備 第11節 ⑤道路消融雪ポンプ設備基礎工 3標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-84)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第4章 電気設備 第12節 ②道路照明修繕工 3標準歩掛 3-8作業土工(電気)

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-88)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第4章 電気設備 第12節 ②道路照明修繕工 3標準歩掛 3-9発生材運搬

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-89)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第4章 電気設備 第12節 ②道路照明修繕工 3標準歩掛 3-10殻運搬処理

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-3-89)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第4章 電気設備 第17節 ⑤交通遮断装置基礎工 3標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(Ⅷ-4-64)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第4章 電気設備第19節 ①通信用鉄塔設置工 3標準歩掛 3-1通信用鉄塔架設

(注) 1. 基礎は、「土木工事標準積算基準書」による。

<以下、基準書に同じ>

(Ⅷ-4-74)

○ 第Ⅷ編 歩掛 第4章 電気設備第19節 ②反射板設置工 3標準歩掛 3-1反射板架設

(注) 1. 基礎は、「土木工事標準積算基準書」による。

<以下、基準書に同じ>

(Ⅷ-4-75)

○ 第八編 歩掛 第4章 電気設備第19節 ③鉄塔基礎工 3標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(VIII-4-77)

○ 第八編 歩掛 第4章 通信設備 第19節 ④反射板設基礎工 3標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準積算基準書」による。

(VIII-4-78)

(4) 機械設備工事積算基準

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 第2 適用範囲

この積算基準は、山形県県土整備部の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。

(2・①・1)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 第5 請負工事費の積算 1 製作原価 1-1 直接製作費

(3) 労務費 3)

機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、「土木関係設計単価」に定めるものとする。

(2・①・11)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 第5 請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-1 直接工事費

(3) 労務費 3)

機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、「土木関係設計単価」に定めるものとする。

(2・①・13)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 第5 請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-1 直接工事費

(3) 労務費 4)

機械設備据付工以外の1日当りの労務費は、「土木関係設計単価」に定めるものとする。

(2・①・13)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 基準の解説 [解]6 材料費等の価格等の取扱い (2) 材料費等

材料費の価格については、原則として、施行伺時における市場価格とし、消費税等相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、施行伺時の類似品価格とする。

<以降削除>

(2・①・35～2・①・36)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 基準の解説 [解]11 施工箇所が点在する工事の積算について (3)

<削除>

(2・①・41)

○第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲

この基準は、山形県県土整備部の治水事業、道路事業等における機械設備のうち、水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、道路排水設備、消融雪設備等の点検・整備費積算に適用する。

<以降積算基準に同じ>

(3・①・1)

- 第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 4 点検・整備費の積算 4-1 点検・整備原価
(1)直接材料費 1)直接材料費 (ハ)

単価は、「建設物価」, 「積算資料」見積価, 実績価格等の資料により決定するものとする。なお, 「土木関係設計単価」に記載のあるものについては, それを適用するものとする。

(3・①・4)

- 第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 4 点検・整備費の積算 4-1 点検・整備原価
(3)直接労務費 3)

点検整備工の賃金は, 「土木関係設計単価」に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。
普通作業員の賃金は, 「土木関係設計単価」に定めるものとする。

(3・①・5)

- 第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 4 点検・整備費の積算 4-1 点検・整備原価
(5)共通仮設費 5)派遣費 (ロ)

旅費, 日当, 宿泊費は各所管の「日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。

(3・①・6)

- 第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 4 点検・整備費の積算 4-1 点検・整備原価
(5)共通仮設費 6)宿泊費

宿泊費については, 共通仮設費率に含まれていないので, 現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は, 各所管の「日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する倍によるものとし, 点検整備工は2級相当額を標準とする。

ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し, 「土木関係設計単価」を適用する普通作業員等は, 現地採用とし, 計上しないものとする。

なお, 宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

(3・①・7)

- 第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 4 点検・整備費の積算 4-3 技術調査費 (1)

旅費, 日当, 宿泊費は各所管の「日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額を標準とする。

(3・①・9)

- 第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲

この積算基準は, 山形県県土整備部の治水事業, 道路事業等における機械設備にかかわる設計業務に適用するものとする。

(4・①・1)

- 第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 4 業務委託料の積算 4-1 建設コンサルタントに委託する場合
(2) 各種構成要素の算定 2) 直接経費

直接経費は, 3-1 (2) の各項目について必要額を積算するものとし, 旅費交通費については, 「設計業務等標準積算基準書 (同参考資料)」に準じて積算するものとする。

3-1 (2) の各項目以外の必要額については, その他原価として計上する。

(4・①・2)

○第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 5 設計変更の積算

業務委託の変更は、次式により算出する。

$$\text{変更業務価格} = \text{変更積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の積算額}}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{変更業務費} = \text{変更業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (注) 1. 変更積算業務価格は、当初設計と同一方法により積算する。
2. 当初の請負額、当初の積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

(4・①・3)

○第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 7 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。
<以降積算基準に同じ>

(4・①・3)

2 閲覧設計書の作成について

閲覧設計書の作成は原則として次のとおりとする。

(1) 金抜設計書

設計書鏡（表紙）、工事内訳表、工種明細表（明細書）とし、施工内訳表（単価表）は添付しない。

仮設工のうち、任意仮設については内訳を明示せず、一式計上とする。

(2) 図面・数量表

仮設工のうち、任意仮設については「参考」等の表示をして添付する。

(3) 特記仕様書

(4) その他

積算に関する条件明示（参考資料）を添付する。

3 支給品の取扱い

国土交通省土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章②「間接工事費」によるほか、支給する下記品目は間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の対象外とする。

- (1) 現場製作の根固め及び消波ブロック及びケーソン
- (2) 仮設を目的に支給される材料（鋼矢板、防護柵、標識類など）
- (3) 道路除雪で支給する吹きだめ柵、スノーポール類

4 単独発注の場合の間接工事費の適用工種について

- (1) 河川、海岸、砂防工事の工事用道路を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は「道路改良工事」とする。
- (2) 維持修繕、交安工事等を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は次表のとおりとする。

工 種	適用工種	摘 要
道路照明灯設置	道路維持工事	
道路植樹工	〃	
ロックネット張工	道路改良工事	
消雪パイプ設置	〃	
歩道設置	〃	主たる工種が舗装工である場合の適用工種区分は「舗装工事」とする。
側溝整備	〃	〃
側道橋架設	鋼橋架設工事	
横断歩道橋架設	〃	

- (3) 組立式橋梁タイプのH形鋼橋梁は簡易組立橋梁として取扱い、単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は、「河川・道路構造物工事」とする。

5 機械の所在地及び豪雪地域補正

請負工事機械経費積算要領第5.(機械損料の補正)に掲げる、機械の輸送費の算定の基礎となる機械の所在場所は、以下を標準とする。ただし、特別な理由により、適用することが著しく適正を欠くと認められる場合は、この限りでない。

(1) 機械の所在地

(イ) 所在地区分1

所 在 地	豪 雪 地 域 区 分
東 京	A

(ロ) 所在地区分2

所 在 地	豪 雪 地 域 区 分
仙 台 市	A
新 潟 市	B

(ハ) 所在地区分3

所 在 地	豪 雪 地 域 区 分
仙台市、郡山市、いわき市	A
青森市、八戸市 盛岡市 秋田市 山形市、酒田市、鶴岡市 福島市 新潟市	B

(ニ) 所在地区分4

所 在 地	豪 雪 地 域 区 分
宮城県（下記所在地を除く市） 福島県（下記所在地を除く市）	A
青森県全市 岩手県全市 宮城県（栗原市、大崎市、白石市） 秋田県全市 山形県全市 福島県（福島市、喜多方市、会津若松市）	B

(ホ) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板）の所在地は「(ハ) 所在地区分3」を標準とする。ただし、特別な理由により著しく適正を欠くと認められる場合は、この限りでない。

注) 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された地域をB地区、その他の地域（標準地域）をA地区と記載する。

(2) 施工地区の豪雪地域補正

豪雪地域補正の適用の考え方は以下のとおりとする。

- ① 輸送の基地がA地区である場合は、A地区の損料を採用する。
- ② 輸送の基地がB地区で、A地区において稼働する場合はA地区の損料を採用する。

なお、除雪作業に使用する機械やトンネル工事で使用する機械のように積雪によって機械の稼働率の低下をもたらさない場合等は、豪雪地域補正は行わない。

豪雪地域補正の適用

一般工事		機械稼働地区	
		A	B
輸送基地	A	A地区損料	A地区損料
	B	A地区損料	B地区損料

6 借地料及び電力基本料について

プラント敷地等の借上料、電力の基本料は役務費に計上するものとし、発注者側の原因による工期の延長又は増工による延長等に伴う借上料、基本料の増も考慮してよい。

7 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算に関する留意事項

土木工事標準積算基準書第 I 編総則第 10 章工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」の対象は、直接工事費の変更により設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事を除き、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 20 条の規定により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び約款第 21 条の規定により一時中止を行う工事とする。
- (2) 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」①. 2. 2-2. (1). 2). i). ロ. ①の「ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用」とは、迅速な工事再開に向けて必要と認められる現場の状態監視や現場の保安等の実作業に係る費用を指す。
- (3) 契約後準備工着手前に工期延長等が必要な場合、発注者は受注者に約款第 21 条の規定により通知する。この場合、工期延長等に伴う増加費用は計上しない。
- (4) 準備工期間に工期延長等が必要な場合、発注者は受注者に約款第 21 条の規定により通知する。この場合、「土木工事共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-15 工事の一時中止に規定する基本計画書に基づき、受発注者が協議し必要な費用を決定し、当該費用を計上する。

8 現場管理費の補正

(1) 積雪寒冷地の区分

1) 現場管理費の補正における積雪寒冷地の区分は次表による。

[地域区分一覧表]

県名	郡名	市町村名	地域区分
山形県		山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、 上山市、村山市、長井市、天童市、 東根市、尾花沢市、南陽市	4級地
	東村山郡、西村山郡、 北村山郡、最上郡、 東置賜郡、西置賜郡		
		酒田市、鶴岡市、庄内町、三川町、 遊佐町	地域外 (計上しない)

2) 施工時期が冬期となる場合の補正值は次表による。

[地域区分4級地における補正值]

冬期率 (%)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	—	0.01	0.02	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11
10	0.12	0.13	0.14	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.22	0.23
20	0.24	0.25	0.26	0.28	0.29	0.30	0.31	0.32	0.34	0.35
30	0.36	0.37	0.38	0.40	0.41	0.42	0.43	0.44	0.46	0.47
40	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.58	0.59
50	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.68	0.70	0.71
60	0.72	0.73	0.74	0.76	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.83
70	0.84	0.85	0.86	0.88	0.89	0.90	0.91	0.92	0.94	0.95
80	0.96	0.97	0.98	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04	1.06	1.07
90	1.08	1.09	1.10	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.18	1.19
100	1.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(例) 地域区分4級地の場合

$$\text{冬期率} = \frac{90 \text{ 日}}{250 \text{ 日}} \times 100\% = 36\%$$

※現場管理費補正值は 第4行第7列の交点 から 0.43 と読む。

9 共通仮設費及び現場管理費の補正の施工地域区分について

共通仮設費及び現場管理費の地域補正值及び適用地域の優先順位は、「国土交通省土木工事標準積算基準書」の規定によるが、「山間僻地及び離島」の判定方法は以下によるものとする。

なお、判定を要しない該当地区は次のとおりである。

「酒田市飛島地区」

(1) 判定

工事箇所が、山間僻地及び離島に該当するか否かの判定は、「山形県職員等の給与に関する条例」及び「給与の支給に関する基準と手続」で定める特地公署及び準特地公署の所在地区を参考とするほか、工事箇所毎に表－1の「基準点数調査表」により求めた合計点を用いて、表－2の「判定表」に基づき行う。

表－1 基準点数調査表

工事名: _____ 単位: 点

要素 基準点													調整点			計								
駅又は停留所までの距離	旧総合病院までの距離		病院までの距離		診療所までの距離		高等学校までの距離		郵便局までの距離		市町村役場までの距離		金融機関までの距離		スーパーマーケットまでの距離		市の中心地までの距離		県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地までの距離		飲料水の供給	ブロードバンドサービスの利用環境	携帯電話の利用環境	
A	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B						

(備考)
 ・A : 交通機関のない部分。
 ・B : 交通機関のある部分。

表－2 判定表

合計点		級別	山間僻地及び離島地域補正の可否
200点以上		6級	○
160点から	199点まで	5級	○
120点から	159点まで	4級	○
80点から	119点まで	3級	○
45点から	79点まで	2級	○
35点から	44点まで	1級	○
34点まで			×

(2) 採点表

基準点及び調整点の採点は次のとおりとする。

(3) 採点に当たっての留意事項

- ① 各要素の該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができない。
- ② 各要素の該当点数の採点において、交通機関のない部分の全部又は一部が次のいずれかに該当するときは、当該部分の距離について補正を行い、その距離によって採点する。
 - ア 急こう配又は狭あいである等の自然条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に1.5を乗じて得た距離
 - イ 急こう配で、かつ、狭あいである等の自然条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に2を乗じて得た距離
- ③ 各要素の該当点数の採点において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に1/2を乗じて得た距離によって採点する。
- ④ 当該箇所から医療機関（旧総合病院、病院又は診療所をいう。）までの距離の要素における該当点数の採点は、次のとおりとする。
 - ア 当該箇所から最短の距離ある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に3を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の採点の要素としない。この場合、上記①の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に3を乗じて得た点数を超えることができない。
 - イ 当該箇所から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に2を乗じて得た点数に旧総合病院までに距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の採点の要素としない。この場合において上記①の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に2を乗じて得た点数を超えることができない。
 - ウ 当該箇所から最短の距離にある医療機関が診療所で、かつ、当該箇所から当該診療所の次に近い医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に2を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の採点の要素としない。この場合において、上記①の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に2を乗じて得た点数を超えることができない。

(4) 参考

山形県人事委員会が「給与の支給に関する基準と手続」で指定する特地勤務手当を支給する公署及びこれに準じる公署は次のとおりである。

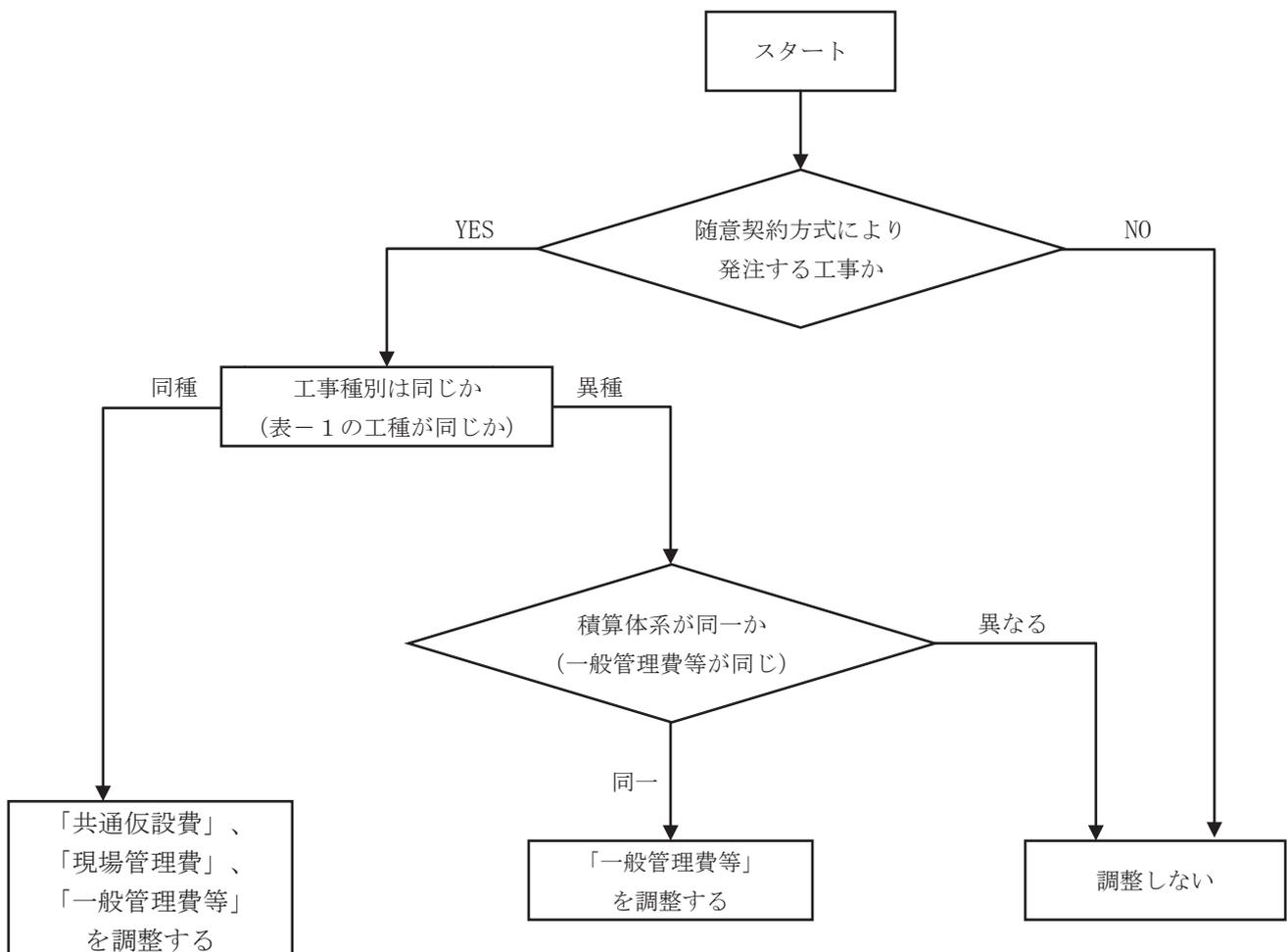
指定する公署		級別区分	所在地区
新庄警察署	清水駐在所	1級	大蔵村大字清水
同	赤倉駐在所		最上町大字富澤
高坂ダム管理課	(最上郡真室川町大字差首鍋2035)	2級	真室川町差首鍋
寒河江警察署	貫見駐在所		大江町大字貫見字大袋
村山警察署	大高根駐在所		村山市大字富並
尾花沢警察署	常盤駐在所		尾花沢市大字延沢
同	玉野駐在所		尾花沢市大字鶴巻田
同	宮沢駐在所		尾花沢市大字押切
新庄警察署	及位駐在所		真室川町大字及位
鶴岡警察署	山戸駐在所		鶴岡市山五十川字木ノ下
小国警察署	沼沢駐在所		小国町大字沼沢
同	北部駐在所		小国町大字舟渡
米沢警察署	玉庭駐在所	川西町大字玉庭	
荒沢ダム管理課	(鶴岡市荒沢字狩籠145)	3級	鶴岡市荒沢字狩籠
小国警察署	南部駐在所		小国町大字玉川
新庄警察署	肘折駐在所	4級	大蔵村大字南山
長井警察署	中津川駐在所		飯豊町大字上原
酒田警察署	飛島駐在所	6級	酒田市飛島字勝浦乙

指定する準公署		所在地区
米沢警察署	田沢駐在所	米沢市大字口田沢

10 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について

随意契約調整については、国土交通省土木工事標準積算基準書第1編「総則」第4章「随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費，現場管理費，及び一般管理費等の調整について」により行うが、下記運用に留意して調整するものとする。

- (1) 随意契約調整は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号「競争入札に付することが不利と認められるとき」、第5号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」を適用して調整を行うものとする。
- (2) 調整の対象とする工事は、『現工事の施工業者と随意契約方式により発注する工事』であるが、ダム、トンネル等の一体構造物（一体の構造物として完成後機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的として、分割して発注する工事の場合は、現工事としての全ての工事を対象に調整を行うものとする。
- (3) 基準の異なる工事（過年度発注工事）と随意契約を行う場合の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の率計算部分の積算については、現工事を含め、合計工事に対応する新基準の率により調整積算を行うものとする。
- (4) 随意契約調整積算を行う工事において、率以外の積み上げ積算によるものは、実態に合わせて調整積算を行うものとする。
- (5) 他官庁の工事との調整積算は行わない。
- (6) 共同企業体（JV）とその共同企業体（JV）の一構成員との調整積算は行わない。
- (7) 積算体系が異なる場合は、原則として調整積算は行わない。（仮設物が共用できる場合は、その部分のみ調整する。）



(表-1)

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレストコンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

11 異種工事の合併契約の取り扱いについて

異種工事を合併して契約する場合の積算方法は各々の積算体系により、積算した工事費計を単純合算した工事費とする。

ただし、仮設物において共通するものは、主体工事一括して計上するものとする。

12 変更請負代金の算定

変更請負代金額の算定は次式による。

$$\text{変更工事代金} = \text{変更工事価格} \times \frac{\text{当初請負代金額}}{\text{当初請負工事費}}$$

$$\text{変更請負代金額} = \text{変更工事代金} \times \{1 + (\text{消費税率} + \text{地方消費税率})\}$$

(注) 1. 変更工事代金は千円未満切り捨てとする。

2. 当初請負代金額、当初請負工事費は消費税相当額を含んだ額とする。

13 設計変更

(1) 一般事項

- 1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- 2) 設計変更時における現場管理費及び共通仮設費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(2) 設計変更における材料単価の取り扱いについて

- 1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の場合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- 2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- 3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- 4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。

14 一般管理費等率の補正について

契約の保証に必要な費用については、一般管理費等に計上することとし、その場合の一般管理費等率の補正は以下のとおりとする。

1. 一般管理費等率の補正

1) 補正值

補正值は、保証の方法により第1表に示すとおりとする。

2) 補正方法

前払金支出割合の相違による補正までを国土交通省 土木工事標準積算基準書により行い、この値に第1表の補正值を加算したものを、一般管理費等率とする。

第1表 契約保証に係る一般管理費等率の補正值 (c)

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。 (建設工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。 (建設工事請負契約約款第5条を採用する場合)	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

3) 具体的な補正方法

契約の保証に必要な費用を計上する場合の具体的な一般管理費等率の補正方法は、下記によるものとする。

① 当初設計の場合

$$G_1 \leq C_{p1} \times (G_{p1} \times b) + C_{p1} \times c$$

G_1 : 当初一般管理費等額

C_{p1} : 当初工事原価

G_{p1} : C_{p1} に相当する一般管理費等率

b : 前払金支出割合の相違による補正係数

c : 契約の保証に係わる一般管理費等率の補正值

② 変更設計の場合

i) 金銭的保証を必要とする場合

(イ) 変更工事原価 ≤ 当初工事原価となる場合

$$G_2 \leq Cp_2 \times (Gp_2 \times b) + Cp_2 \times c$$

G_2 : 変更一般管理費等額

Cp_2 : 変更工事原価

Gp_2 : Cp_2 に相当する一般管理費等率

b : 前払金支出割合の相違による補正係数

c : 契約の保証に係わる一般管理費等率の補正值

(ロ) 変更工事原価 > 当初工事原価となる場合

$$G_2 \leq Cp_2 \times (Gp_2 \times b) + Cp_1 \times c$$

G_2 : 変更一般管理費等額

Cp_1 : 当初工事原価

Cp_2 : 変更工事原価

Gp_2 : Cp_2 に相当する一般管理費等率

b : 前払金支出割合の相違による補正係数

c : 契約の保証に係わる一般管理費等率の補正值

ただし、 $1.3 \times (Cp_1 + G_1) < (Cp_2 + G_2)$ の場合は、下記による。

$$G_2 \leq Cp_2 \times (Gp_2 \times b) + Cp_2 \times c$$

G_2 : 変更一般管理費等額

Cp_2 : 変更工事原価

Gp_2 : Cp_2 に相当する一般管理費等率

b : 前払金支出割合の相違による補正係数

c : 契約の保証に係わる一般管理費等率の補正值

ii) 役務的保証を必要とする場合

$$G_2 \leq Cp_2 \times (Gp_2 \times b) + Cp_2 \times c$$

G_2 : 変更一般管理費等額

Cp_2 : 変更工事原価

Gp_2 : Cp_2 に相当する一般管理費等率

b : 前払金支出割合の相違による補正係数

c : 契約の保証に係わる一般管理費等率の補正值

2. 積算への計上

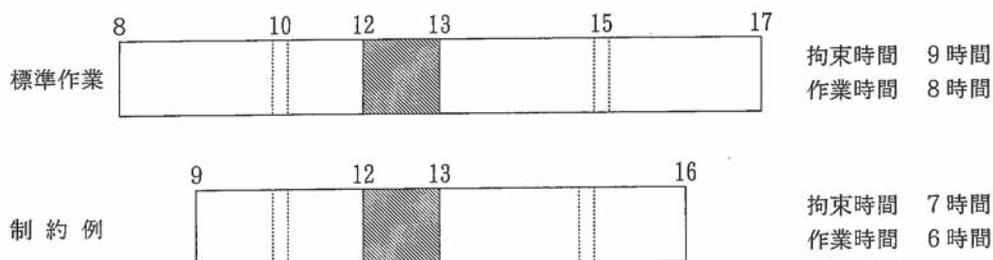
契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

15 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

本積算は工事現場において時間的制約を受け、通常の作業時間（8時間）が確保されない場合に適用されるもので、作業時間の低下に伴う労務補正を行うものである。

1 本積算を適用するにあたって、次の事項について留意すること。

- ① 工事発注前、工事着手後にかかわらず、交通管理者等の関係機関自治体から条件を付された場合または地元等と協議を行った際は、その記録を根拠資料として整理しておくこと。
- ② 本要領は現道工事等において継続的に作業時間の制約を受ける場合に適用されるもので一時的（毎週〇曜日）な制約には適用されない。なお、道路管理関係工事のうち経常維持工事には適用しない



- ③ 本積算の適用は、工事全般が制約を受ける場合は当然であるが、工事の中の工種（数量総括表でいう細別に分類されるものを指す）が継続的に制約を受ける場合にも適用される。
- ④ 同一工種内で制約を受ける対象区間と非対象部分に分けられる場合であっても、積算上は単価を分けることなく、非対象部分として取り扱う。

費目	工種	種別	細別	規格	単位	積算	
舗装	路盤工				式	非対象	
		上層路盤工			式	非対象	
			上層路盤		m ²	非対象	
	As舗装工				式	非対象	
		基層工			m ²	非対象	
		中間層			m ²	非対象	
			表層工		m ²	非対象	
	排水工				式	制約の対象	
			U型側溝			式	制約の対象
				第1種側溝		m	制約の対象
				第2種側溝		m	制約の対象
				第3種側溝		m	制約の対象

16 冬期屋外工事の歩掛補正について

1 冬期屋外工事の歩掛補正は、工事が11月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までにある工事で、かつ、12月1日から3月31日までの期間が全工期の2分1を越える工事について、補正の対象とする。

ただし、下記工種については適用しないものとする。

(1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内と認められている工事、又は、冬期施工が前提となっている非補正工事と補正対象屋外工事とを交差して発注する場合は、主体工事が屋外工事となる場合を除き補正しないものとする。

(2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生、その他屋外作業であっても、冬期条件下で施工することが前提となっている工事。

2 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊条件に対し必要となる保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別に必要額を積算するものとする。

3 歩掛の補正は「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」で規定する寒冷地手当を支給する地域の4級地に対して機関別に次表の割増を行うものとする。

工期始 \ 工期末	11月	12月	1月	2月	3月
11月	0	0	2	2	2
12月		2	3	3	2
1月			4	4	2
2月				3	2
3月					0

なお、寒冷地手当を支給する地域の4級地とは次の地域である。

〔 山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡 〕

4 設計変更等により、工期に伸縮を生じる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。ただし、繰り越し等により工期に伸縮が生じて、当初補正率により補正することが著しく不適当な場合については、この限りでない。

なお、対象工事の繰り越しを行った場合の歩掛補正については、3月31日までの出来高分に対して補正するものとし、施工時期が3月31日を越える出来高分については、歩掛補正の対象としないものとする。

5 橋梁工事等における製作・架設が一体となった工事で、架設が主体工事となる場合には、架設のみを対象として歩掛補正をするものとする。

6 主体工事が屋内で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合においては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始日から屋外作業の終了日までとする。

7 歩掛補正は、労務費に対して補正すものとし、次式により冬期補正労務費を算出し、積算するものとする。

$$\text{冬期補正設計労務単価} = \text{基本設計労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率}) \quad [10円未満四捨五入]$$

8 冬期屋外工事の歩掛補正については、国庫債務負担工事及び発注前に翌債手続きを終了し、発注時点より工期が翌年度に繰り越す工事には適用しないものとする。

17 間接工事費等の項目別対象表

スクラップについては、間接工事費及び一般管理費等の対象としない。

18 工事中除雪

工事中の現場内除雪に係る費用は、間接工事費の共通仮設費の準備費に積上げ計上する。

(1) 適用

本歩掛は工事中の現場内除雪に適用する。

(2) 地域区分

施工箇所の最寄りの観測地における一冬期間の累計降雪深から地域区分を選定する。

なお、積算の基準とする累計降雪深は、発注年度の前年度に策定された「除雪事業計画（山形県県土整備部）」に記載している「過去5年間の平均」を参考とする。

表1 地域区分

区分	一冬期間内の累計降雪深
A	1,000cm 以上
B	500cm 以上～1,000cm 未満
C	300cm 以上～500cm 未満
D	300cm 未満

(3) 積算

除雪費 = Σ (歩掛 × 各月の補正係数 × 各月の除雪面積)

歩掛：人力除雪は表2による

機械除雪は表3による

各月の補正係数：表4による

表2 人力除雪

(人/月/100m²)

区分	A	B	C	D	備考
土木一般世話役	1.5	0.85	0.5	0.35	
普通作業員	9.0	5.1	3.0	2.1	
軽作業員	3.0	1.7	1.0	0.7	

表3 機械除雪

(h/月/100m²)

区分	A	B	C	D	備考
ブルドーザ運転時間	0.56	0.40	0.24	0.16	普通 15t 級 排出ガス対策型 1次

表4 各月の補正係数

月	12月	1月	2月	3月	備考
補正係数	0.60	1.90	1.26	0.24	

(4) 単価表

① 人力除雪

名称	規格	単位	数量	適用
土木一般世話役		人		Σ (表2 × 表4 × A)
普通作業員		人		〃
軽作業員		人		〃
計				

(注) A：各月の除雪面積

② 機械除雪

名称	規格	単位	数量	適用
ブルドーザ	15t 級	h		Σ (表3 × 表4 × A)
計				

(注) A：各月の除雪面積

③ 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
ブルドーザ	普通型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	機-1	

(5) 除雪面積

- ① 除雪面積は、原則として余裕幅を見込まず、切取勾配は垂直とし、平面図上の投影面積とする。ただし、構造物施工箇所においては、片側あたり 0.5m の余裕幅を見込むものとする。

面積算出の例を以下に示す。

- i) 護岸：延長×（法面部＋3m）
- ii) ブロック製作ヤード：冬期間製作数／全製作数×ブロック製作所要敷地面積
- iii) 工事用道路：延長×4m

- ② 月毎の除雪面積の考え方は下図を参考とする。

単位：m²

区分		12月	1月	2月	3月	備考
工事現場内除雪	構造物Ⅰ	350	350			人力除雪
	構造物Ⅱ		200	150		
	構造物Ⅲ			300	200	
	合計	350	550	450	200	
工事用道路除雪	路線Ⅰ		400			機械除雪 (ブルドーザ)
	路線Ⅱ	800	800	800	800	
	合計	800	1,200	800	800	

図1 除雪面積算出図

(6) 留意事項

- ① 一冬期間の現場における実累計降雪深が当初計画（最寄りの観測地）と異なると判断される場合は、地域区分を見直し、除雪費の変更を行うことができる。
- ② 一冬期間内で工事が始まる、又は終了する際の現場における実累計降雪深と当初計画との比較は以下により行い、当初計画と異なると判断される場合は、地域区域を見直し、除雪費の変更を行うことができる。

表5 月毎の累計降雪深

単位：cm

区分	下限値（以上）				上限値（未満）			
	一冬期間内の累計降雪深							
	月毎の累計降雪深							
	12月	1月	2月	3月	12月	1月	2月	3月
A	1000				-			
	150	475	315	60	-	-	-	-
B	500				1000			
	75	238	158	30	150	475	315	60
C	300				500			
	45	143	95	18	75	238	158	30
D	-				300			
	-	-	-	-	45	143	95	18

- i) 当初計画の地域区分が「D」の場合

○例1

工事が1月中に終了し、実累計降雪深 = 200cm の場合

計画累計降雪深（上限値）= 45 + 143 = 188cm 未満

計画より実績が上回ることから、地域区分を「D」から「C」に変更する。

ii) 当初計画の地域区分が「B」「C」の場合

○例 2-1

地域区分が「C」で工事が2月中から始まり、実累計降雪深 = 200cmの場合

計画累計降雪深(下限値) = $95 + 18 = 113\text{cm}$ 以上

計画累計降雪深(上限値) = $158 + 30 = 188\text{cm}$ 未満

実績が計画上限値を上回ることから、地域区分を「C」から「B」に変更する。

○例 2-2

地域区分が「C」で工事が2月中から始まり、実累計降雪深 = 150cmの場合

計画累計降雪深(下限値) = $95 + 18 = 113\text{cm}$ 以上

計画累計降雪深(上限値) = $158 + 30 = 188\text{cm}$ 未満

実績が計画下限値と上限値内であることから、地域区分の変更は行わない。

○例 2-3

地域区分が「C」で工事が2月中から始まり、実累計降雪深 = 100cmの場合

計画累計降雪深(下限値) = $95 + 18 = 113\text{cm}$ 以上

計画累計降雪深(上限値) = $158 + 30 = 188\text{cm}$ 未満

実績が計画下限値を下回ることから、地域区分を「C」から「D」に変更する。

③ 当初除雪を見込んでいたが、現場の降雪が確認されなかった月については、変更で控除する。

④ 工事内容に変更が生じた場合は、変更内容に合わせ除雪期間及び除雪面積の変更を行うものとする。

⑤ 現場における実累計降雪深の対象期間は下図を参考とする。



図 2 降雪深観測対象期間

※用語の説明

i) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工事の始期」から「施工開始日」までをいう。

ii) 「施工開始日」とは、直接工事費に計上されている項目について施工を開始する日をいい、土木工事共通仕様書における「工事着手」（現場事務所等の設置又は測量を実施すること）は、「準備期間」に含まれる。

iii) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。

iv) 「後片付け期間」とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

19 現場環境改善費の積算に係る運用

現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計から計上する。

(1) 対象

原則として、土木工事標準積算基準書を適用して積算する全ての屋外工事を対象とする。

ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

① 「維持工事等」とは、間接工事費の適用工種区分において、「道路維持工事」又は「河川維持工事」を適用した工事とする。

② 「効果が期待できないもの」とは、次のとおりとする。

ア 工期が4ヶ月未満の工事とする。ただし、工期が4ヶ月未満の工事であっても、現場環境改善の効果が期待できるものについてはこの限りではない。

イ 舗装工事等、工事箇所が複数あって1箇所当たりの工事期間が短い工事や早期の工事完了を優先させるべき工事とする。

ウ 現場作業期間が極端に短い工事又は、現場作業期間が無い工事とする。

(2) 契約条件の明示について

① 現場環境改善費の積み上げ計上を適用する工事については、閲覧設計書に実施する内容を明示する。

② 現場環境改善費の率計上を適用する工事については、標準的な実施内容を契約図書に定めるものとして、次の各項を特記仕様書に明示する。

ア 現場環境改善費を計上する工事であること。

イ 現場環境改善費として、受注者が、必須として実施する内容又は、任意に選択できる内容を明示すること。

ウ 受注者は、具体的な実施内容と実施時期を事前に監督職員と協議し、その結果を報告すること。

(3) 実施確認について

率計上した現場環境改善費の実施確認については、監督職員が、受注者から報告される実施項目の数と内容を特記仕様書に定める内容と照らし合わせて確認するものとし、経費の見積りを徴する必要はないものとする。

20 落橋防止装置工に係る出来形管理に要する費用の計上

後付けの落橋防止装置工の出来形管理として行う「超音波探傷器」を用いた確認に要する費用については、共通仮設費の技術管理費に見積り等により積上げ計上する。

第Ⅱ編 共 通

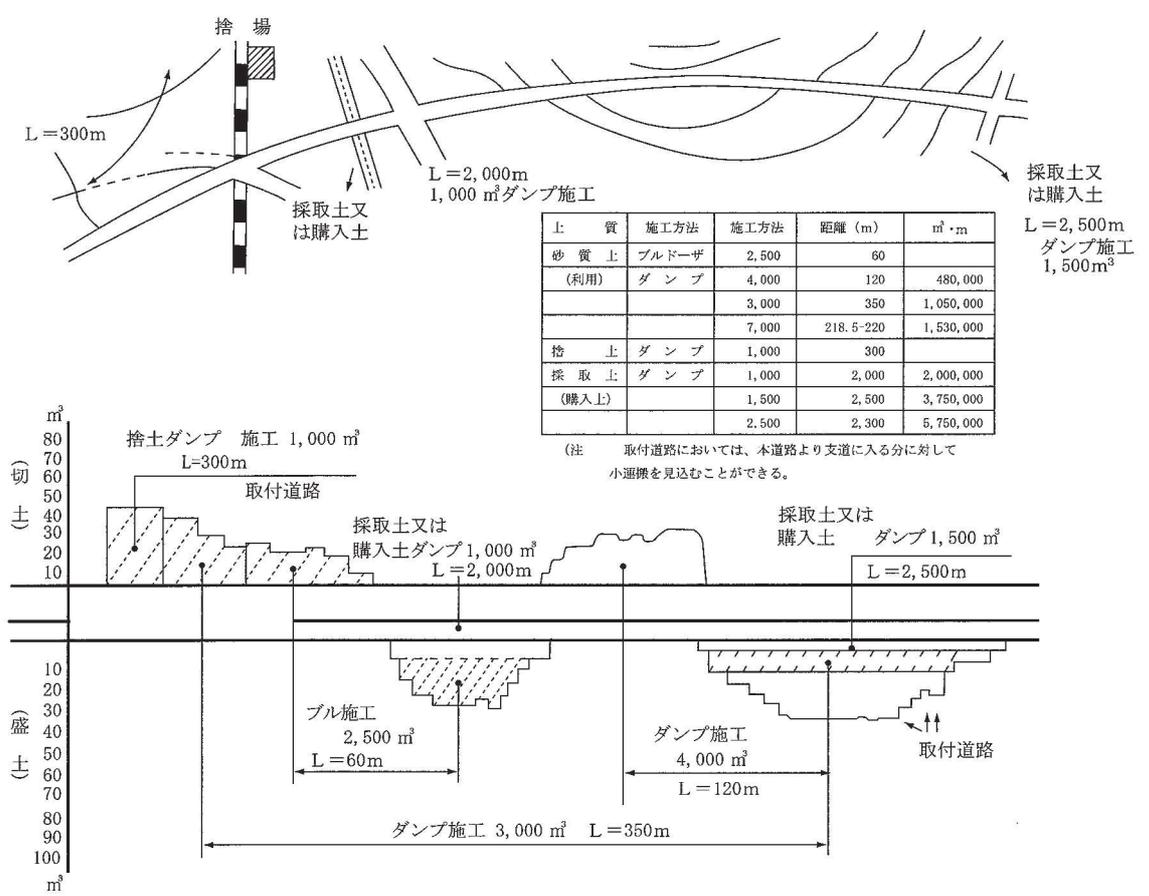
第1章	土 工	Ⅱ-1-1
第2章	共 通 工	Ⅱ-2-1
第3章	基 礎 工	Ⅱ-3-1
第4章	コンクリート工	Ⅱ-4-1
第5章	仮 設 工	Ⅱ-5-1
第6章	維持修繕業務委託等	Ⅱ-6-1

第1章 土 工

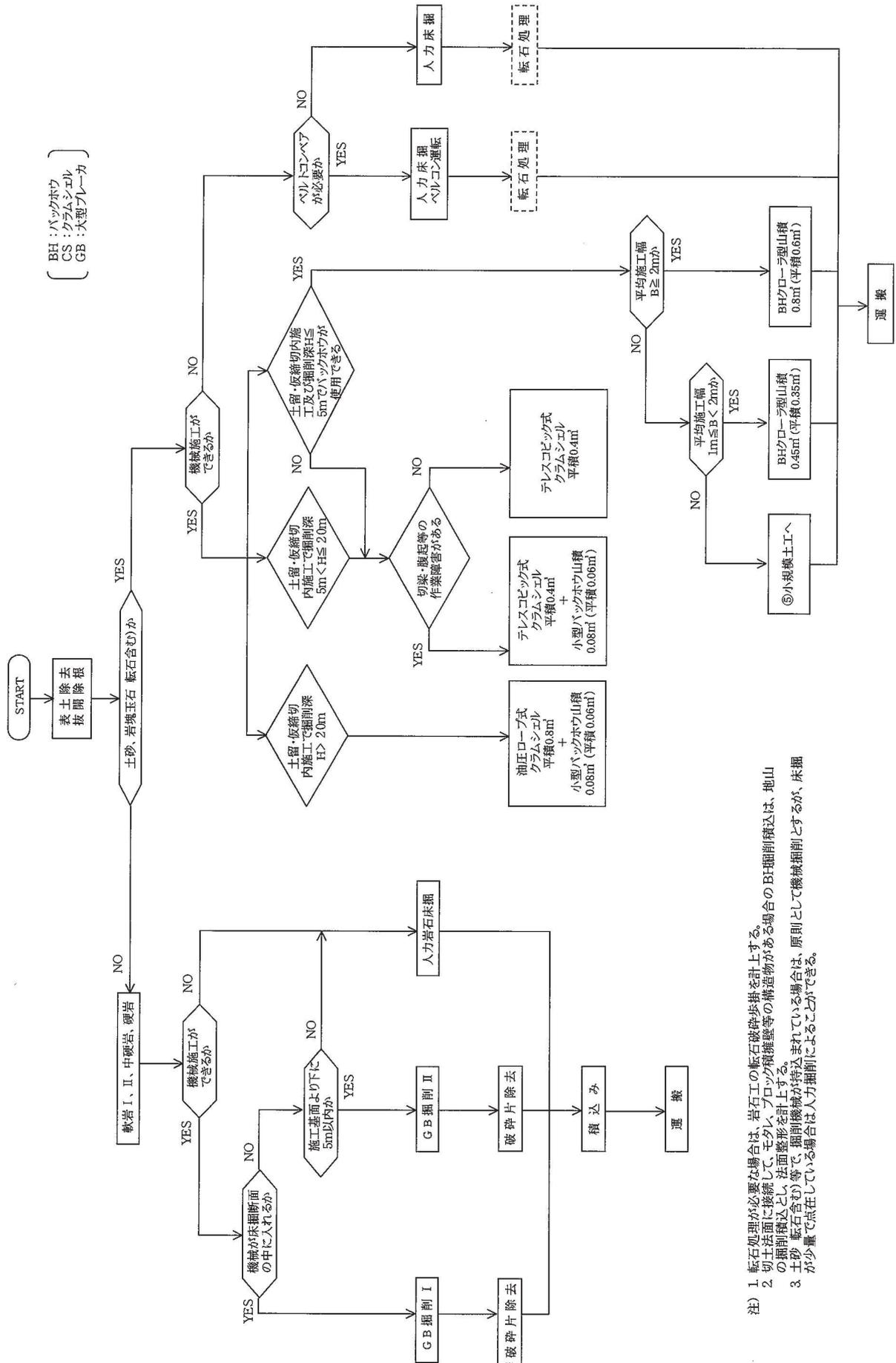
1 土工掘削の歩掛適用フローチャート ……	II-1-1	7 プレロード盛土 ……	II-1-6
2 床掘の歩掛適用フローチャート ……	II-1-3	8 床掘土を仮置する場合 ……	II-1-7
3 土量の変化 ……	II-1-4	9 人土工 ……	II-1-8
4 機械床掘 ……	II-1-4	1 畦畔つき土側溝 ……	II-1-8
5 転石破碎 ……	II-1-5		
6 岩掘削後の対象量 ……	II-1-5		

(1) 土量配分計画

土量の配分計画は土工指針に示してある土積図によるのを理想とするが、簡易方法としての一例を記してみる。



2 床掘の歩掛適用フローチャート



注) 1. 転石処理が必要な場合は、岩石工の転石破砕歩掛を計上する。
 2. 切土法面に接続して、モカシ、ブロック積擁壁等の構造物がある場合のBH掘削積込は、地山の掘削積込とし、法面整形を計上する。
 3. 土砂 転石含む等で、掘削機械が積込まれている場合は、原則として機械掘削とするが、床掘が少量で点在している場合は人力掘削によることができる。

3 土量の変化

国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅱ編「共通工」第1章「土工」①「土量変化率等」における土量の変化について、下記のとおり補足する。

地山の土量……掘削すべき土量

(ただし、地山を掘削し、そのまま直接、積込・運搬する場合は、掘削・運搬すべき土量)

ほぐした土量……運搬すべき土量

締固め後の土量…できあがりの盛り土量

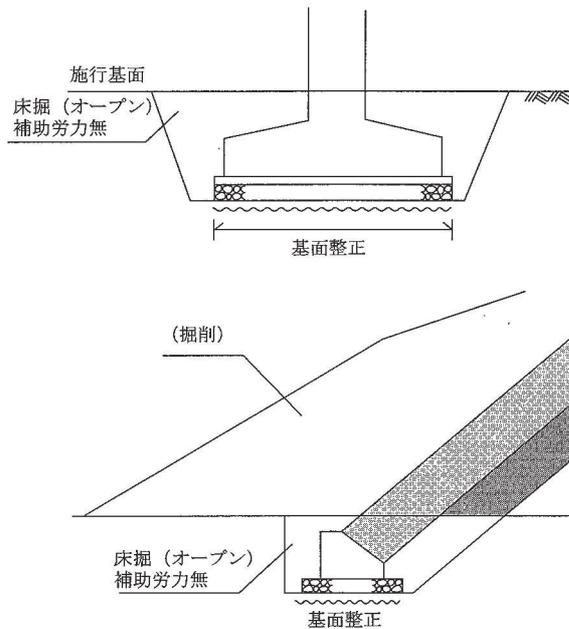
4 機械床掘

(1) 機種選定

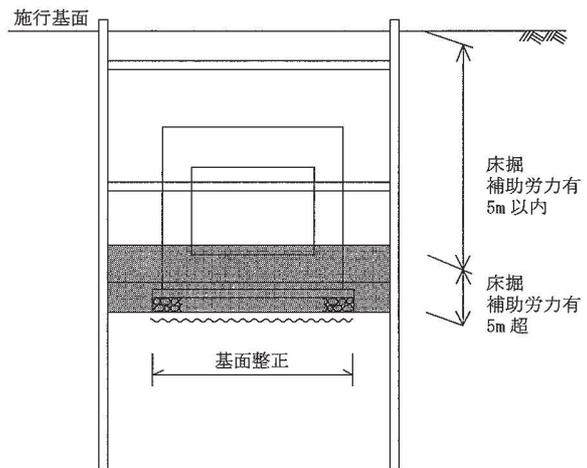
床掘を機械で行う場合の機種選定は、国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅱ編共通編第1章土木②-1機械土工3-3による。

(2) 積算例

① オープン掘削



② 土留式掘削



5 転石破碎

(1) 転石処理費の計上

転石径は、盛土等再利用の場合は50cm以上、捨土の場合は1 m以上を対象とする。

(2) 土質の適用

転石破碎後の土質は、破碎岩を適用するものとし、転石以外は、地山の土質によるものとする。

(3) その他

(イ) 転石の含有率に変更が予想されるため、あらかじめ当初の特記仕様書または現場説明書事項書に区間及び見込み含有量を明示する必要がある場合は〔実施の結果、大巾な変更が生じた場合は協議することができる〕旨を附記すること。

(ロ) 転石処理の確認は、概数確認とし、火薬使用量、転石の処理状況写真等を整備しておくこと。

6 岩掘削後の対象量

ブルドーザ集積用押土及びバックホウ破砕片除去の対象量は、掘削量の100%とする。

なお、地形が急峻な坂道などの片切りの場合で発破飛散及び自由落下等で飛散するものを見込む場合は、運搬対象量及び破砕片除去量は飛散自由落下土量を減じた量を計上しても良い。

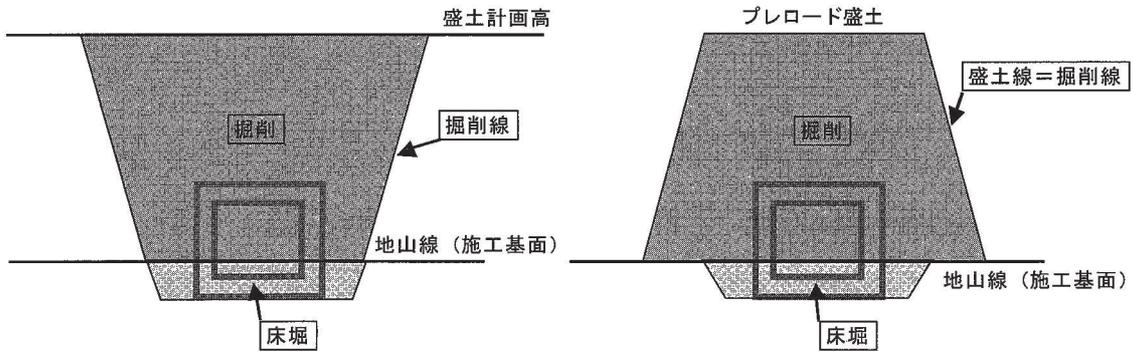
この際、飛散土の処理が必要な場合は、別途計上するものとする。

※飛散土量は、地形、土質により異なるため、各現場で定めること。

7 プレロード盛土

軟弱地盤におけるプレロード盛土については、以下のとおりとする。

1) 構造物部のプレロード盛土について



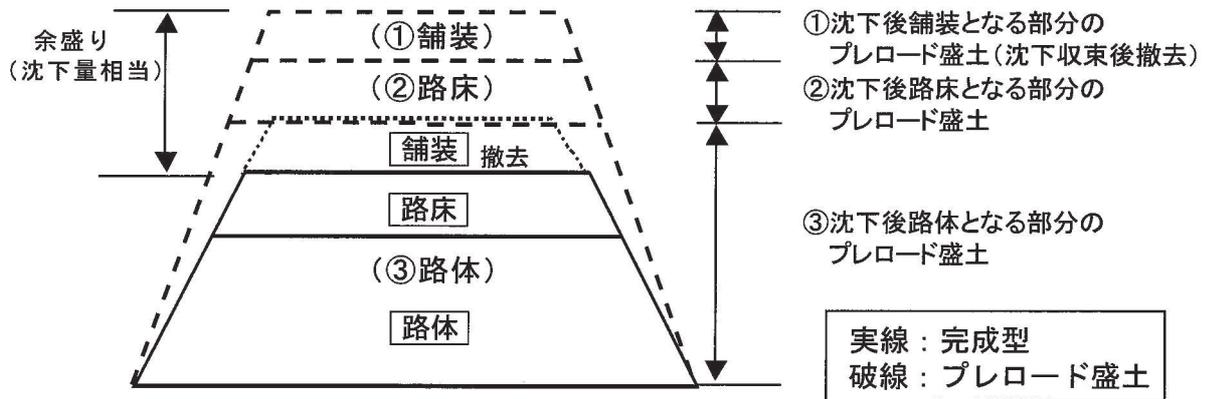
(1) プレロード盛土 (掘削部の積算)

上記左側の図のように一連の盛土として施工を行う場合は、図面 (縦断図など) に掘削線を明記し、特記仕様書等に締固めが必要ない旨記載する。

(2) 構造物施工時の作業区分

- | | | |
|-----------|--------------------|--------------|
| 1) 掘削・床堀 | 施工基面から上側：掘削、 | 施工基面から下側：床堀 |
| 2) 埋戻し・盛土 | 施工基面から上側：路体及び路床盛土、 | 施工基面から下側：埋戻し |

2) 一般部のプレロード盛土について



沈下収束後の盛土区分に従って積算を行う。

- ① 沈下後の舗装部 : 敷き均しのみ (沈下収束後撤去となる部分)、撤去は地山
- ② 沈下後の路床部 : 路床盛土
- ③ 沈下後の路体部 : 路体盛土

※積算上は想定出来ないものを積算するのではなく、あくまで設計値として積算を行うものとする。

8 床掘土を仮置する場合

構造物の床掘において、構造物付近に埋戻し分を仮置きすることが出来ず、別途仮置き場まで運搬し再度埋戻しに流用する場合の考え方は以下のとおりとする。

	地 山		仮 置 き 場		埋 戻 し
	床 掘	運 搬	積 込 み	運 搬	
土 砂	100m ³	100m ³	100m ³ (ルーズ)	100m ³	90m ³
軟 岩 I	100m ³	100m ³ (軟 岩)	100m ³ (ルーズ・レキ質)	100m ³ (軟 岩)	115m ³
軟 岩 II	100m ³	100m ³ (軟 岩)	100m ³ (ルーズ・レキ質)	100m ³ (軟 岩)	120m ³
中 硬 岩	100m ³	100m ³ (硬 岩)	100m ³ (ルーズ・破碎岩)	100m ³ (硬 岩)	125m ³ (岩補正)

なお上記については、同一の工事で仮置きが生じた場合の考え方であり、仮置き状態が長期間となっている場合は別途考慮する。

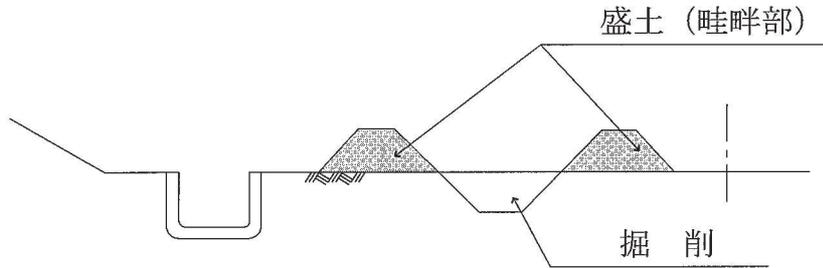
9 人 力 土 工

1 畦畔つき土側溝

(1) 土側溝については、国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編共通編第1章土工⑥人力土工によるものとする。

(イ) 盛土（畦畔部）は、人力盛土（埋戻し）を計上するものとする。

(ロ) 掘削は、人力掘削（床掘）を計上するものとする。

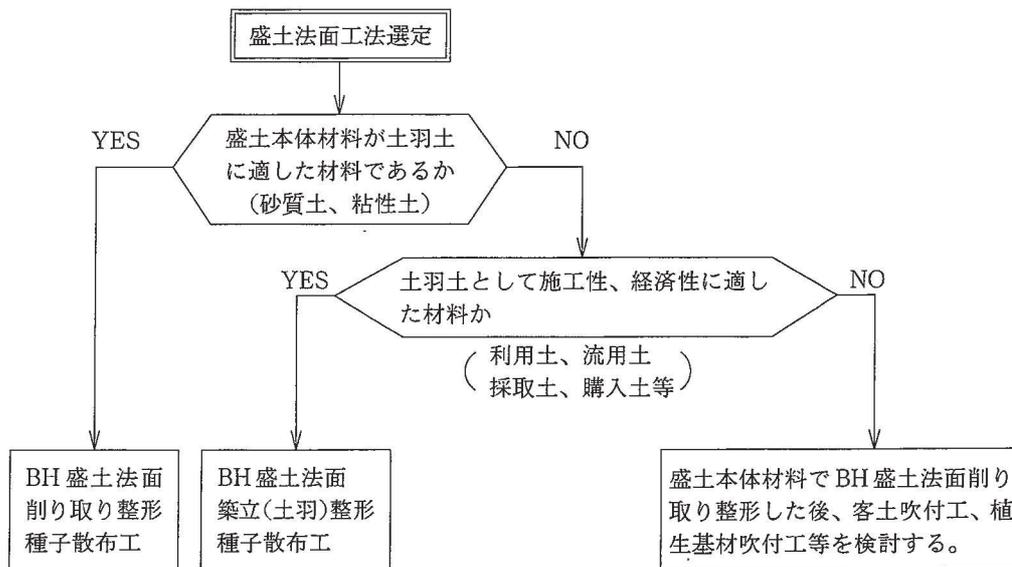


第2章 共通工

- | | | | | | |
|---|--------------------------------|--------|---|---------------------|--------|
| 1 | 道路工事の盛土法面工法 …………… | II-2-1 | 4 | 現場溶接（すみ肉溶接） …………… | II-2-2 |
| 2 | 軟弱地盤処理工における砂の補正係数について
…………… | II-2-1 | 5 | コンクリート合掌枠設置歩掛 …………… | II-2-3 |
| 3 | アンカー工の足場工の計上について …… | II-2-1 | 6 | コンクリート片法枠設置歩掛 …………… | II-2-4 |

1 道路工事の盛土法面工法

道路工事における盛土法面工法は下図によることを標準とする。



(注) 小規模法面等種子吹付機を持ち込むことが不適当と判断される場合は、張芝工によることができる。

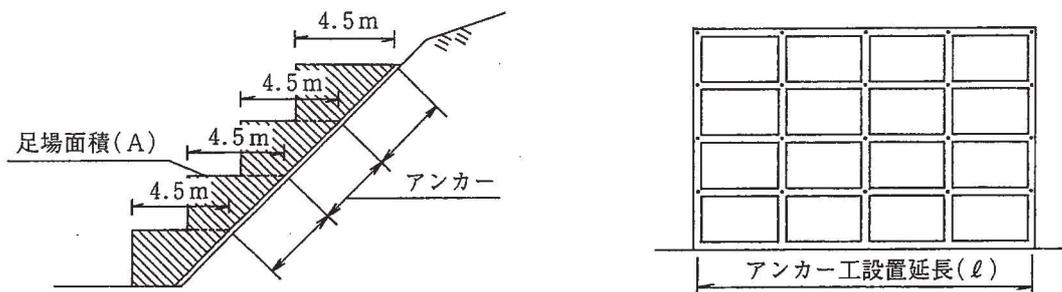
2 軟弱地盤処理工における砂の補正係数について

土木工事標準積算基準書の補正係数は購入砂を対象にしたものであり、直採方式の場合は、原則として試験により補正係数を定めるものとする。

3 アンカー工の足場工の計上について

- (1) 切土とアンカー工が同時施工となる場合は足場工は計上しない。
- (2) 既設構造物及び切土完了後等でアンカー工を施工する場合の足場工は次による。

① 足場工の計算

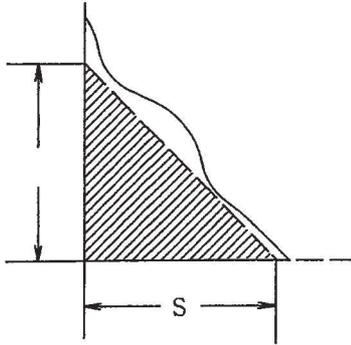


$$\text{足場工(空}\text{m}^3\text{)} = A \times (\ell + 2.25\text{m} \times 2)$$

A = 断面積(斜線部)

4 現場溶接（すみ肉溶接）

現場溶接の場合は下表の換算率を乗じて積算するものとする。



(イ) 等辺の場合

$$K = \frac{A}{21.8}$$

$$A = \frac{1.21S^2}{2}$$

サイズ (S)	サイズ 6 mm のすみ肉溶接 に対する換算率 (K)	サイズ (S)	サイズ 6 mm のすみ肉溶接 に対する換算率 (K)
3	0.3	19	10.1
4	0.5	20	11.1
5	0.7	21	12.3
6	1.0	22	13.5
7	1.4	23	14.7
8	1.8	24	16.0
9	2.3	25	17.4
10	2.8	26	18.8
11	3.4	27	20.3
12	4.0	27	21.8
13	4.7	28	23.4
14	5.5	30	25.4
15	6.3		
16	7.1		
17	8.1		
18	9.0		

5 コンクリート合掌枠設置歩掛

(1) コンクリート合掌枠4.0m当り歩掛表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
方 格 材 ①	150mm×150mm×3,300mm	本	2			合掌木 (小口)
” ②	” ” ”	”	2			”
” ③	” ” 3,600	”	1			梁 木 (小口)
” ④	” ” ”	”	1			”
” ⑤	120 ×120 ×2,400	”	17			敷成木
” ⑥	” ” 2,200	”	14			立成木
” ⑦	150 ×150 ×2,400	”	4			貫 木 (前)
” ⑧	” ” ”	”	4			” (後)
詰 石	径15 cm 以上	m ³	8.0			中詰用 (2.30+0.20)÷2×1.6=2.0m ² /m 2.0m ² /m×4 m
ボ ル ト	六角形 ℓ=35 cm φ=16 mm	本	22			合掌と貫締付 22本分 (1本 0.85 kg) 0.85×22=18.70 kg
”	” ℓ=32 cm φ=16 mm	”	28			立成木と貫締付 28本分 (1本 0.802 kg) 0.802×28=22.46 kg
鉄 線	亜鉛引 ℓ=2.0 m 10#	kg	2.14			敷成木と梁木結束 2回巻 17ヶ所×2.0=3.4 m (1本 0.126 kg) 0.126×17=2.14 kg
特殊作業員		人	0.29			詰石詰込、組立据付
普通作業員		”	4.33			”
一般世話役		”	0.33			”
トラック クレーン賃料	油圧4.8~4.9t吊	日	0.27			
小 運 搬	方格材	t	4.57			必要に応じて計上
”	詰 石	m ³	8.0			”
諸 雑 費		式	1			
計						

6 コンクリート片法枠設置歩掛

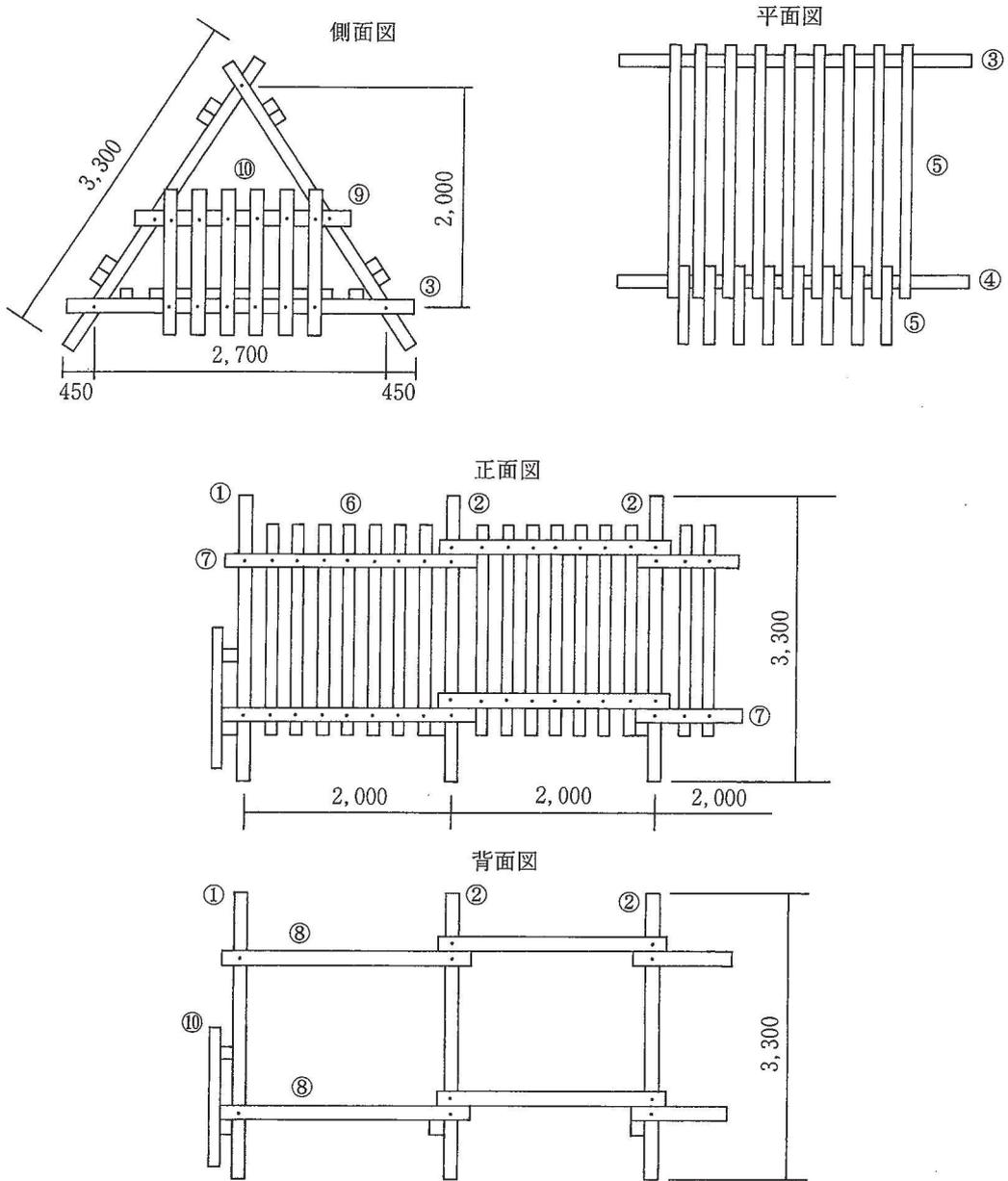
(1) V型コンクリート片法枠1組当り歩掛表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
方 格 材 ①	200mm×200mm×3,500mm	本	2			前柱木
” ②	” ” 3,200	”	2			後柱木
” ③	” ” 2,750	”	2			横 木 (上)
” ④	” ” 4,000	”	2			” (下)
” ⑤	300 ×200 ×4,800	”	2			前貫木
” ⑥	200 ×” ×”	”	2			後貫木
” ⑦	” ” ”	”	1			根太木
” ⑧	150 ×150 ×2,890	”	2			横成木
” ⑨	” ” 3,030	”	2			”
” ⑩	” ” 3,180	”	2			”
” ⑪	” ” 3,320	”	2			”
” ⑫	” ” 3,470	”	2			”
” ⑬	” ” 3,610	”	2			”
” ⑭	” ” 3,760	”	2			”
” ⑮	” ” 3,400	”	12			前成木
” ⑯	” ” 3,100	”	12			後成木
” ⑰	” ” 3,750	”	11			敷成木
詰 石	径15 cm 以上	m ³	19.5			中詰用 (1.40+2.60)÷2×2.5=5.0m ² /m 5.0m ² /m×3.9m
ボ ル ト	六角形 ℓ=60 cm φ=16 mm	本	4			前柱と前貫締付 4本分 (1本 1.242 kg) 1.242×4≒4.97 kg
”	” ℓ=54 cm φ=16 mm	”	24			前成木と前貫木締付 24本分 (1本 1.148 kg) 1.148×24≒27.55 kg
”	” ℓ=45 cm φ=16 mm	”	14			根太木と下横木(2) 後柱と後貫木(4) 前後柱と上下横木(8) 計14本分 (1本 1.007 kg) 1.007×14≒14.10 kg

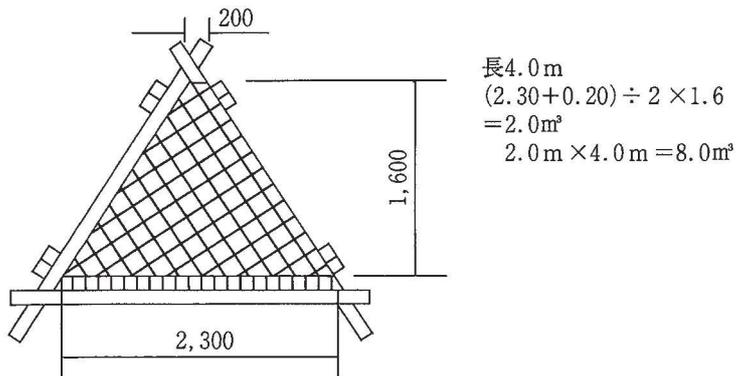
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ボ ル ト	六角形 $\ell = 40 \text{ cm}$ $\phi = 16 \text{ mm}$	本	52			後成木と後貫木締付(24) 前後柱と横成木締付(28) 計52本分 (1本 0.928kg) $0.928 \times 52 = 48.26 \text{ kg}$
三 角 座 金	$50 \text{ mm} \times 50 \text{ mm} \times 30^\circ$	ヶ	56			前柱と前貫木締付(4) 前成木と前貫木締付(24) 計28ヶ所分 両側分56ヶ
鉄 線	亜鉛引 $\ell = 2.5 \text{ m}$ 8 #	kg	8.15			敷成木結束2回巻 33ヶ所分 $33 \times 2.5 = 82.5 \text{ m}$ (1本 0.247kg) $0.247 \times 33 = 8.15 \text{ kg}$
特殊作業員		人	5.15			詰石詰込、組立据付
普通作業員		〃	11.85			〃
軽作業員		〃	4.30			〃
一般世話役		〃	2.95			〃
バックホウ運転	排出ガス対策型 クローラ型 山積 0.8 m^3 (平積 0.6 m^3)	h	3.90			
小 運 搬	方格材	t	14.39			必要に応じて計上
〃	詰 石	m^3	19.5			〃
諸 雑 費		式	1			
計						

合 掌 枳 図

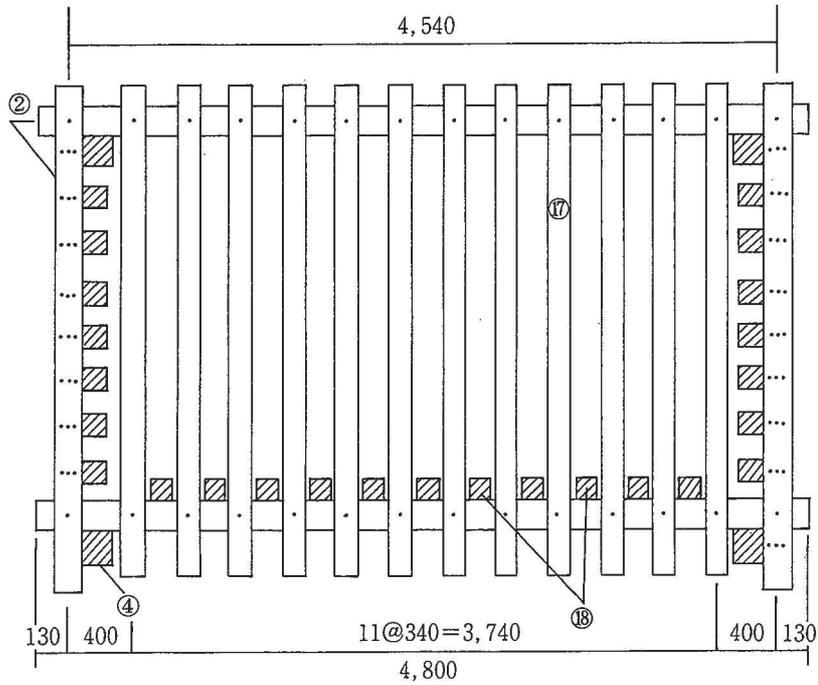
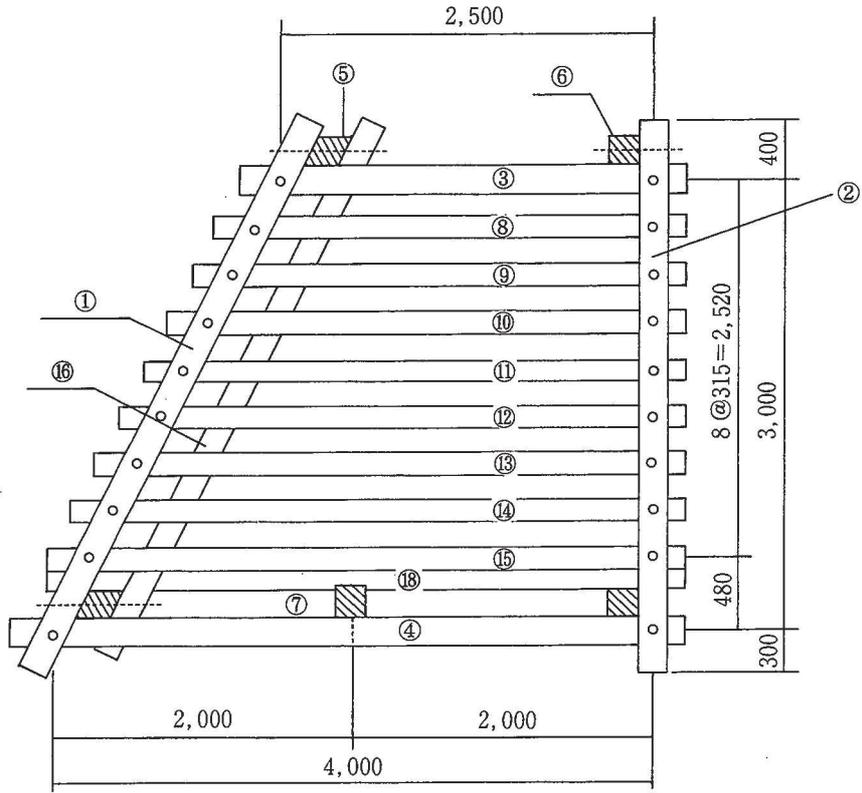
(イ) 形状寸法



(ロ) 詰 石 量



片 法 棒 V 型



第3章 基礎工

1 杭打機種	II-3-1	3 深礎工	II-3-2
2 場所打杭工	II-3-1	4 オープンケーソン工について	II-3-2
(リバースサーキュレーション工)			

1 杭打機種

(1) ディーゼルパイルハンマ及び油圧パイルハンマが同一工事で、選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは、下記による。

(イ) 使用機械は、各杭長毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。

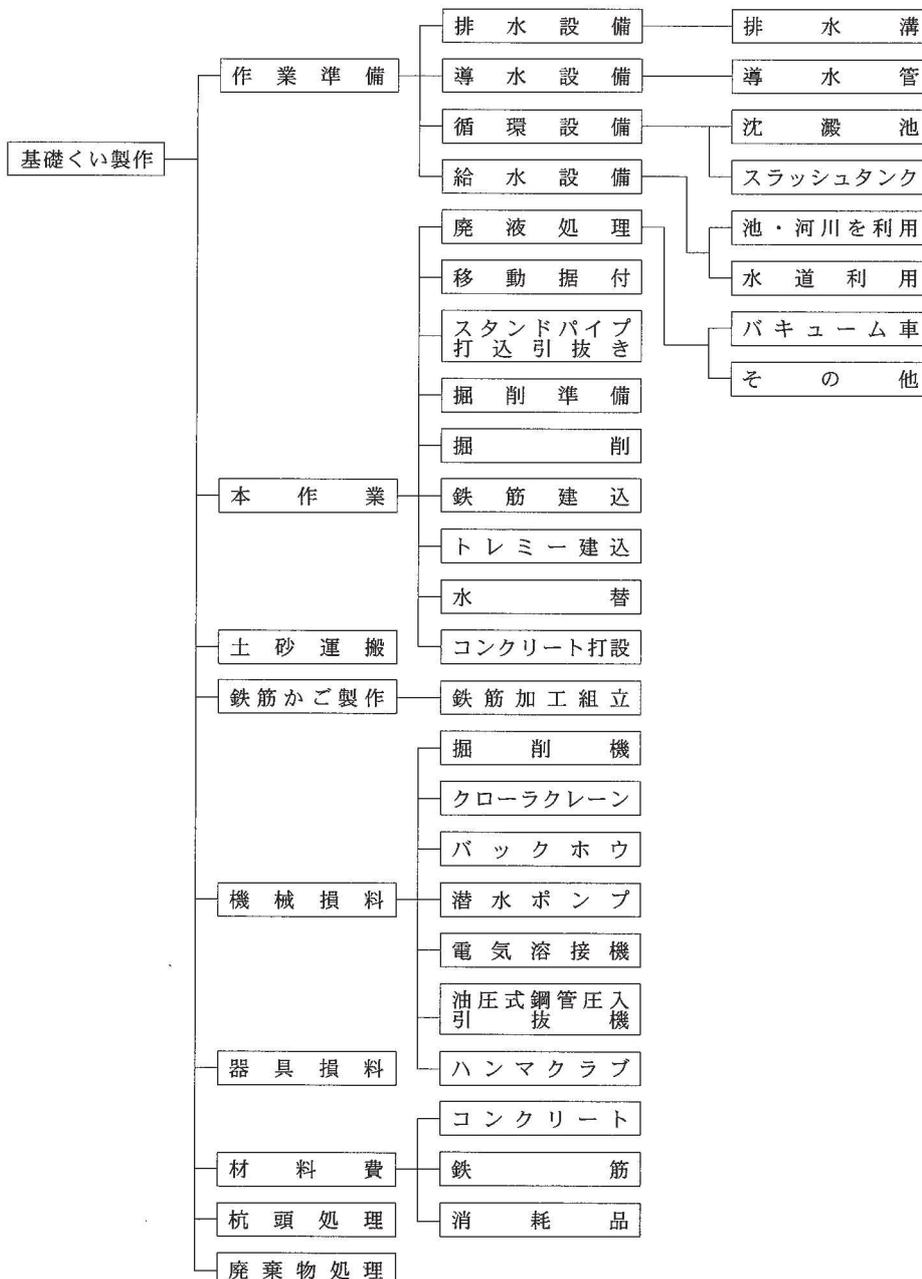
(ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。

(2) 中掘工等その他杭打工法についても、同一工事で選定基準により2機種以上となった場合は、(1)(イ)及び(ロ)と同様の取扱いによるものとする。

2 場所打杭工（リバーサーキュレーション工）

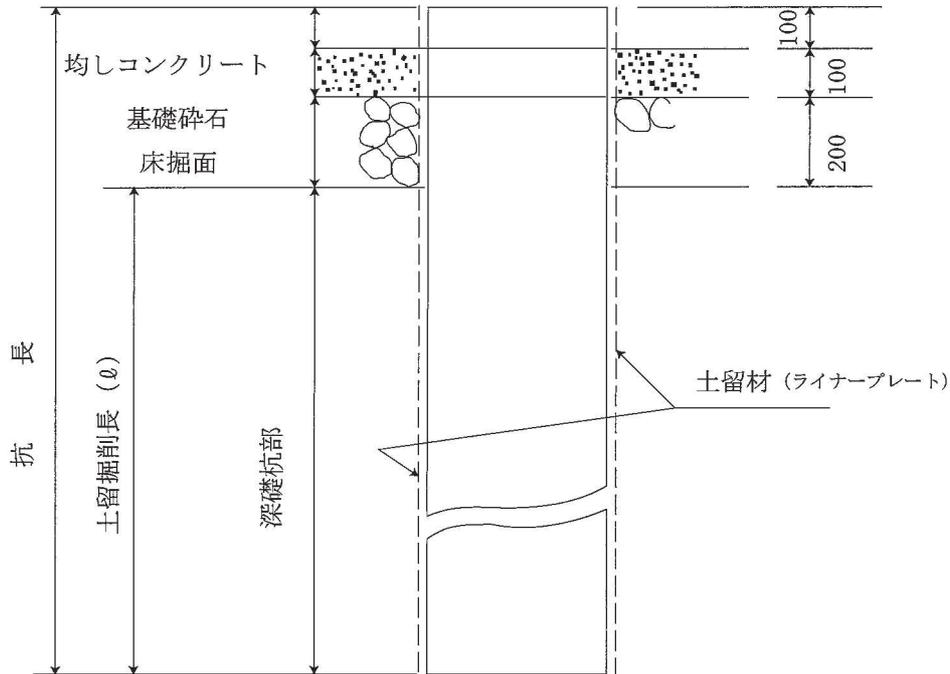
〔参考〕

(1) 積算の構成要素は次のとおりである。



3 深 礎 工

(1) 深礎工は下記要領により積算する。

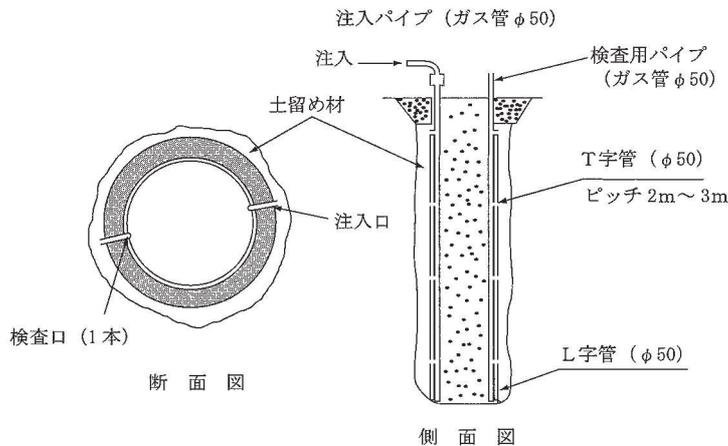


- (注) 1. 土留掘削長 (ℓ) は土留材の単位長を考慮のうえ決定するものとする。
 2. ライナープレートは杭長全長分設置 (撤去しない埋設) し、深礎掘削長は基礎砕石下面 (床掘面) からの長さとする。

(2) 裏込め注入

(イ) 土留材を掘削全長にわたって撤去しない埋設とした場合には、土留材と地山との間に生じる空隙を埋めるために、モルタル等で裏込め注入を行わなければならない。このためコンクリート打込み前にあらかじめ内径50mm以上のパイプを下図のように設置し、コンクリート打設後にこのパイプから低圧 (2 kg/cm²程度) の注入を行う。さらに注入がよく行われたことを確認するために別の検査用パイプを建て込むものとする。

なお、地盤状況や掘削時の状況によって注入パイプの本数および注入口の配置を決めるものとする。



4 オープンケーソン工について

載荷荷重および沈下促進のための装置等は、当初設計には計上せずに、これらが必要と認められた場合は変更設計において処理するものとする。

第4章 コンクリート工

1 圧送管組立撤去費……………Ⅱ-4-1	3 型枠工の適用……………Ⅱ-4-2
2 コンクリート特殊養生……………Ⅱ-4-1	4 基礎コンクリート打設の適用基準……………Ⅱ-4-2

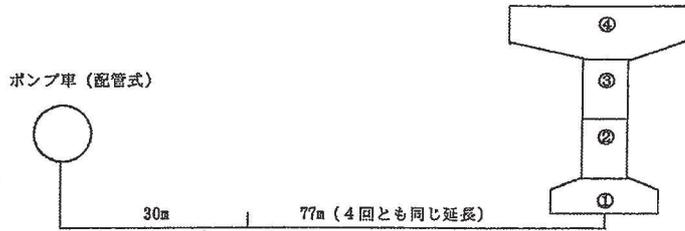
1 圧送管組立撤去費

(イ) コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超える場合は圧送管組立撤去費を加算するものとする。

(ロ) 加算方法は30mを超える延長に打設回数を考慮した平均延長を求めて行うものとする。

(ハ) 圧送管組立撤去費は、日々組立撤去するものに適用する。

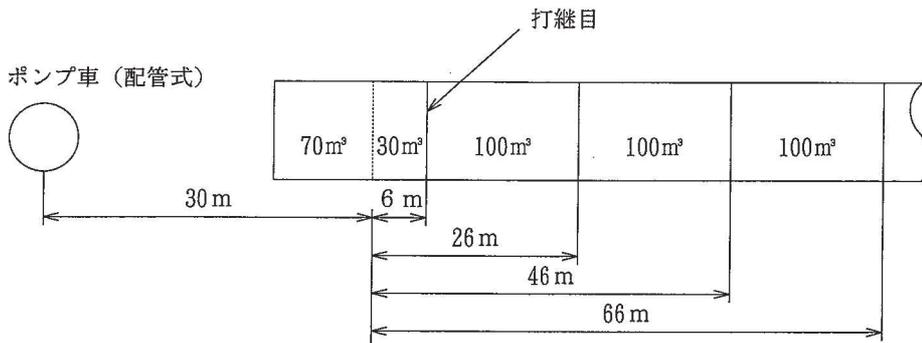
計算例①橋梁下部工等の場合



$$77 \text{ m (平均延長)} \times 4 \text{ 回} \times 0.46 \text{ 人/10m} = 13.8 \text{ 人 (普通作業員)}$$

入力条件の「圧送管延長」は、打設回数当りの平均延長=77mを入力する。

計算例②橋梁上部工（床版工）等の場合



入力条件の「圧送管延長」は打設回数当りの平均延長=36mを入力する。

$$(6 + 26 + 46 + 66) / 4 = 36 \text{ m}$$

2 コンクリート特殊養生

(1) 適用期間

国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第4章コンクリート工①コンクリート工9. 養生工(特殊養生)9-2 特殊養生工についてはコンクリート打設工程が冬期間施工(12月~3月)になる場合に適用するものとする。

① ジェットヒーターによる養生

・鉄筋構造物の場合は、ジェットヒーターによる養生を原則とする。

② 練炭による養生

・①以外の場合

(2) 養生用足場

養生用足場は、原則として計上しないものとする。

3 型枠工の適用（構造物単位歩掛を除く）

国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)第2章⑤-1 場所打擁壁工(1)、⑧-1 函渠工(1)、第IV編第4章①共同溝工(1) (2)第7章⑩-1 橋台・橋脚工(1)」を除く型枠工の適用基準は、次表による。

種 類	適 用
鉄 筋 構 造 物	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋構造の擁壁、橋台、橋脚 ・ポンプ場下部工 ・半径R = 5 mを超える構造物の円形部 ・水路 ・ボックスカルバート ・水門、樋門、樋管 ・橋の地覆 ・その他鉄筋量の多い構造物等
無 筋 構 造 物	<ul style="list-style-type: none"> ・重力及びもたれ式擁壁等 ・マッシュな基礎 ・比較的単純な鉄筋を有する半重力式擁壁及び橋台等 ・海岸堤防
円 形	<ul style="list-style-type: none"> ・半径R = 5 m以下の構造物の円形部
小 型 構 造 物	<ul style="list-style-type: none"> ・水路及び側溝等の断面積が小さく連続している構造物 ・法留 ・側溝及び集水柵の蓋 ・集水柵等のように比較的コンクリート量の少ない形状の複雑な構造物 ・防護柵等の基礎で少量（1 m³程度以下）のコンクリートが点在している構造物 ・管渠に接続する吞吐口の型枠
均 し 型 枠	<ul style="list-style-type: none"> ・均しコンクリート ・境界ブロック等の基礎型枠 ・縁石を用いた現場打L型側溝

4 縁石等の基礎コンクリート打設及び基礎コンクリート型枠の適用基準

	歩車道境界ブロック・地先境界ブロック	組み合わせL型側溝 (縁石を用いた現場打ちL型側溝)
基礎コンクリート打設区分	無筋構造物	小型構造物
基礎コンクリート型枠区分	均しコンクリート型枠	均しコンクリート型枠

第5章 仮設工

1	仮設工について……………	II-5-1	6	矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械…	II-5-6
2	仮設備材料損率……………	II-5-4	7	仮（棧）橋（既設品を除く）設置撤去工	
3	鋼矢板の修理費及び損耗費の適用…	II-5-4		……………	II-5-6
4	仮設物（土留、仮締切、仮橋等）年度を越えて存置する場合等の取り扱い……………	II-5-5	8	締切排水工について……………	II-5-7
5	運搬路等の補修……………	II-5-5	9	工事用仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上についての補足事項……………	II-5-7

1 仮設工について

仮設等（工事用プラント設置、仮設工事及びこれらの維持保守作業等を総称する。以下同じ）は、目的工事を達成するうえでの手段となるものであるから、目的物そのものとは異なり、請負工事では、本来、その施工者である請負者の任意によるものを建前とすべきものである。

よって仮設等の多くは、この原則に従い、何らかの条件をも付けずに、請負者の任意（任意仮設）とすることが望ましい。

しかしながら、工事計画上どうしても必要な場合又は、管理瑕疵その他第三者に対する損害の発生を防止するため必要がある場合には、その一部又は全部について請負者の施工に任意性を認めず、条件明示をすることにより発注者の意図にそう最小限度の制約をこれに加える必要がでてくる。

また一方、その規模構造等を決定する際の設計条件に不確定要素があり、発注者、受注者間の見積上での考え方に重大な相違を生む恐れがある場合、又は施工時点で大巾な構造上の変更をひき起す恐れがある場合にも、条件明示をしておく必要がでてくる。

工事費に計上される仮設工について、整理分類すると一般的に下記のようなになる。

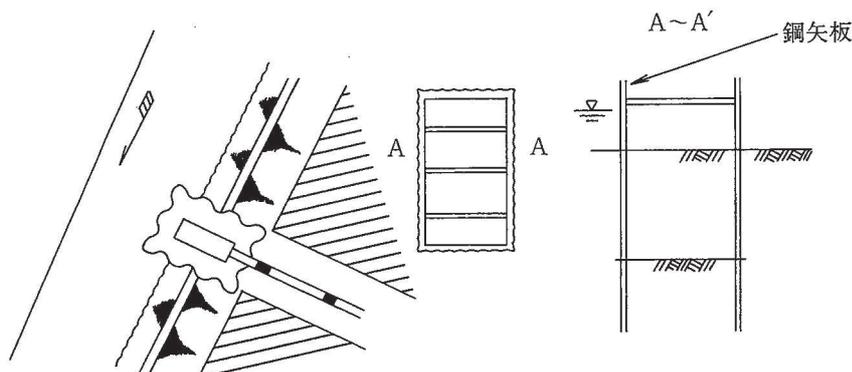
(1) 指 定 仮 設

近接する既設構造物への影響や一般交通等、第三者への影響等に十分配慮した仮設方法を事前に設定しておく必要がある場合、仮設等の設計条件、構造詳細、使用材料の材質や規格ならびに数量を明示する契約方法で、具体的には次に掲げるもの、及びこれらに類するものとする。

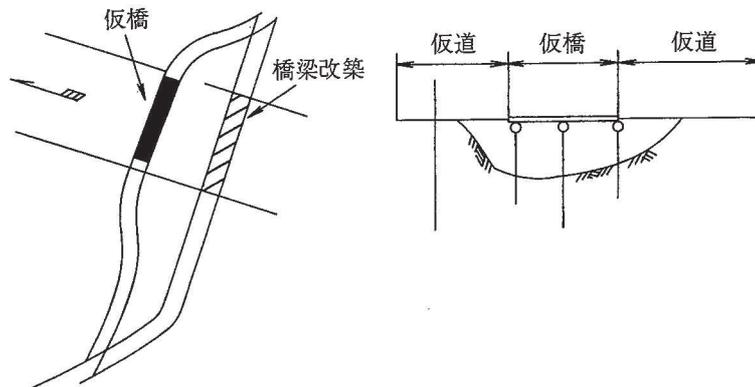
- (a) 仮 橋 仮 道 一般交通の用に供するもの
- (b) 仮 締 切 人家、公共施設等への影響が大きい堤防の機能を一時的に喪失させるような工事の仮締切で、例えば本堤を開削するために締切の場合等。
- (c) 仮 水 路 人家、公共施設等への影響が大きいもの、及び管理者の協議等により、本工事と同程度の施工をするもの。
- (d) 仮 土 留 人家、公共施設等への影響が大きいもので、例えば護岸式堤防で人家等に近接して仮土留工を施工する場合等。
- (e) 支 保 工 重要構造物に支障を与えることなく工事を施工する必要がある場合等で、特別に工法を指定して施工するもの。
- (f) 防 災 設 備 人家、公共施設等に近接した箇所①発破作業等を施工する場合の防護柵、②落石防止用の柵または囲い等の工法を指定して施工するもの。
- (g) 特に仮設工法を指定する場合
任意仮設工のうち諸般の条件により、請負者の自主的な工法にまかせることが不適当な場合。

(h) 指定仮設工の例

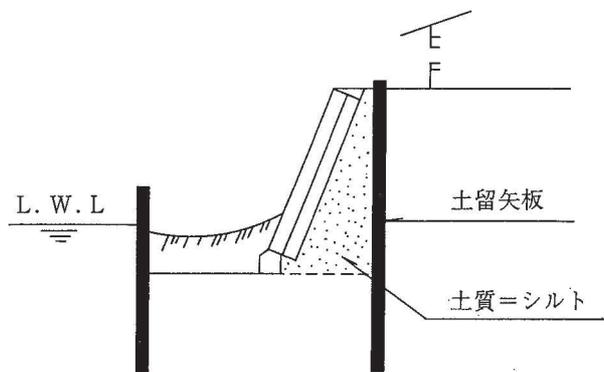
例1 河川本堤を開削して横断暗渠を設置する場合、鋼矢板の仮締切工は設計図書により明示する。この場合、仮締切工は (b) に該当するので指定仮設工事とする。



例2 橋梁改築工事が長期を要するので仮道、仮橋を設け一般交通の用に供する場合、仮道、仮橋は設計図書により明示する。この場合仮橋、仮道工は(a)に該当するので指定仮設工事とする。



例3 人家、公共施設等への影響の大きい仮土留工は(d)に該当するので指定仮設工とする。



例4 工用道路の計画等において発注者が自らすでに第三者から用地を借地し、位置等を自由に選べないなどの場合は(g)に該当するので指定仮設工とする。

例5 河川内工事にあつて仮棧橋等の設置に際し、事前に河川管理者と施設の位置及び構造詳細等についてすでに協議がなされている場合は、(g)に該当するので指定仮設工とする。

例6 供用中の現道直下における構造物構築のための路面覆工等の場合には(a)に当るので指定仮設工とする。

(2) 指定仮設工は設計図書に基づき施工し、変更手続き等も本工事と同様の取り扱いとする。

(3) 任意仮設

指定仮設以外の仮設等で、仮設のための工法や使用材料等は、契約上特に定めない限り原則として施工者の自由選択に任す契約方法で発注者の積算方法に対し他の手段、方法をもって施工しても本工事を安全かつ完全に実施し、他に支障をおよぼさないと認められるもので次のとおりとする。

- (a) 簡易な仮締切、仮水路、仮土留、工用仮道、仮橋、棧橋、支保工、保安設備、足場、プラント、索道、水替、運搬方法およびこれらに類するもの。
- (b) 設計図書には請負者の施工する仮設等の設計条件、構造、使用材料等について、技術上の必要性等の合理的な理由により必要な事項を明示することができる。※設計図書へ「参考」の旨を明示すること。
- (c) 任意仮設は原則として実施した本工事の内容に応じた変更は行わない。ただし本工事の内容変更に伴う工事量の増減および地質、地下水、天候等自然的条件のようにあらかじめ予測することが不可能な事項について著しい変更が生じる等により、特に変更が要すると認められた場合は設計変更の対象とする。

(d) 任意仮設の種類

種	類	仮	設	等	
排	水	仮	設	仮締切工、瀬替工、水替工、仮水路工等	
保	安	仮	設	発破施設、防護柵	
運	搬	仮	設	仮道、仮橋、現道補修、ケーブル施設、運搬用軌道	
設	備	仮	設	用水、電力施設、プラント設備等	
工	事	用	仮	設	仮土留、足場、支保工、型枠、舗装工事の夜間照明設備、工事用除雪等

(4) 施工条件明示

施工条件（工事現場の数々の制約条件）は契約条件となるものであるから、「土木工事特記仕様書作成要領」に基づき設計図書の中に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に従って、設計変更等適切に対応するものとする。

2 仮設備材料損率

(1) 線路布設設備材料損率

(1 現場当り)

種 別	損 率 (%)			摘 要
	丸 太	ペ ー ジ	モールスパイキ	
線 路 布 設	栗 20 松 40	20	20	

(2) 給水・給気設備

(1 現場当り)

種 別	損 率 (%)			摘 要
	ゴムホース	鋼管、ガス管	ビニルパイプ	
給 水 設 備	60	20～30	50	
給 気 設 備	30	10		

(3) 仮廻し水路等

(1 現場当り)

仮設材名	設置期間別損率 (%)					
	1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満
合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85
鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85
コンクリート管	50					

合成樹脂管・ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管・塩化ビニルホース・高密度ポリエチレン管を対象とする。

3 鋼矢板の修理費及び損耗費の適用

河川等の締切工事で捨石や埋れ木等の障害物がある場合及び海岸又は著しい酸性河川等における修理費及び損耗費については、充分調査検討のうえで適用するものとする。

4 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）年度を越えて存置する場合等の取り扱い

当該工事以外にも使用する等のために設置した仮設物で、当該工事完了後も存置させる場合の取扱いは次によることを標準とする。

(1) 仮設物の損料及び賃料（以下損料等という）は、年度を通算した存置期間を考慮し、下記により算定するものとする。

	土留、仮締切	仮橋	仮橋（既製品）
賃料単価（リース料金）	山形県単価又は物価資料	山形県単価又は物価資料	山形県単価又は物価資料
1 現場当たり修理費及び損耗費	建設用仮設材賃料積算基準	建設用仮設材賃料積算基準	山形県単価又は物価資料

(2) 設置した当該工事に計上する損料等は、当該工事の工期内に係わる損料等のみとし、1現場当たり修理費及び損耗費は撤去時に計上するものとする。

(3) 当該工事完了後の当該年度内及び次年度（4月1日以降）分の損料等については、それぞれ別途に当該仮設物を設置した請負者と契約することを原則とする。

この場合の積算は、損料等を工事原価として一般管理費等を計上するものとする。

(4) 次年度分の損料等は、当該工事の伺い日にかかわらず、その年度の単価による。

(5) 上記(3)に基づいて別途に契約する場合に、保安費、1現場当り修理費及び損耗費、撤去費等を含めて契約しようとする場合は、その積算、契約の方法等について担当課に打ち合せするものとする。

上記の取扱いをする設備は、指定仮設であることを前提とする。

5 運搬路等の補修

(1) 適用範囲

工場現場内、堤防上、一般の道路及び工事専用道路を補修する必要がある場合に適用する。

(2) 補修材料

再生クラッシャーラン（特別事情ある場合は切込砂利）とし、その最大粒径は40～80mm程度のものを標準とする。

ただし、市町村道以上の道路については、事情に応じて25mm程度のものを使用してもよい。

(3) 補修材料の数量

幅×厚さ×延長＝設計数量

※ 現場内の幅は3.5mを標準とする。

（現場内に設ける運搬路は全幅4.0m、砂利敷幅は3.5mを標準とし、縦断勾配、曲線半径等現場条件を考慮の上決定するとともに、待避所設置も併せ考慮する。）

※ 厚さは、工期、施工時期、現場の状況を充分調査し、勘案のうえ決定すること。

(4) 補修費について

(イ) 農道又は堤防等で一度に10cm以上の砂利を布設する場合は造成とみなし別途に計上するものとする。この場合の敷均しは、機械施工を原則とするが、人力による場合は路盤工（歩道）による。

(ロ) 公道の使用期間及び補修時期等については、事前に管理者と打合せし、文書確認を行っておくこと。

(5) 契約上の取扱い

(イ) 市町村道以上の道路については、補修区分並びに仕様について特記仕様書に明示すると共に、補充材料の数量も記載すること。

(ロ) 工事現場内の道路等で、一般の交通に供しない場合は、原則として一式計上とする。

但し、河川敷等で不可抗力(出水、軟弱地盤の沈下など)と解される事由により一式契約が不適当と思われる場合は㎡によること。

(ハ) 一式契約のものは設計変更の対象としないことを原則とする。

6 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械

(1) バイプロハンマが同一工事で、選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは、下記による。

(イ) 使用機械は、型式、打込み長及びN値毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。

(ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。

(ハ) 機械の運搬台数は、打込み引抜きが連続作業の場合は1台とし、それ以外は、原則として打込み、引抜き各々計上する。

7 仮(棧)橋(既製品を除く)設置撤去工

(1) ブラケットにガードレールを建て込む工法の場合は、溶接工、トラッククレーン、諸雑費率は計上しない。

(2) 仮(棧)橋損料等

仮(棧)橋部材の損料等の計上は、下記を標準とする。

部 材 名	部 品 名		重 量 算 出	損 料 等
主 部 材	H形鋼	主桁支持	積 上 げ	山形県単価又は物価資料(仮設鋼材賃貸料金) ただし、主桁、受桁の1現場当たり修理費及び損耗費は、 軽作業とする。
		覆工板		
副 部 材	形鋼	桁綾手	〃	仮設材の損料率
		取付プレート及びボルト類	〃	副部材損料 …… 副部材(B)

(注) 1 存置期間が長期になる場合及び大規模な仮橋等で上記によりがたい場合は別途考慮する。

2 副部材の形鋼は、H形鋼を除く。

3 主部材におけるH形鋼、覆工板の1現場当たり修理費及び損耗費は、建設用仮設材賃料積算基準による。

(3) 仮(棧)橋の積算について

仮(棧)橋等の基礎杭の打込み、引抜き時にバイプロハンマを使用する場合、標準の付属機械(クローラクレーン)が現場条件等により、これにより難しい場合はバイプロハンマの起振力を考慮し、ベースマシンの選定を行う。

8 締切排水工について

(1) 排水ポンプの運転日数

締切排水工において、排水ポンプの運転日数は、工事の規模、現場の状況を勘案し、積上げて算出するものとする。

なお、常時排水の供用日数は、作業休止日数（週法定労働時間 40 時間及び休祝日、気象条件等による作業休止日数）を考慮し、不稼働率により補正するものとする。

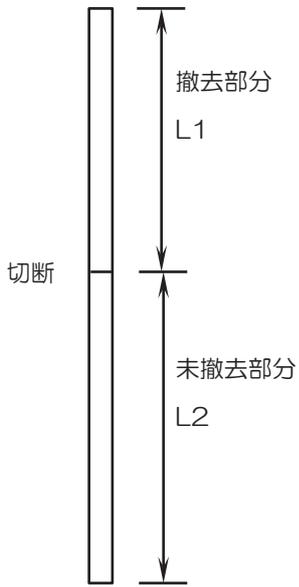
供用日数＝作業実日数×不稼働率

不稼働率＝1＋雨休率 ※雨休率については、別途定める。最新の値を参照のこと。

9 工事中仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上についての補足事項

国土交通省土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 共通工 第5章仮設工の工事中仮設材（鋼矢板、H形鋼等）の計上に関して、次のとおり補足する。

「当初より、現地の状況で1本もののうち、一部を撤去しない場合」で撤去部分（L1）がスクラップ長未満の場合

	<p>(1) 中古品の場合 (市中価格(新品)×80%)×質量 ※80%には新品価格に対する中古価格割合及び残存価値を考慮しているため、スクラップ控除は計上しない。 ※ただし、官保有材とする場合は、 (市中価格(新品)×90%)×質量を計上し、スクラップ控除を計上する。</p>
	<p>(2) 新品の場合 (市中価格(新品)×90%)×質量 ※90%には残存価値を考慮しているため、スクラップ控除は計上しない。 ※ただし、官保有材とする場合は、 (市中価格(新品)×質量)を計上し、スクラップ控除を計上する。</p>

第6章 維持修繕業務委託等

1 維持修繕業務委託等における諸経費率について	II-6-1	(3) 雪寒施設等設置撤去業務委託における諸経費率	II-6-1
(1) 河川維持修繕業務委託における諸経費率	II-6-1	(4) 流域下水道維持修繕業務委託における諸経費	II-6-1
(2) 道路維持修繕業務委託における諸経費率	II-6-1	(5) 空港緑地管理業務委託における諸経費	II-6-1

1 維持修繕業務委託等における諸経費率について

維持修繕業務委託等に用いる諸経費率は、次のとおりとする。

また、総価契約により維持修繕に準じた業務を発注する場合においても、これらの諸経費率を適用できるものとする。

(1) 河川維持修繕業務委託における諸経費率

	諸経費率
河川維持修繕業務委託	59.2%

(2) 道路維持修繕業務委託における諸経費率

	諸経費率
道路維持工事	65.3%
舗装工事	71.6%
橋梁保全工事	121.6%

(3) 雪寒施設等設置撤去業務委託における諸経費率

	諸経費率	備考
雪寒施設等設置撤去	65.3%	防雪柵、スノーポール等

(4) 流域下水道維持修繕業務委託における諸経費率

	諸経費率
流域下水道維持修繕業務委託	66.3%

(5) 空港緑地管理業務委託における諸経費率

	諸経費率
空港緑地管理業務委託	41.2%

第Ⅲ編 河 川

第1章 河川海岸	Ⅲ-1-1
第2章 河川維持工	Ⅲ-2-1
第3章 砂防工	Ⅲ-3-1
第4章 地すべり	Ⅲ-4-1
第5章 急傾斜地	Ⅲ-5-1

第1章 河川海岸

1 消波根固ブロック工	Ⅲ-1-1	5 仮締切用タイロッド及びタイロープ等の積算	Ⅲ-1-3
2 床均し	Ⅲ-1-1	6 海岸消波工（突堤・離岸堤）について	Ⅲ-1-4
3 護岸仮締切用排水量	Ⅲ-1-2		
4 鋼矢板二重締切の中詰土	Ⅲ-1-2		

1 消波根固ブロック工

(1) コンクリートブロックの施工断面

(イ) 根固工断面のうち、ブロック1個並べとなる部分は、床掘などにより、全体の高さが不揃いにならないように設計すること。

(ロ) 捨込みは規定通りに行うのが難しいので設計断面は点線で表示すること。

(2) 根固ブロックの主鉄筋は異形鉄筋を使用することを標準とする。組立筋は普通鉄筋でもよいが、同一工事での規格品との混用は避けること。(無規格品を使用する場合は、特記仕様書にその旨明記のこと。)

(3) 異形コンクリートブロック製作場所敷地面積

異形コンクリートブロックの製作にあたっての所要敷地面積は、異形コンクリートブロック製作個数により、次表を標準とする。

(単位：㎡)

異形コンクリート ブロック重量	延 製 作 個 数 (個)				摘 要
	～500	～1,000	～2,000	～3,000	
～3 t	1,600	1,700	1,900	2,100	
～6 t	2,200	2,900	4,300	5,800	
～25 t	2,800	4,100	6,800	9,400	

(注) 用地を借地とする場合は1サイクルの製作個数、製作ストックヤード等を考慮して別途積算する。

2 床 均 し

(1) 人力床掘の場合は床均しは見込まない。

(2) 床掘を機械で計上した場合の床均し歩掛は、土木工事標準積算基準書 第1章土工 機械土工の基面整正によるものとする。(不陸整正のほか、乱された部分の締固を含み、残土の処理は含まない。なお、構造物の基礎で床掘後、床掘面で杭打機などの重機・運搬車等の作業があり床拵えの必要がある場合には適用して良い。)

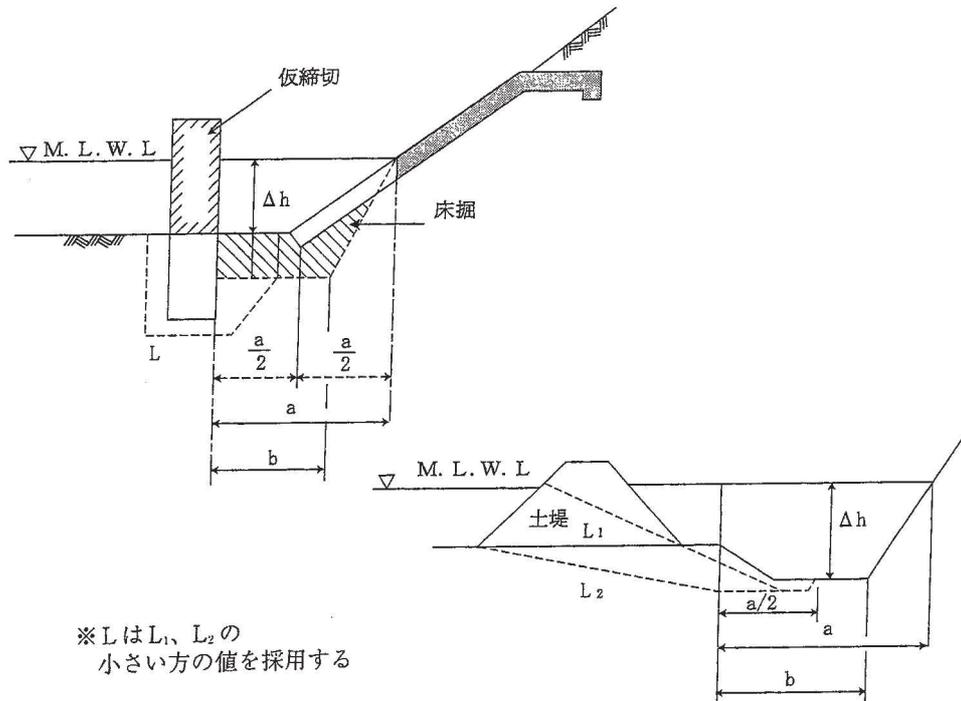
3 護岸仮締切用排水量

護岸仮締切用排水量は下表を標準とする。

排水量 m^3/h 排水面積 $200m^2$ （延長 $50m$ 、幅 $4m$ ）当り

土 質	動 水 勾 配 ($\Delta h/L$)			
	0.20	0.25	0.30	0.35
シルト系	10	10	10	10
土砂系	20	30	30	40
シルト等を含んだ砂	70	90	110	130
砂	150	180	220	250
砂利系	290	360	430	500

- (注) 1 排水面積に応じて排水量を増減する。
 2 L 及び Δh は代表面より決める。



排水量を算定する水位はM.L.W.L.を原則とするのが施工場所によっては必ずしもM.L.W.L.が施工時の適切な水位と言えないこともあるので施工時期の状況を十分調査して水位を決定する。

排水面積の算出は下記によるものとする。

作業時排水……………排水面積 = 排水延長 × a

常時排水……………排水面積 = 排水延長 × b

4 鋼矢板二重締切の中詰土

(1) 「中詰砂」を水締する場合の歩掛は下記による。

$$Q = V \times g \times 5 \text{ (} m^3/hr \text{)}$$

Q : 1時間当り必要水量 (m^3/hr)

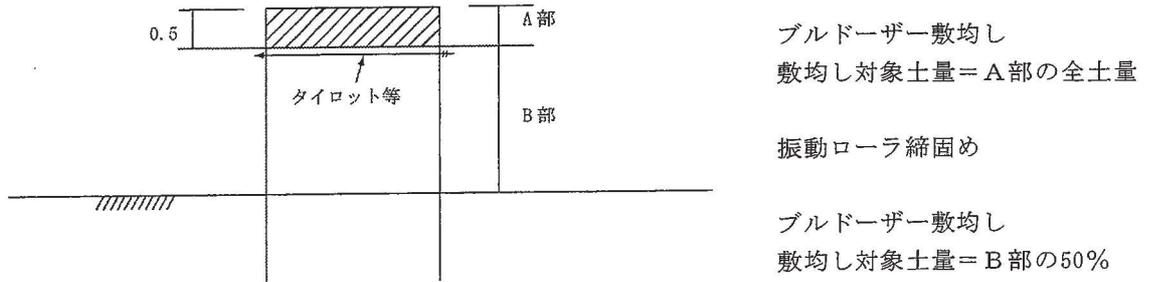
V : " 中詰砂投入量 (m^3/hr)

g : 中詰砂の単位質量 (t/m^3)

- (イ) ポンプ口径及び必要台数がQにより決定する。
- (ロ) ポンプの選定は積算基準書（縮切排水工）によるものとし日運転時間は「中詰砂」の投入作業時間と同一とする。
- (ハ) 運転労務は特殊作業員とし、ポンプの運転、吐出口の管理、移動を行い、縮切1ヶ所当たり1人/日（中詰作業日）を計上する。

(2) 水縮しない場合の中詰工については下記による。（縮切巾5 m以上）

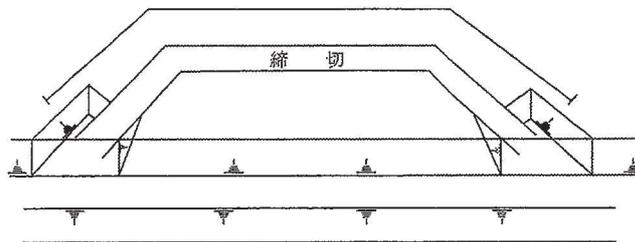
- (イ) 締固めしない土砂の土性（単重、安息角など）で仮縮切を設計する。
- (ロ) 積算については下記を参考とする。



(注) 中詰土（B部）の土量変化率は1.0とする。

- (3) 1 「中詰砂」及び土砂投入機種選定は下図による。（縮切幅5 m以上）
- 2 ブルドーザの規格は、全国版による。

ダンプトラック搬入、ブルドーザー敷均し



5 仮縮切用タイロッド及びタイロープ等の積算

(1) 単年度で使用する場合

$$A = B - (1 \text{ 組当り重量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

A：1組当り設計計上単価（円）

B：タイロッド及びタイロープ等の1組当り単価

（見積価格）

(2) 2カ年以上に亘り使用する場合

(イ) 途中年度の設計計上方法

$$A = B \times \frac{\text{当年度使用期間(月)}}{\text{全体使用期間(月)}}$$

(ロ) 最終年度の設計計上方法

$$A = \left(B \times \frac{\text{最終年度の使用期間(月)}}{\text{全体使用期間(月)}} \right) - (1 \text{ 組当り重量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

(注) 転用できる範囲は同一現場で同一規格とする。

(3) Bの見積り価格及びスクラップ単価は、当該年度の価格とする。

6 海岸消波工（突堤・離岸堤）について

(1) 作業船の作業能力

作業船の組合せによる1サイクル当りの施工時間及び作業船の往復運搬時間は 国交省土木工事標準積算基準書 によるものとする。

(2) 引船のえい航速度

回航用引船及びえい航用引船のえい航速度は 国交省土木工事標準積算基準書 によるものとする。

(3) 作業船関係の休止率（参考資料）

作 業 船	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
自航潜水土船 (捨石均し工)	1.41	0.78	0.34	0.17	0.56	0.89	2.00
自航潜水土船 (ブロック製作・据付工)	1.45	0.80	0.35	0.18	0.58	0.91	2.05
クレーン付台船 又は非航起重機船	1.45	0.80	0.35	0.18	0.58	0.91	2.05

(注) 1 陸上機械関係は損料算定基準の標準休止率を採用する。

2 上記表を適用する場合は4月～10月を原則とし、それ以外の月の休止率を用いる場合は別途協議するものとする。

3 積算工期を設定し、その期間の月毎の休止率の平均値を用いるものとする。但し、工期は実質作業期間とする。

4 実質作業期間が中途にまたがる場合は次による。

(1) 15日以下の場合は、前月または翌月の休止率の差の1/2だけ該当月より下げる。

(2) 16日以上の場合は、該当月の休止率をそのまま用いる。

5 積算休止率の数値のまるめ方は次による。

(1) 平均休止率は小数2位を二捨三入、七捨八入し、小数2位止（0又は5止）

(2) 積算休止率が1.02を超える場合は小数2位を切捨てし、小数1位止

6 同一工事の中で二つ以上の構造物（二工種以上の場合も同じ）を施行する場合、A構造物が完了しないとB構造物が着工できない時、全体工程で休止率を算定すると休止率が高くなる時があるので、その場合はA、Bを分けて休止率を算定する。

7 工事数量が少ない場合は、標準「着工時期」によらないで工程表を作成する。

8 変更の場合の休止率の算定

(1) 現状不一致及び当初から変更を予定して特記仕様書等で相手方に掲示して契約した場合は原積算と合算して算出する。

(2) 前項(1)以外で新規工種及び施工延長、面積の増工等の場合は、その変更対象数量に対して算出する。

第2章 河川維持工

1 堤防除草歩掛について……………	Ⅲ-2-1	2 堤防天端補修工……………	Ⅲ-2-1
-------------------	-------	----------------	-------

1 堤防除草歩掛について

- (1) 人力除草は原則として行わないこと。

2 堤防天端補修工

- (1) かき起し、補修材敷均し厚さは5～10 cmを標準とする。

第3章 砂 防 工

1 砂防指定地等関係単価表	Ⅲ-3-1	7 内部型枠計算方法	Ⅲ-3-6
2 適用範囲	Ⅲ-3-3	8 キャットウォーク設置基準	Ⅲ-3-7
3 掘削工法について	Ⅲ-3-4	9 埋設物について	Ⅲ-3-7
4 切土法面整形、床均し歩掛	Ⅲ-3-5	10 索道仮設工歩掛（参考）	Ⅲ-3-8
5 コンクリート工の標準機種について	Ⅲ-3-5	11 砂防設備越冬施設歩掛（参考）	Ⅲ-3-9
6 間詰工について	Ⅲ-3-5		

1 砂防指定地等関係単価表

(1) 砂防指定地標識（様式第1号-1）設置10基当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標 識 板	100 cm × 70 cm × 0.20 cm 耐食アルミ合金板	枚	10			概況図型0.70m ² 封入レンズ型
支 柱	φ60.5×2.3×3,000 ^m /m	本	20			合成樹脂静電粉体焼付
床 掘		m ³	20.0			
埋 戻		〃	15.6			
切 込 砕 石 基 礎	80 ^m /m以下、t=10cm	m ²	7.7			
コ ン ク リ ー ト	小型構造物	m ³	3.6			
型 枠	小型(2)	m ²	19.2			
一 般 世 話 役		人	1.1			
普 通 作 業 員		〃	3.7			材料小運搬、据付等一式
諸 雑 費		式	1			
合 計						

備考) 標識は山形県砂防指定地等標識設置基準によるものとする。

(2) 砂防指定地標柱（様式第2号）設置1.0本当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標 柱	12 cm × 12 cm × 100 cm	本	1.0			コンクリート製
建 込	普通作業員	人	0.20			床掘、埋戻、小運搬、建込等
諸 雑 費		式	1			
合 計						

備考) 標柱は山形県砂防指定地等標識設置基準によるものとする。

(3) 砂防指定地標識（様式第3号-1）設置10基当たり単価表

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
標 識 板	φ60 cm×0.12 cm 耐食アルミ合金板	枚	10			告示型、封入レンズ型
支 柱	φ60.5×2.3×3,000 ^m /m	本	10			合成樹脂静電粉体焼付
床 掘		m ³	13.9			
埋 戻		〃	12.0			
切込碎石基礎	80 ^m /m以下、t=10cm	m ²	3.6			
コンクリート	小型構造物	m ³	1.5			
型 枠	小型(2)	m ²	12.0			
一般世話役		人	0.8			
普通作業員		〃	2.6			材料小運搬、据付等一式
諸 雑 費		式	1			
合 計						

備考) 標識は山形県砂防指定地等標識設置基準によるものとする。

(4) 砂防設備標識（様式第4号）設置10基当たり単価表

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
標 識 板	90 cm×70 cm×0.20 cm 耐食アルミ合金板	枚	10			封入レンズ型
支 柱	φ60.5×2.3×3,000 ^m /m	本	20			合成樹脂静電粉体焼付
床 掘		m ³	20.0			
埋 戻		〃	15.6			
切込碎石基礎	80 ^m /m以下、t=10cm	m ²	7.7			
コンクリート	小型構造物	m ³	3.6			
型 枠	小型(2)	m ²	19.2			
一般世話役		人	1.1			
普通作業員		〃	3.7			材料小運搬、据付等一式
諸 雑 費		式	1			
合 計						

備考) 標識は山形県砂防指定地等標識設置基準によるものとする。

(5) 土石流危険渓流標識設置10基当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標 識 板	50 cm × 70 cm × 0.20 cm 耐食アルミ合金板	枚	10			封入レンズ型
支 柱	φ60.5 × 2.3 × 2,900 ^{m/m}	本	10			合成樹脂静電粉体焼付
床 掘		m ³	13.9			
埋 戻		〃	12.0			
切 込 砕 石 基 礎	80 ^{m/m} 以下、t = 10cm	m ²	3.6			
コ ン ク リ ー ト	小型構造物	m ³	1.5			
型 枠	小型(2)	m ²	12.0			
一 般 世 話 役		人	0.8			
普 通 作 業 員		〃	2.6			材料小運搬、据付等一式
諸 雑 費		式	1			
合 計						

備考) 標識は山形県砂防指定地等標識設置基準によるものとする。

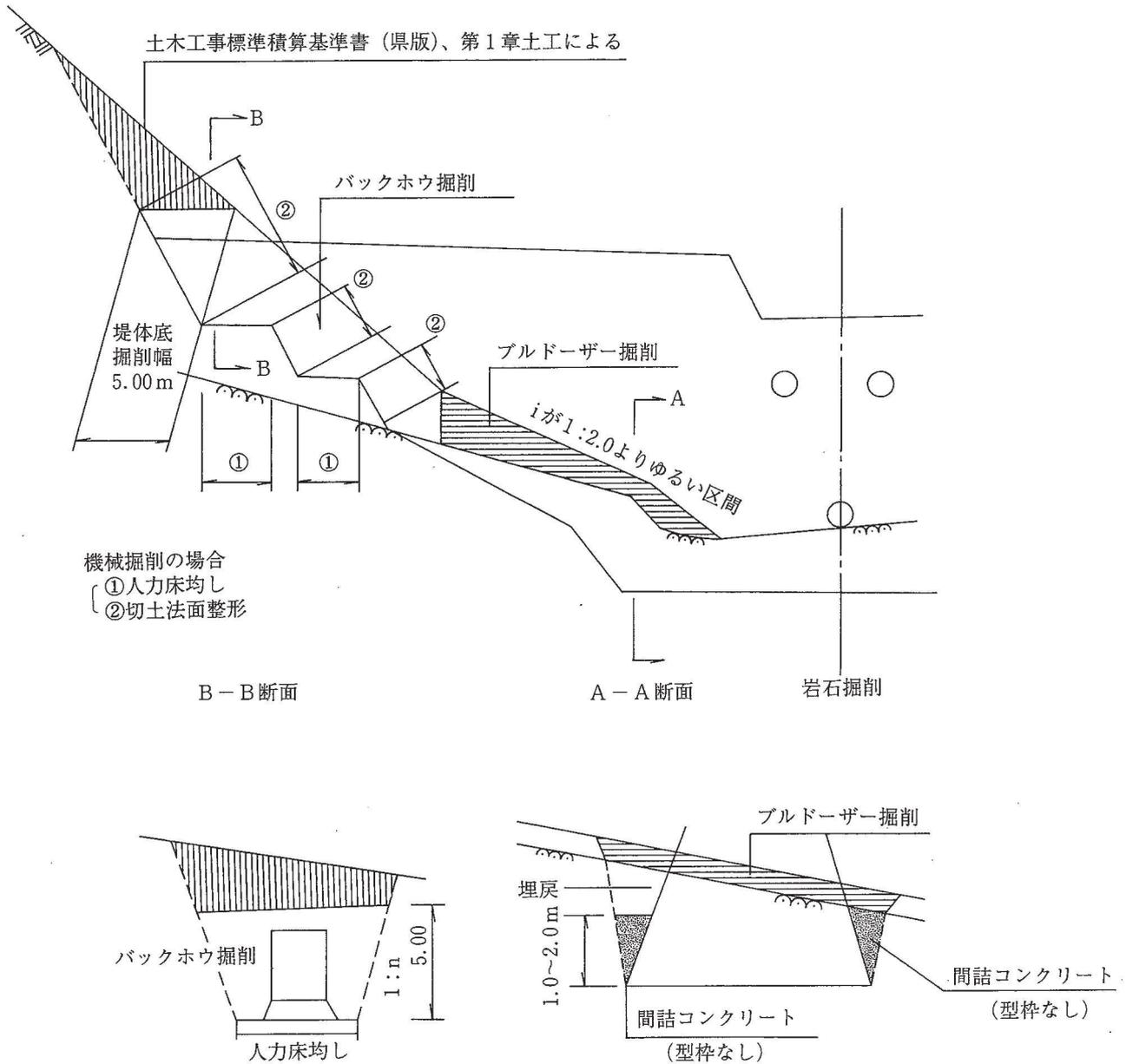
2 適用範囲

砂防ダム（本ダム、副ダム、床固、水叩、側壁、保護護岸）、単独床固工に適用。

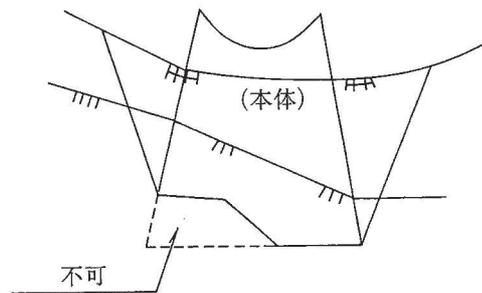
流路工（床固、帯工、水叩、護岸工）の工事は一般歩掛を適用。

3 掘削工法について

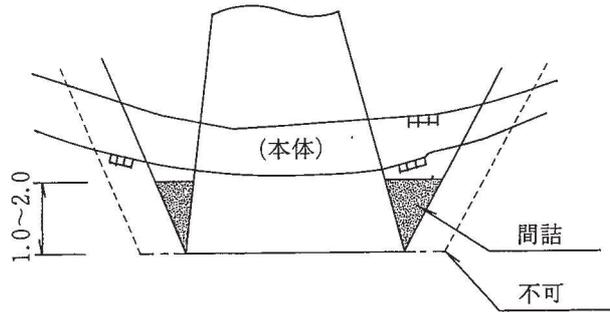
- (1) 堤体、側壁等における人力掘削、機械掘削の適用区分は下図を標準とするが、現地の地形等を充分調査し、機械による2段掘削等実態に即した適用区分をするものとし、標準区分を画一的に適用することはさけるものとする。



- (2) 掘削工事に於いて基盤岩盤に達したら、当初の計画掘削線にこだわることなく余分な掘削はさけること。



(3) 岩等で直掘り、もしくはそれに近い勾配で床掘出来るような場合は型枠なしで直接打設の方が構造的、経済的にも有利なので留意すること。尚、間詰工を必要とする場合は図のと通りの掘削計画とする。



4 切土法面整形、床均し歩掛

- (1) 切土法面整形歩掛は、国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編第2章「法面工」を適用する。
- (2) 床均しは機械掘削の場合にのみ計上し、土木工事標準積算基準書（県版）第Ⅲ編第1章「床均し」を適用する。

5 コンクリート工の標準機種について

コンクリート工の機種の選定は、国土交通省土木工事標準積算基準書によるが、コンクリート投入及び型枠組立解体については次表を標準とする。

標準機種

作業種別	機械名	規格	備考
コンクリート打設	コンクリートバケット ケーブルクレーン ホイールクレーン	1.0m ³ 3t吊 排出ガス対策型 油圧式25t吊	
型枠組立解体	ケーブルクレーン ホイールクレーン	3t吊 排出ガス対策型 油圧式25t吊	

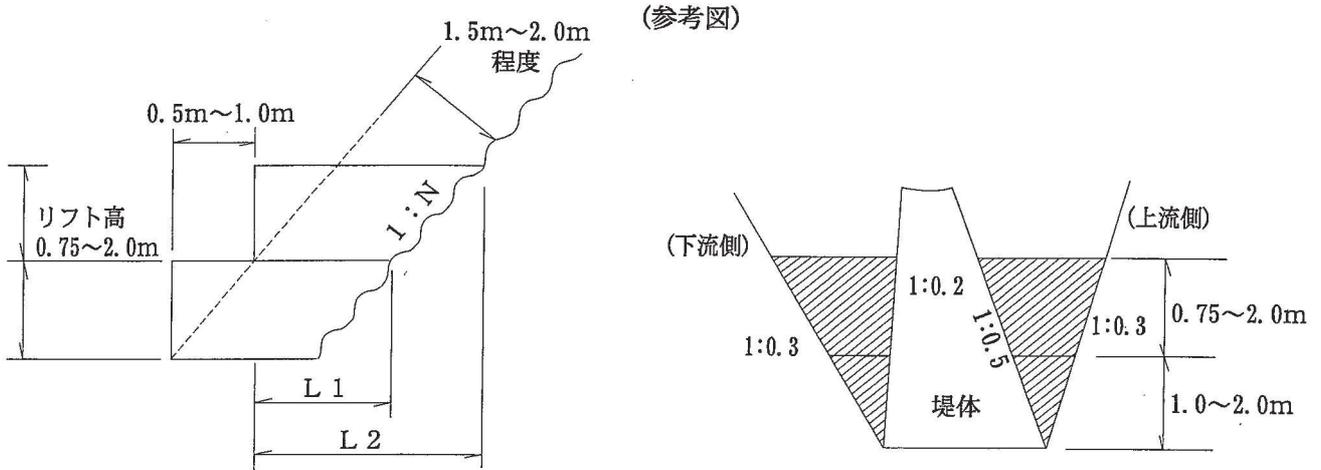
(注) 現場条件により標準機種による作業が困難な場合は、別途機種（規格）を選定する。

6 間詰工について

- (1) 岩盤の場合
 - 1) 間詰工はダム袖部の岩盤の風化を防ぐため厚さ1.5~2.0m程度のコンクリートの被覆を行うものとし堤体コンクリートと同時施工を原則とする。(参考図)

2) 間詰工の取扱いは下記によるものとする。

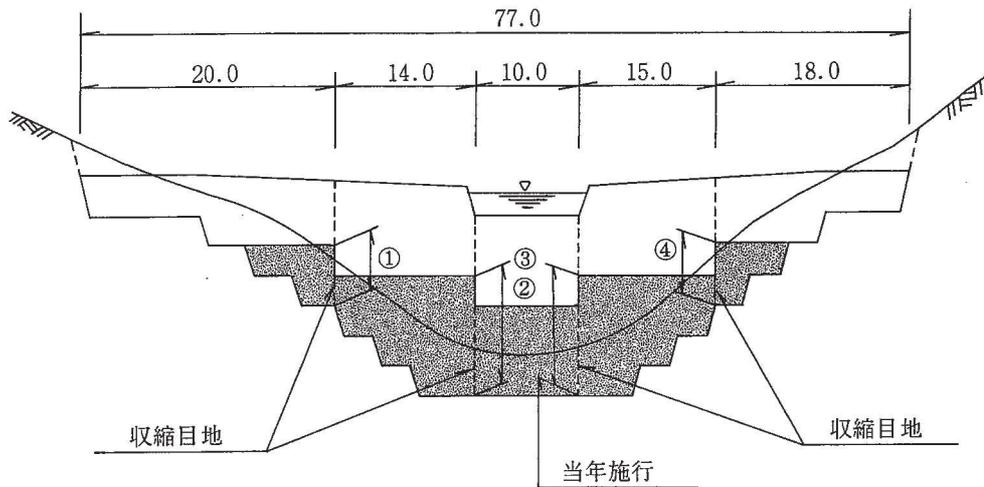
イ) コンクリート及び型枠の規格は堤体と同一とし堤体コンクリート及び堤体型枠に含めて計上するものとする。



(2) レキ混り土の場合

1) 間詰護岸等施工する。

7 内部型枠計算方法



内部型枠（ブロック型枠）

1 本 堤

①～④の断面の実面積計上。

2 垂 直 壁

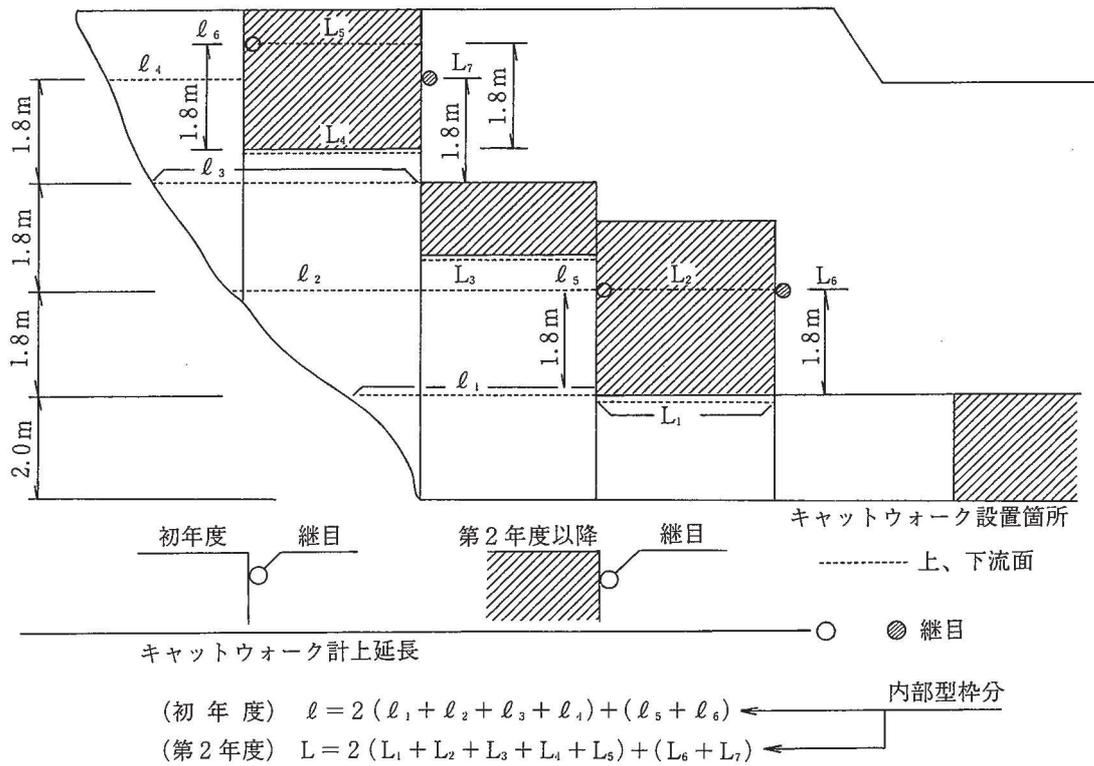
本堤に準じる。

3 水 叩

現場状況に応じて別途計上。

(注) 垂直打継面は原則として収縮目地の位置以外につくらないこと。

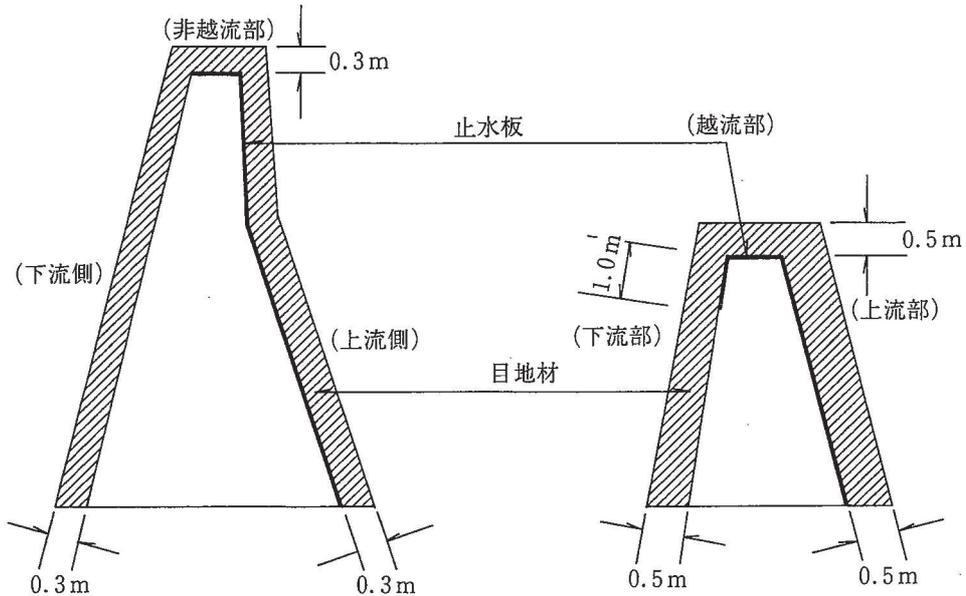
8 キャットウォーク設置基準



9 埋設物について

(1) 継目止水板

① 継目止水板は原則として塩化ビニール樹脂製で上流側のみに設置する。



② 目地材は樹脂発泡体10mm14倍を使用し、設置歩掛は 国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編第2章「目地材等設置工」を適用する。

③ 止水板は JISK 6773 CC300 * 7 mm を使用し、設置歩掛は 国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅲ編第3章「コンクリート工」を適用する。

(2) 水 抜 暗 渠

据付歩掛は、国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編第2章「排水構造物工」によるものとする。

ただし、ケーブルフレン3 t吊を用いる場合は、下記によるものとする。

水抜暗渠10m当り据付時間 = $t \times T$

t : ホイールクレーン賃料日数 (日)

T : ケーブルクレーン運転1日当り標準運転時間 (h/日)

なお、ケーブルクレーンの運転日当り運転時間は、6.9時間とする。

10 索道仮設工歩掛 (参考)

索道仮設工1式当り歩掛表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
起 終 点 支 柱		基		
主 索 ア ン カ ー	40-8-16	"		別途計上
ウ ィ ン チ ベ ー ス		m ³	3	材料 (コンクリート量) のみ計上
ケ ー ブ ル ク レ ー ン 据 付 ・ 解 体	両端固定式	式	1	積算基準書 (国土交通省版)
ワ イ ヤ ー ロ ー プ 損 料		"	1	損料表のとおり
諸 雑 費		"	1	
計				

(参考) 主索アンカーのコンクリート量は下表を標準とする (片側)

径 間 長				摘 要
100m以下	150m以下	200m以下	250m以下	
7m ³	11m ³	15m ³	20m ³	コンクリート重量2.3t/m ³

起終点支柱1基当り歩掛表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
杉 丸 太	末口径12 cm 長さ1.8 m	m ³	0.026			貫木用 (1本)
〃	末口径25 cm 長さ4.0 m	〃	0.500			脚木用 (2本)
小 計						
杉 丸 太 損 料	3カ月未満	%	8.2			
	3～6カ月	〃	15.2			
	6～9 〃	〃	22.0			
	9～12 〃	〃	28.0			
亜鉛引鉄線	4 m/m (8 #)	kg	1.8			18 m × 0.0987 kg/m ≒ 1.8 kg
普通作業員		人	2.4			
諸 雑 費		式	1			
計						

11 砂防設備越冬施設歩掛 (参考)

(1) 適用範囲

本歩掛は、砂防ダム工事等で仮設備を存置させる場合に適用する。

(2) ケーブルクレーン設備

(1基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
シ ー ト	ビニールシート 0.5mm厚 2.7m×3.6m	枚	2	損耗率30%
諸 雑 費		式	1	シート固定用ロープ、鉄線他
世 話 役		人	1	
と び 工		〃	1	
普通作業員		〃	2	

(3) コンクリートプラント設備

(1基当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
シ ー ト	ビニールシート 0.5mm厚 2.7m×3.6m	枚	必要数量	損耗率30%
諸 雑 費		式	1	シート固定用ロープ、鉄線他
世 話 役		人	1	
と び 工		〃	2	
普通作業員		〃	4	

第4章 地すべり

〈地すべり防止工事関係歩掛〉

1	小口径ボーリング工	Ⅲ-4-1
2	集水井工	Ⅲ-4-1
3	大口径ボーリングによる場所打杭工	Ⅲ-4-6
4	地すべり防止工（水路工）	Ⅲ-4-6
1	1 コルゲート水路工	Ⅲ-4-6
2	2 暗渠工	Ⅲ-4-7
3	3 水路肩保護舗装工	Ⅲ-4-7

< 地すべり防止工事関係歩掛 >

1 小口径ボーリング工

小口径ボーリング工の歩掛は、土木工事標準積算基準書 第Ⅲ編第4章「地すべり防止工（集排水ボーリング）」を適用する。

2 集水井工

集水井工は、土木工事標準積算基準書 第Ⅲ編第4章「地すべり防止工（集水井工）」を適用する。

1 その他歩掛

(1) 安全柵設置工1式明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安 全 柵	H=1.20m	m	16			
据 付		"	16			普通作業員0.05人/m

表1.1 集水井材料内訳

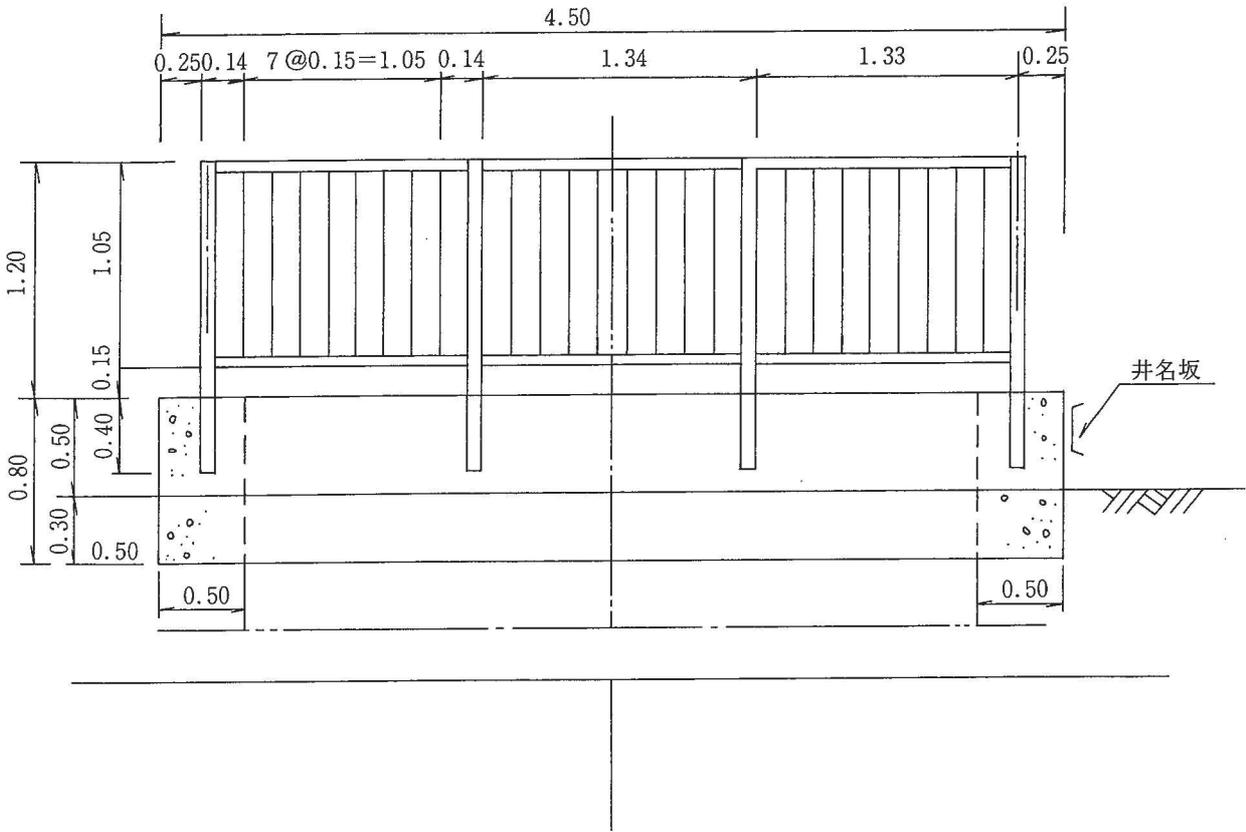
品 目		内 訳
ライナープレート1 m (集 水 孔)	φ3.5 m (φ50)	ライナープレート 14枚/m (ライナープレート 1 m当 28ヶ)
補 強 リ ン グ 1 リ ン グ	φ3.5 m 277kg/リング	H 形 鋼 (H125×125×6.5×9) 継 手 板 (H125×12×310) 継手ボルト (M20×45 亜鉛めっき) U ボ ル ト (M16×665 “)
縦 補 強 材 1 m	40.2kg/m	H 形 鋼 (H175×175×7.5×11)
天 蓋 1 基 (4 分 割 品)	φ3.5 m 556kg/基 (亜鉛めっき)	山 形 鋼 (L100×75×7) 山 形 鋼 (L125×75×7) 山 形 鋼 (L65×65×6) 山 形 鋼 (L50×50×6) 山 形 鋼 (L50×50×4) 山 形 鋼 (L75×50×6) エキスパンドメタル (36×101.6×6×7) 扉 (H4.5) 旗 丁 番 (4.5×105×115) 錠 掛 金 具 (H6×50×50) 梯子固定金具 (L75×30×6) 把 手 (φ16) 接続ボルト (M20) 固定ボルト (M16)
a 型タラップ 1 基	35.5kg/基 (亜鉛めっき)	山 形 鋼 (L50×50×4) 丸 鋼 (φ16) 金 具 (L150×60×9×50)
b 型タラップ 1 基	24.5kg/基 (亜鉛めっき)	山 形 鋼 (L50×50×4) 丸 鋼 (φ16) 金 具 (H50×9×200又はL95×60×9×50)
c 型タラップ 1 基	47.8kg/基 (亜鉛めっき)	山 形 鋼 (L50×50×4) 丸 鋼 (φ16) 金 具 (H50×9×200又はL95×60×9×50)
d 型タラップ 1 基	51.2kg/基 (亜鉛めっき)	山 形 鋼 (L50×50×4) 丸 鋼 (φ16) 金 具 (H50×9×200又はL95×60×9×50)
踊 り 場 1 基	(亜鉛めっき)	山 形 鋼 (L50×50×4) 丸 鋼 (φ16) 金 具 (H50×9×200又はL95×60×9×50) 縞 鋼 板 (H3.2)

(注) メーカーによって材料の表示方法が異なる場合があるので材質として上記と同等もしくは同等以上のものを用いさせること。

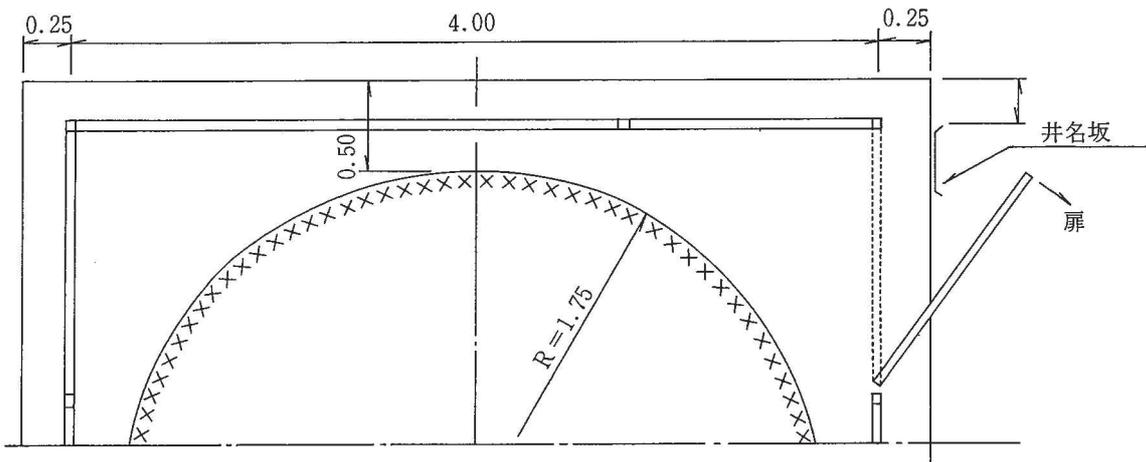
图 1.1

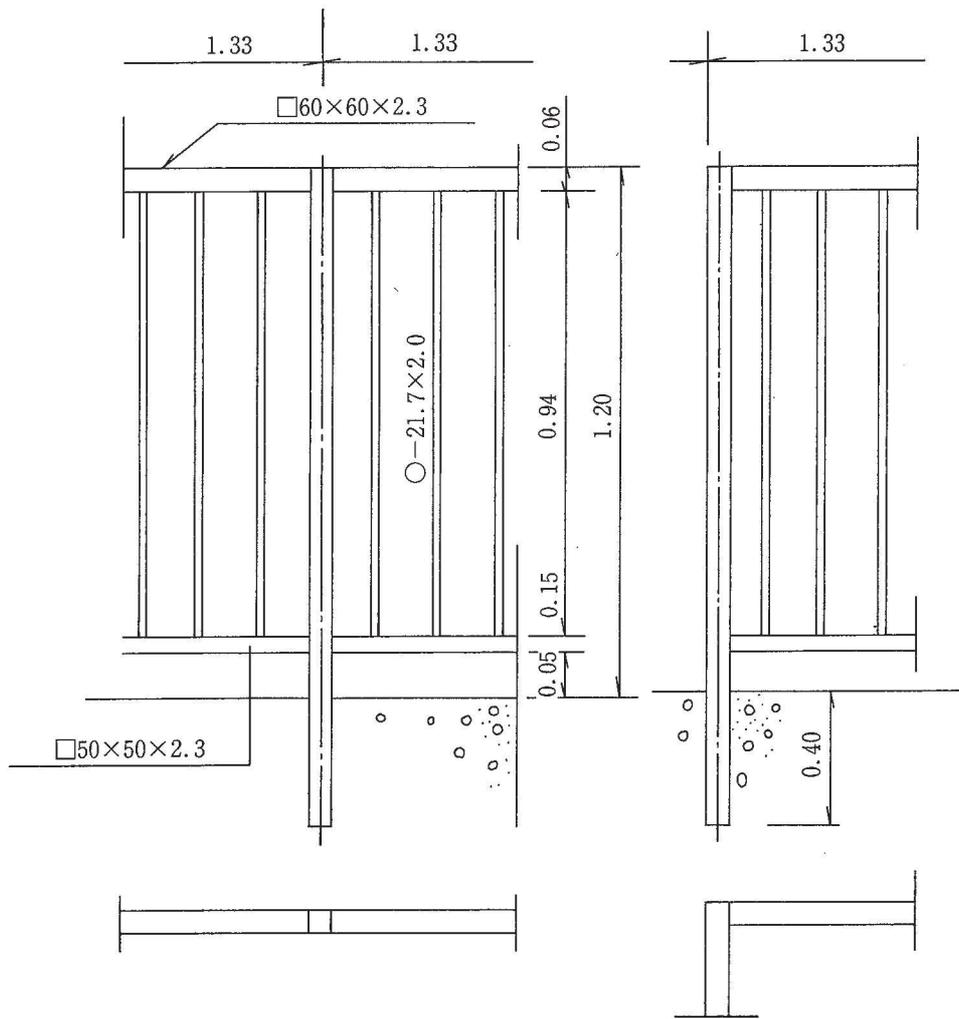
集水井安全栅

侧面图

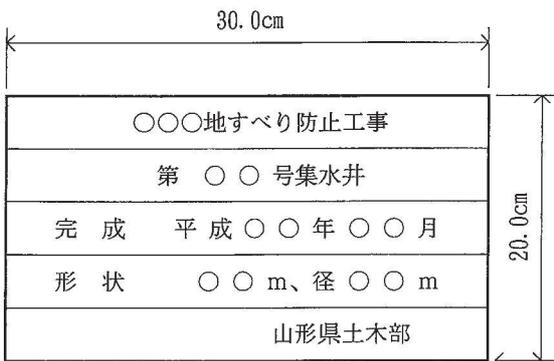


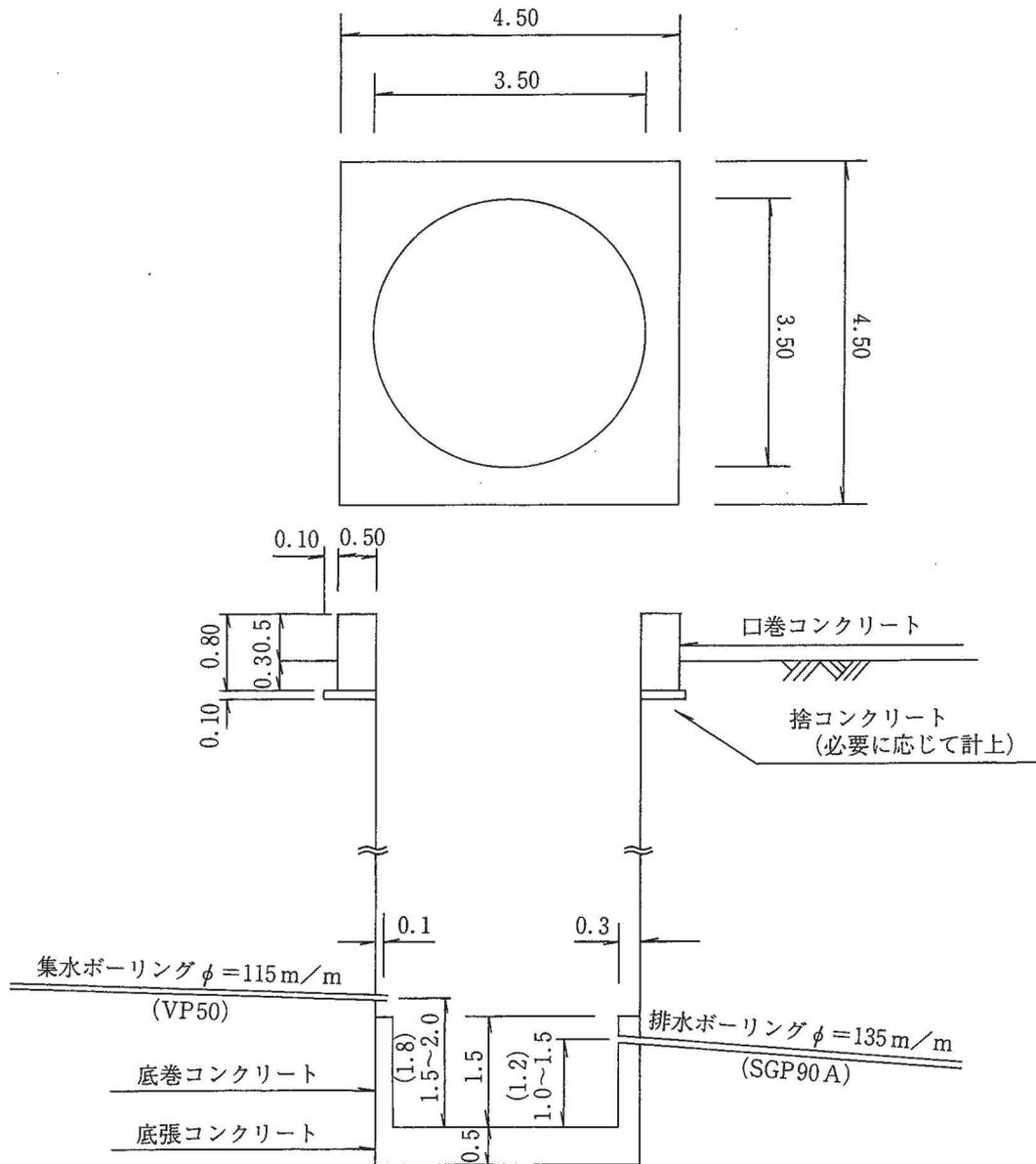
平面图





井名板 (厚1.0cm)





コンクリート立積 (m ³)	型枠面積 (m ²)
① 口巻コンクリート (40-8-16) $\{(3.5+1)^2 - (3.5/2)^2 \times \pi\} \times 0.8 = 8.51$	① 口巻コンクリート (小型I) $(3.5+1) \times 4 \times 0.8 = 14.4$
② 底巻コンクリート (40-8-16) $(3.5-0.3) \times \pi \times 0.3 \times 1.5 = 4.52$	② 底巻コンクリート (円径) $(3.5-0.6) \times \pi \times 1.5 = 13.66$
③ 底張コンクリート (40-8-16) $(3.5/2)^2 \times \pi \times 0.5 = 4.81$	③ _____
④ 捨コンクリート (40-8-16) $\{(3.7+1)^2 - (3.5/2)^2 \times \pi\} \times 0.1 = 1.25$	④ 捨コンクリート (無筋) $(3.5+1.0+0.2) \times 0.1 \times 4 = 1.88$

3 大口径ボーリングによる場所打杭工

大口径ボーリングによる場所打杭工の歩掛は、土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編第3章「場所打杭工（大口径ボーリングマシン工）」を適用する。

4 地すべり防止工（水路工）

水路工の標準構造については、山形県土木部砂防課「地すべり対策事業指針（解説と運用）」による。

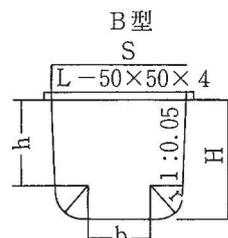
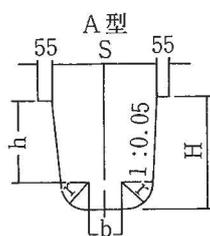
1 コルゲート水路工

寸法表（A型）

型式	S	H	標準板厚	r	h	b	標準重量(1 m 当り)
A-350×350	350	350	1.6	140	217	50	15.7 kg
A-400×400	400	400	1.6	140	267	95	17.9
A-450×450	450	450	1.6	140	317	140	20.1
A-500×500	500	500	1.6	140	367	185	22.3
A-550×550	550	550	1.6	140	417	230	24.5
A-600×600	600	600	1.6	140	467	275	26.7
A-650×650	650	650	1.6	140	517	320	28.9
A-700×700	700	700	2.0	140	567	365	38.3

寸法表（B型）

型式	S	H	r	h	b	標準寸法			標準重量(1 m 当り)
						板厚	腹起し	切梁	
B-800×450	800	450	250	212	279	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×892	22.4 kg
B-800×750	800	750	250	512	249	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×892	31.0
B-900×800	900	800	250	562	344	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×992	34.0
B-1,000×600	1,000	600	250	362	464	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×1,092	29.7
B-1,000×850	1,000	850	250	612	439	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×1,092	36.9
B-1,100×900	1,100	900	250	662	534	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×1,192	39.1
B-1,200×700	1,200	700	250	462	652	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×1,292	35.6
B-1,200×950	1,200	950	250	712	629	1.6	L=50×50×4	L=50×50×4×1,292	42.8



2 暗 渠 工

フィルター材は排水管の能力が十分発揮できる材料を選定する。(一般にクラッシャーラン $40^m/m$ 以下)

3 水路肩保護舗装工

(1) 適 用 範 囲

本資料は、水路工及び明暗渠工の製品重量 $100\text{kg}/\text{個}$ を越えるものの路肩舗装工に適用する。

(2) 舗装材料の設計数量

舗装材料(常温合材、クラッシャーラン)の補正係数は次表とする。

表3.1 補 正 係 数

材 料	項 目	補 正 係 数
常 温 合 材		+ 0.10
ク ラ ッ シ ャ ー ラ ン		+ 0.27

(注) 上表は、設計時の標準であり、上表の数字により難しい場合は、別途考慮する。

第5章 急傾斜地

1 足場損料について……………	Ⅲ-5-1	5 プレキャスト（プラスチック）法枠工	
2 シート張手間について……………	Ⅲ-5-1	……………	Ⅲ-5-11
3 法止工の積算について……………	Ⅲ-5-1	6 アースアンカー工における	
4 工事中仮設防護柵……………	Ⅲ-5-1	ボーリングマシン用足場工について ……	Ⅲ-5-12

1 足場損料について

斜面における作業用及び小運般用足場損料は原則として標準歩掛を適用

2 シート張手間について

工事中の斜面被覆工はシートを使用するものとし、シート張手間は普通作業員0.02人/m²、損料は30%とする。

3 法止工の積算について

表-1 法止工1カ所当り代価表

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
H 型 鋼	t				
不等辺山形鋼	〃				
ボ ル ト	kg				
〃	〃				
添 接 鋼 板	t				
加 工 費	式				積算資料、物価版のエキストラによる積上げ積算
サ ビ 止 塗 装					橋梁歩掛適用
普 通 作 業 員	人				ロックフェンス設置歩掛（支柱設置人力建込）を部材の重量で換算適用
計					

(注) 但し、特許製品、工法等、及び一般工法で2次製品扱いのもの（物価資料等に掲載）以外に対する積算に適用。

4 工事中仮設防護柵

- 1 工事仮設防護柵は当該急傾斜地の傾斜角度、高さ、土質、工事の施工方法等勘案の上、人身事故及び人家に被害を及ぼさない程度のものを別図より選定する。

但し、原則として表-1のうち④（図-3）タイプを標準とする。

- 2 現地の実状より別図以外の防護柵を計画する場合は別途積算し、附図を明示して使用する。

表-1

工事中防護柵工種別

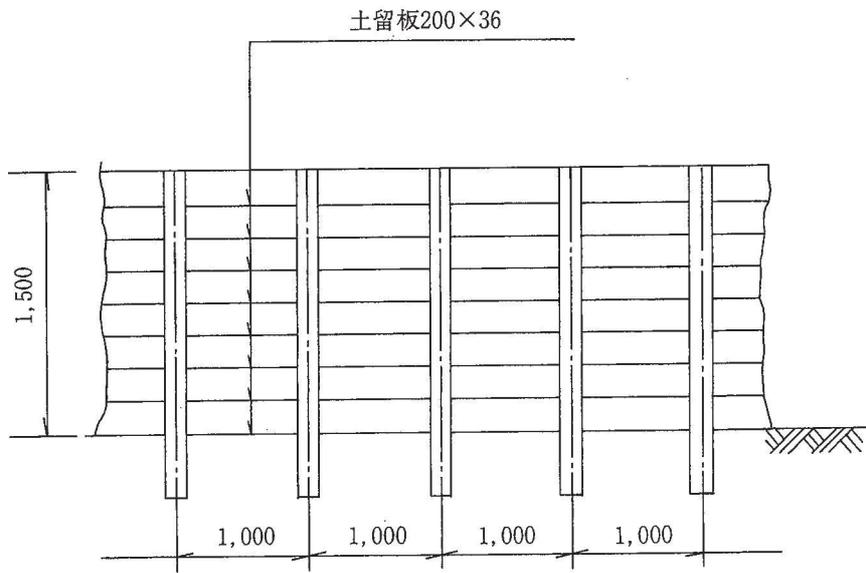
		①	②	③	④	⑤
長 × 高		10.0×1.5 杉又は松丸太	10.0×3.0 杉又は松丸太	10.0×3.0 杉又は松丸太	10.0×4.0 単管	10.0×4.0 杉又は松丸太
材 料 費	主 柱	200×φ12×10本 "	400×φ12×5 "	400×φ12×5 "	450×φ48.6×5 "	500×φ12×5 "
	横 梁	400×φ9×5本 "	400×φ12×5 "	400×φ12×5 "	400×φ48.6×5 "	400×φ12×5 "
	控 木	200×φ12×5本 "	200×φ12×5 "	200×φ12×5 "	300×φ48.6×5 "	280×φ12×5
	控 杭	100×φ12×5	150×φ12×5	150×φ12×5		150×φ12×5
	筋 違			260×φ12×20	260×φ48.6×20	
	小 計					
	損 料	1/5	1/5	1/5	1/5	1/5
	土留板	厚板 200×20×3.6×35	厚板 200×20×3.6×80			厚板 200×20×3.6×100
	防護網			# m ² 網目40×8×30.0	# m ² 網目40×8×40.0	
	小 計					
	損 料	1/5	1/5	1/3	1/3	1/5
	雑材料	10%	10%	10%	10%	10%
	計					
労 務 費	とび工	0	3.0	3.2	3.9	4.2
	普 通 員 作 業 員	5.9	6.4	6.6	6.8	7.8
	計					
合 計						
比 10 m 当 たり						

歩掛表 (10 m 当り)

⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
10.0×4.0 杉又は松丸太	10.0×4.0 H型鋼	10.0×4.0 H形鋼	10.0×5.0 杉又は松丸太	10.0×5.0 杉又は松丸太	10.0×5.0 H型鋼	10.0×5.0 H型鋼
500×φ12×5 "	450×15×15×0.7 ×1.0×5 L型鋼	450×15×15×0.7 ×1.0×5 L型鋼	600×φ12×5 "	600×φ12×5 "	580×15×15×0.7 ×1.0×5 L型鋼	580×15×15×0.7 ×1.0×5 L型鋼
400×φ12×5 "	400×0.6×7.5 ×7.5×10	400×0.6×7.5 ×7.5×10	400×φ12×7.5 "	400×φ12×7.5	400×0.6×7.5 ×7.5×12.5	400×0.6×7.5 ×7.5×12.5
280×φ12×5			400×φ12×5 "	400×φ12×5 "		
150×φ12×5			150×φ12×5	150×φ12×5 "		
290×φ12×20				290×φ12×30		
1/5	1/5	1/5	1/5	1/5		
	厚板 200×20 ×3.6×100		厚板 200×20 ×3.6×125		厚板 200×20 ×3.6×125	
# m ² 網目40×8×40.0		# m ² 網目40×8×40.0		# m ² 網目40×8×50.0		# m ² 網目40×8×50.0
1/3	1/5	1/3	1/5	1/3	1/5	1/3
10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
4.4	5.3	4.9	5.6	6.1	6.6	6.3
7.9	8.9	8.0	9.9	10.1	10.8	9.8

図-1

正面図



側面図

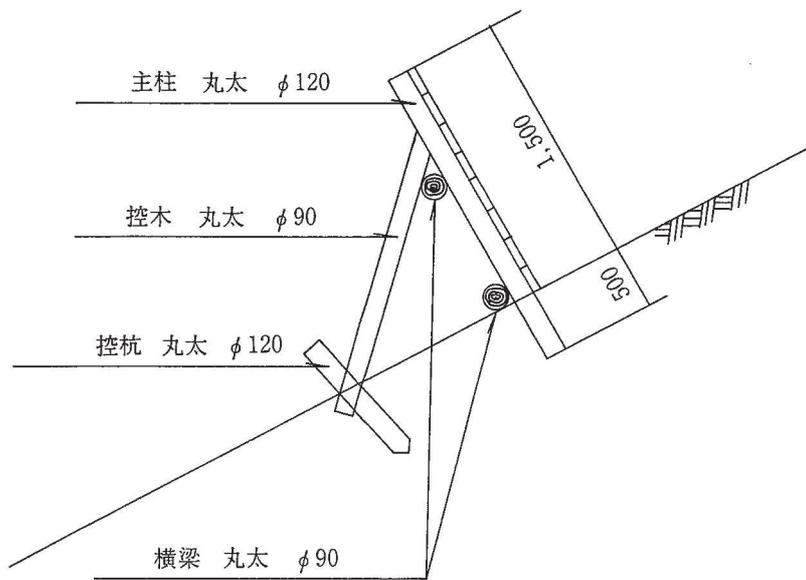


図-2

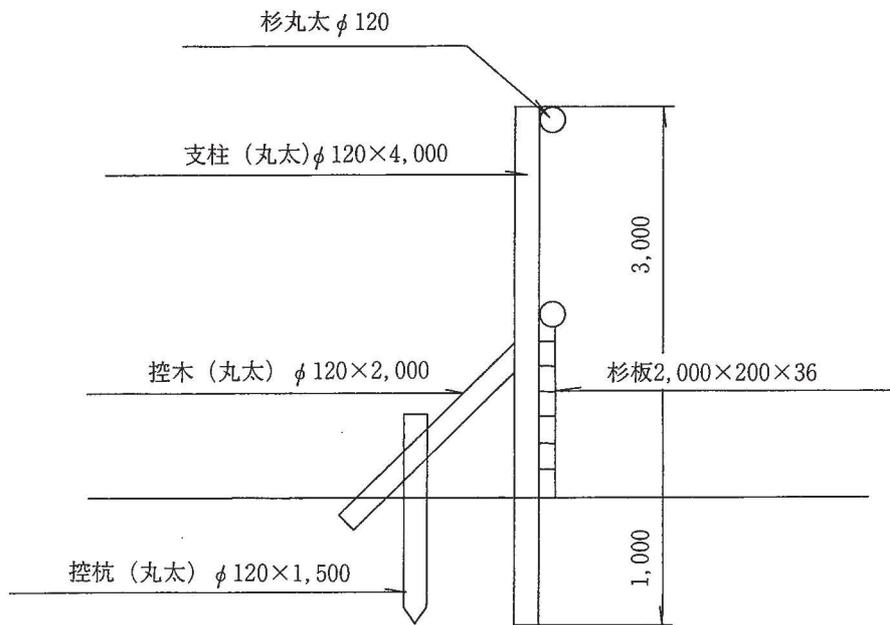
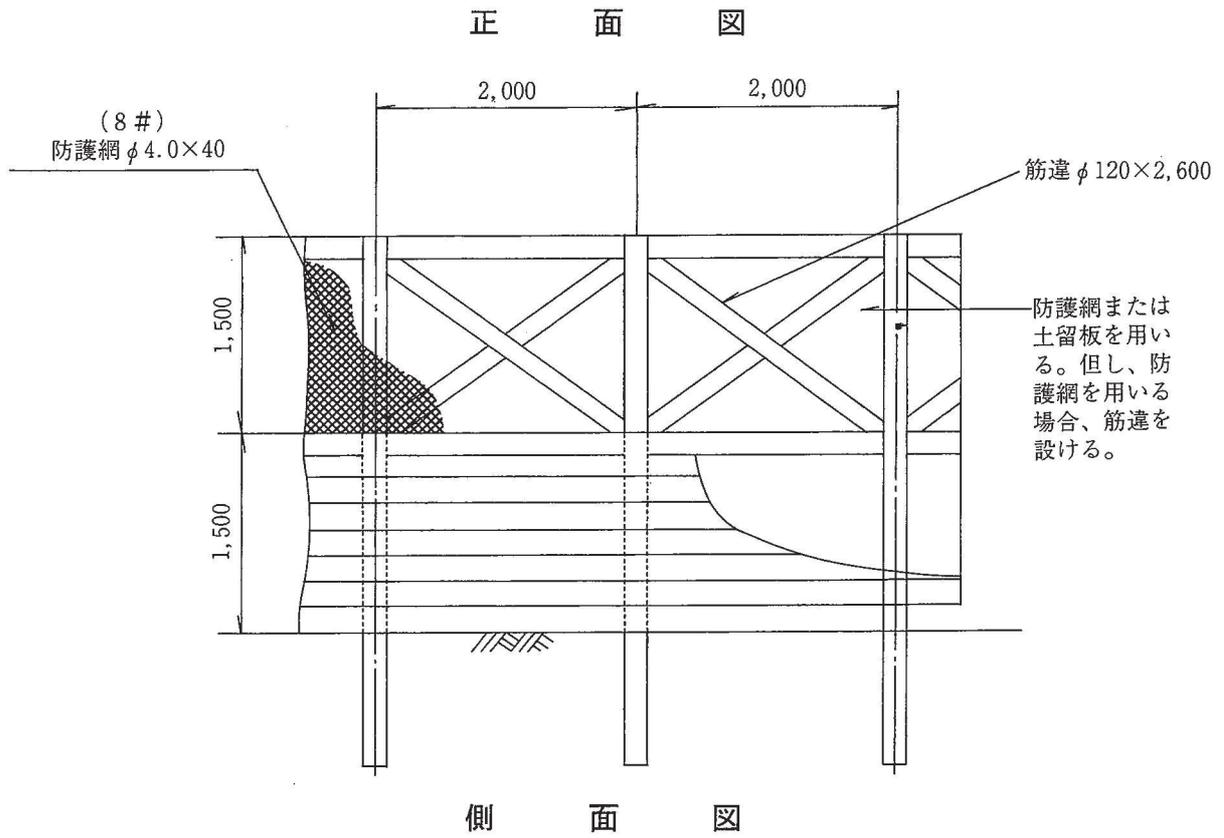


図-3

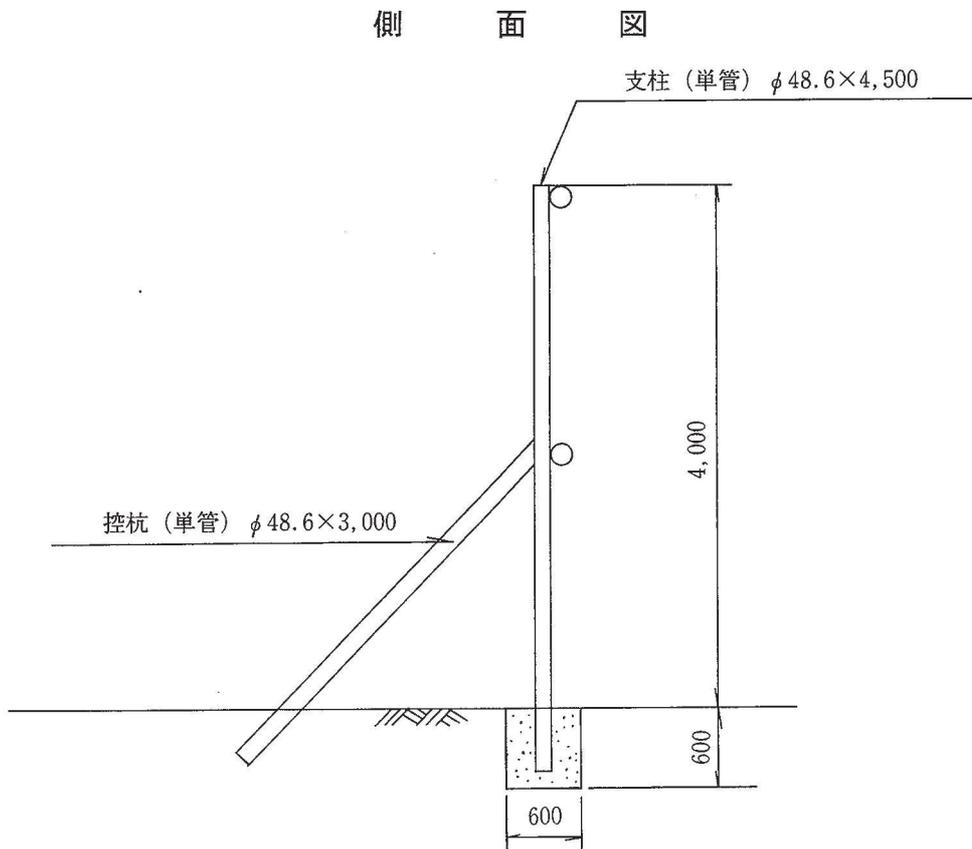
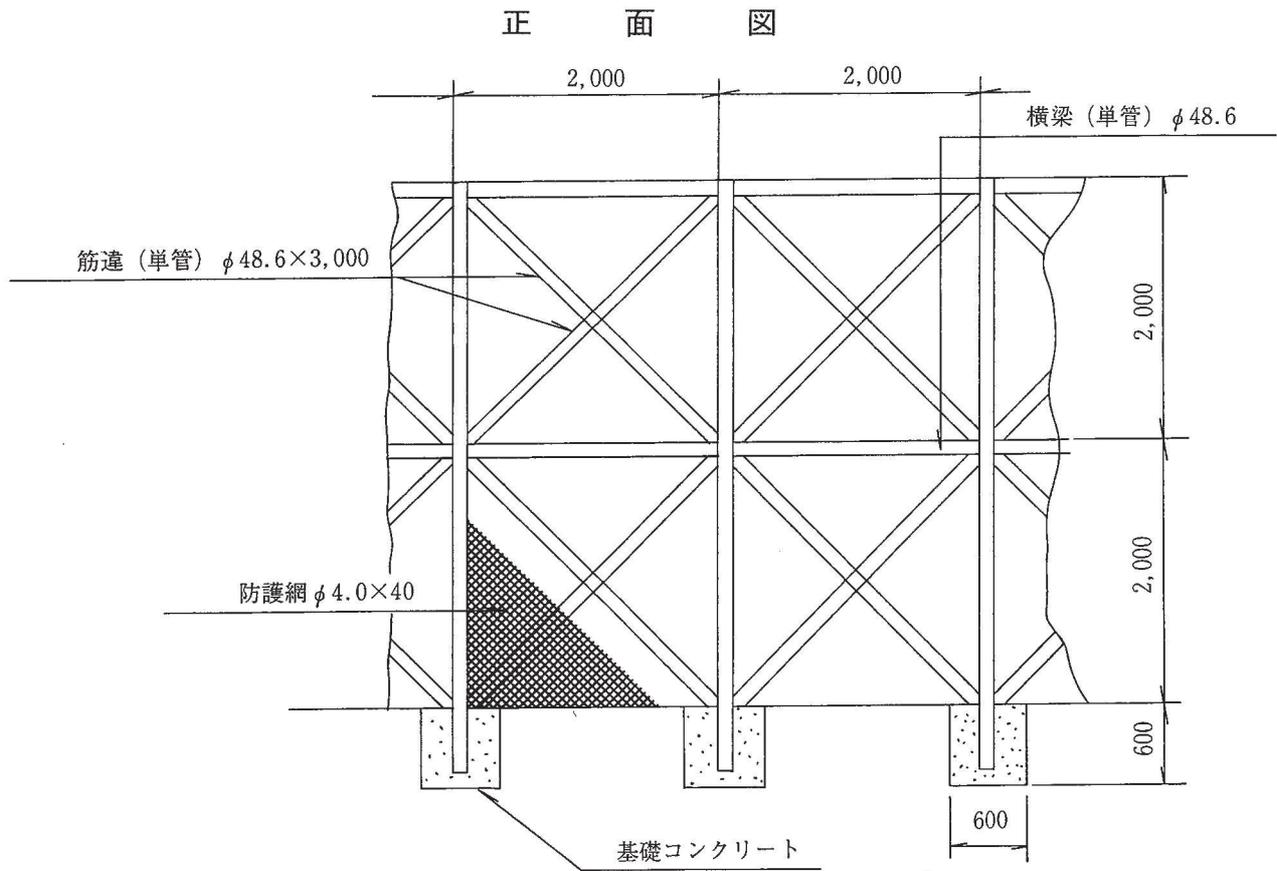


图-4

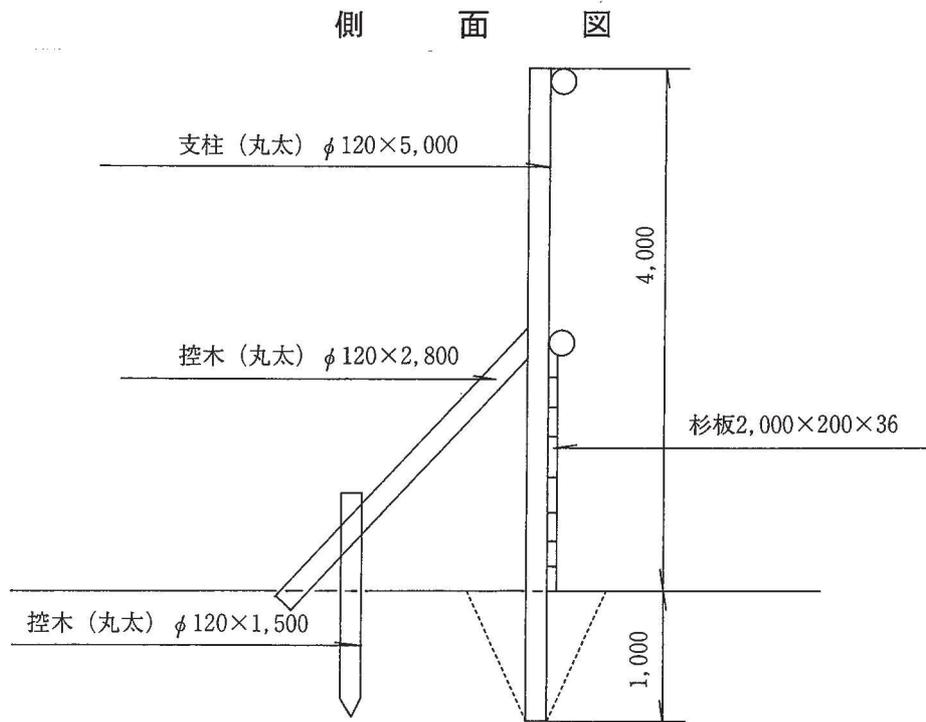
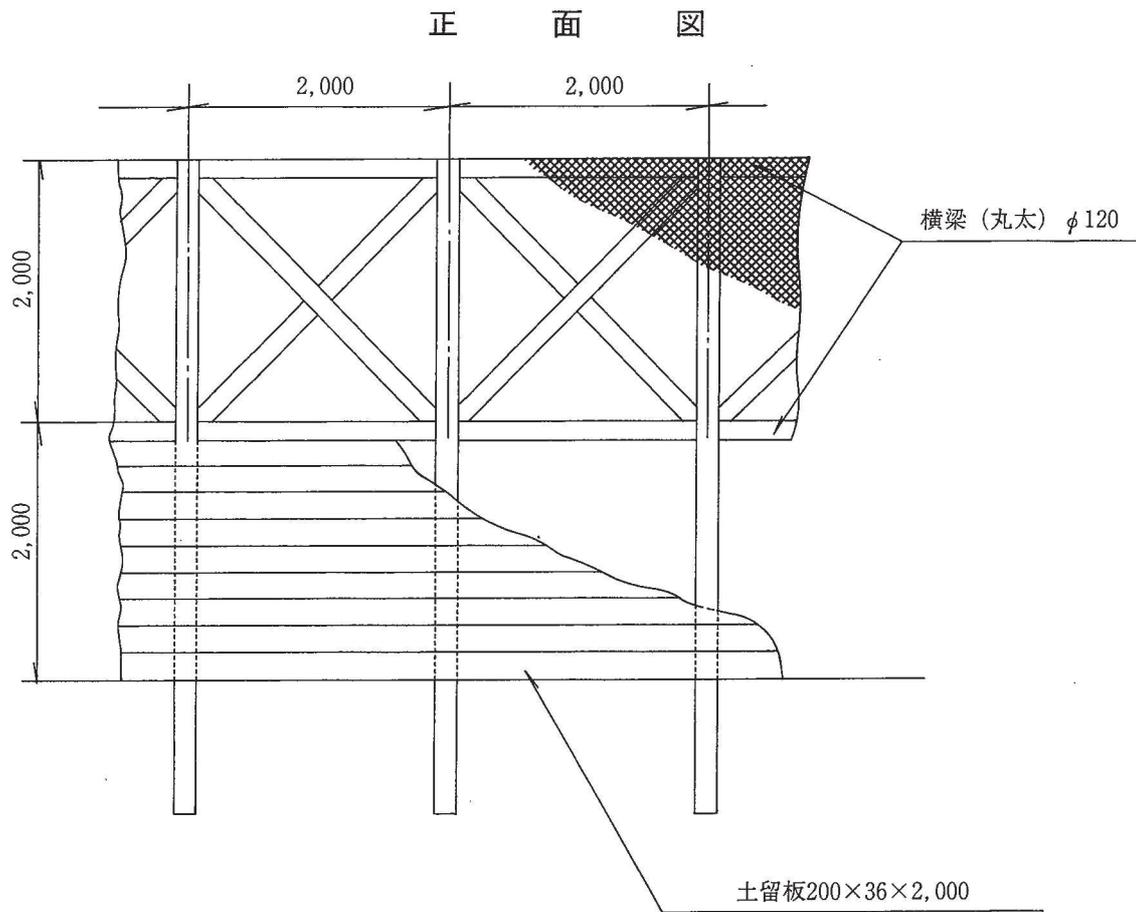
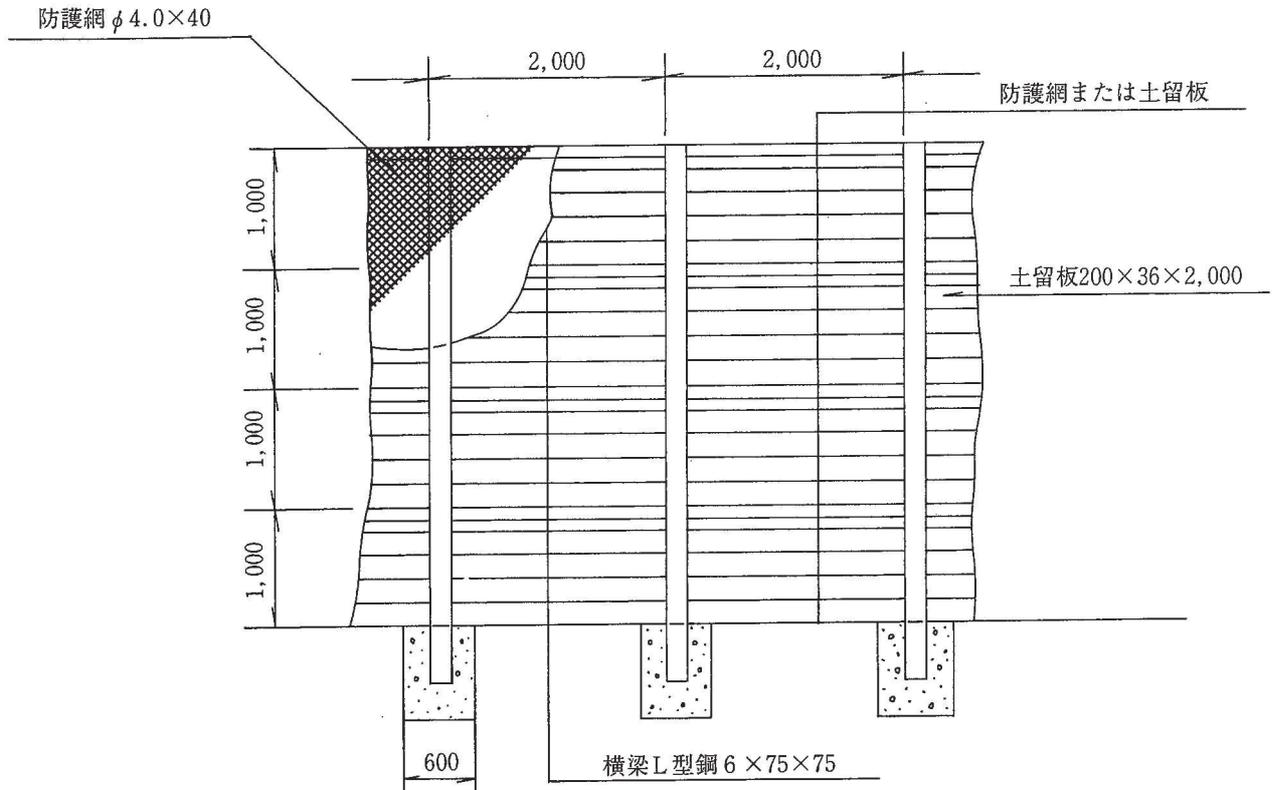


図-5

正 面 図



側 面 図

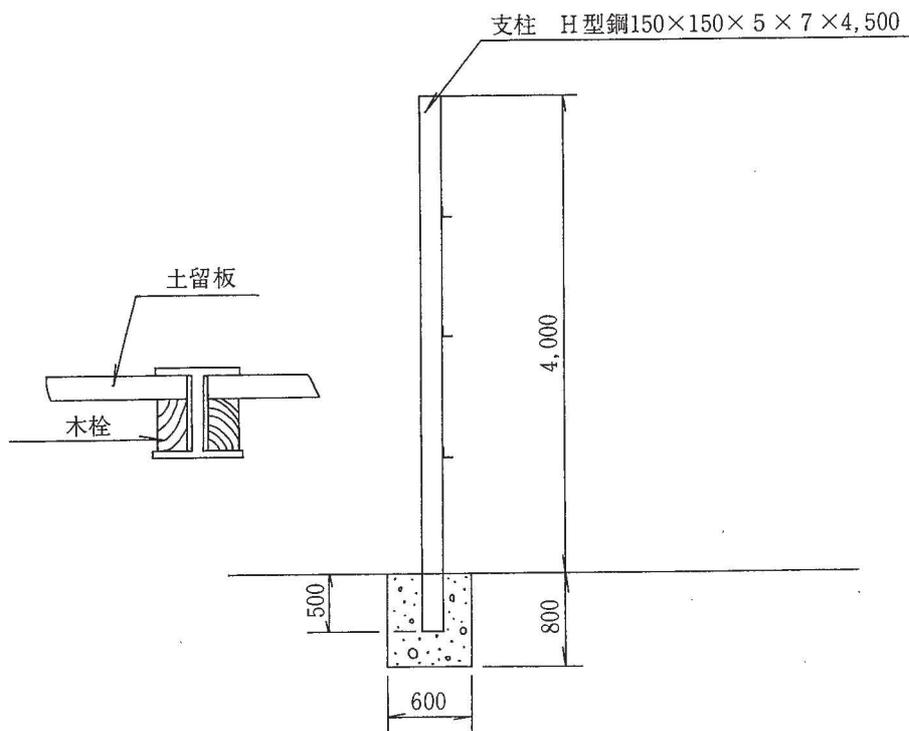
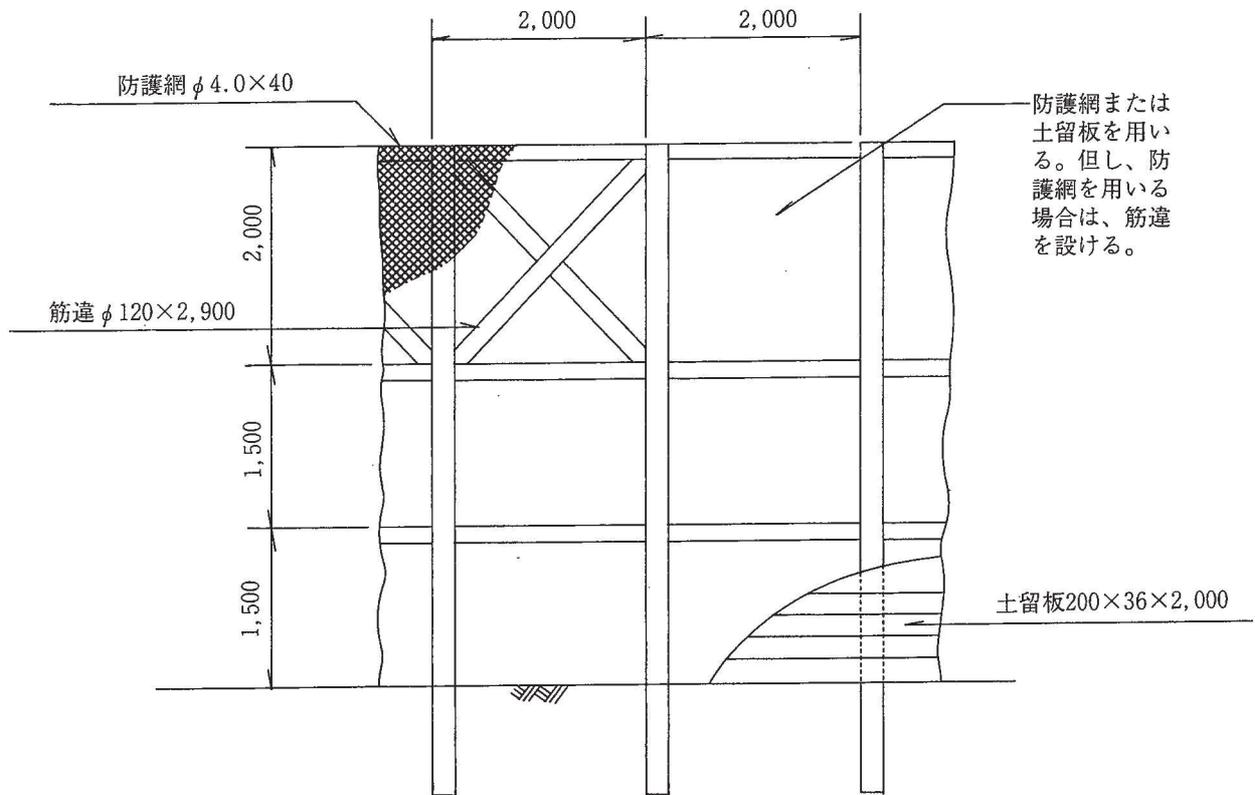


図-6

正面図



側面図

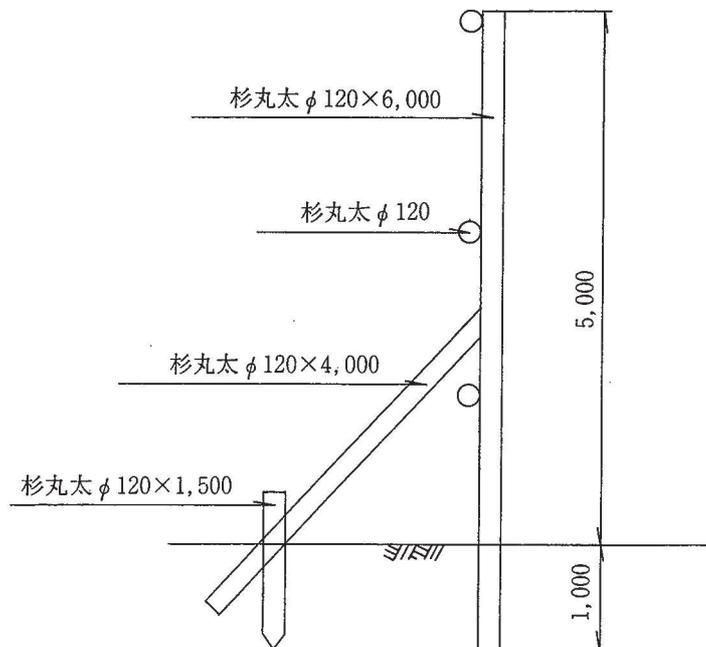
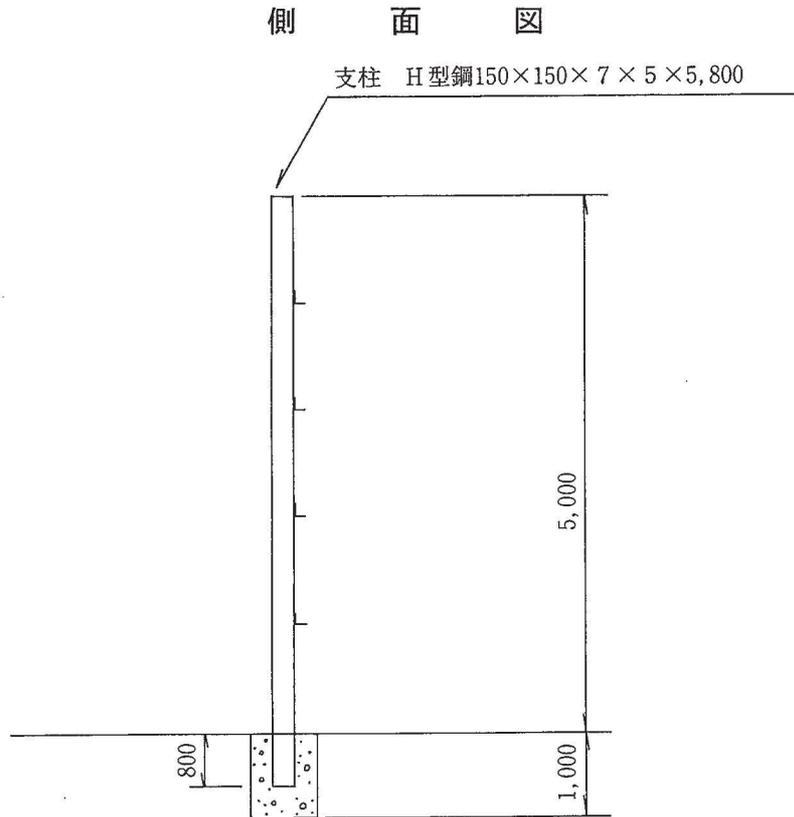
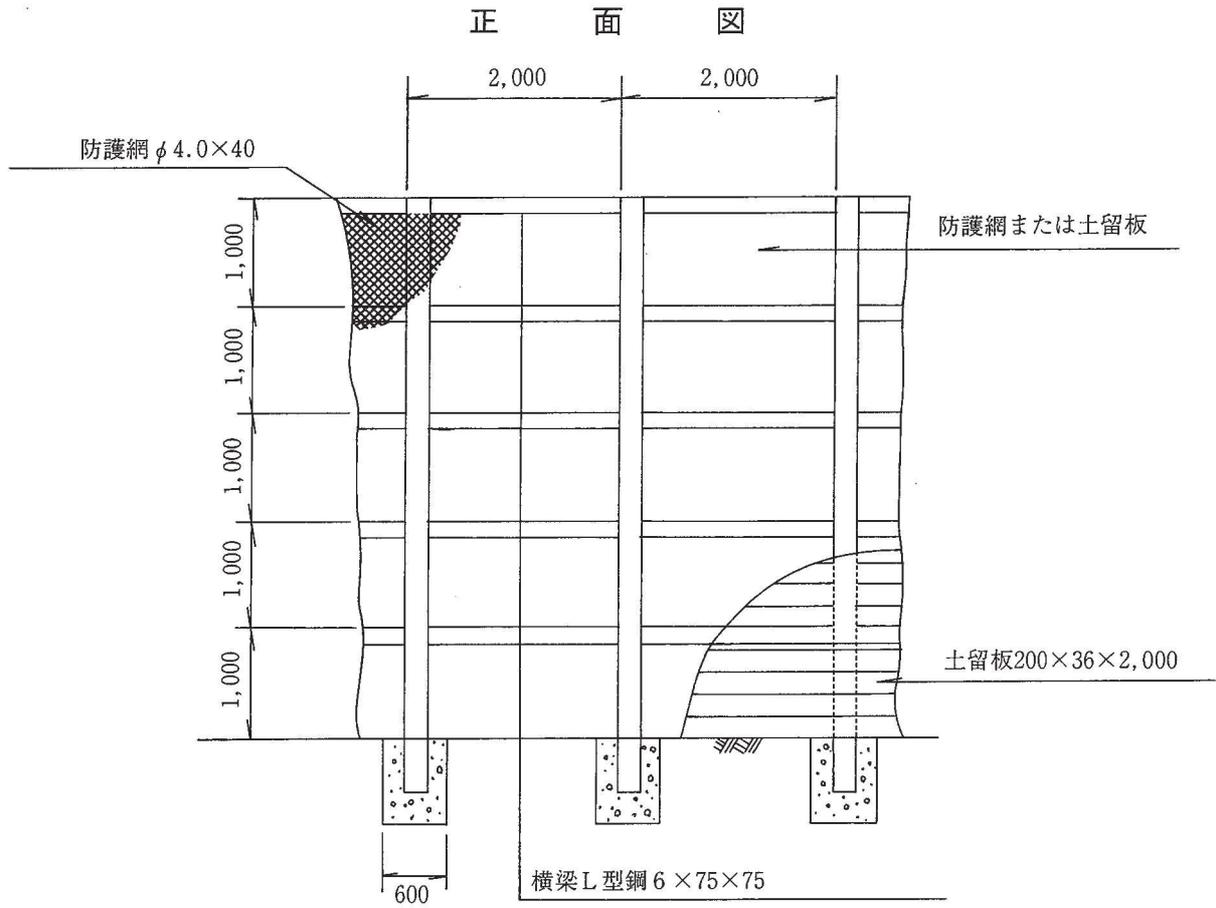


図-7



5 プレキャスト（プラスチック）法枠工

1 歩 掛 表

(1) 人力施工10㎡当り歩掛表

名 称	規 格	単 位	50 kg/個 未 満	50 kg/個 80 kg/個	80 kg/個 100 kg/個	100 kg/個 以 上	中 詰 ブ ロ ッ ク	プ ラ ス チ ッ ク 製 法 枠 工	摘 要
一般世話役	土 木	人	0.3	0.79	1.13		0.3	0.2	
ブロック工		〃	0.4	0.79	1.13		0.4	0.4	
普通作業員		〃	1.8	2.36	3.38		1.3	0.9	
ウインチ運転		日	—	0.15	0.15		—	—	
諸 雑 費 計		式	1.0	1.0	1.0		—	1.0	

(注) 1 100 kg/個以上は別途積算のこと。

(2) 機械施工10㎡当り歩掛表

名 称	規 格	単 位	50 kg/個 80 kg/個	80 kg/個 100 kg/個	100 kg/個 130 kg/個	摘 要	
一般世話役	土 木	人	0.3	0.4	0.4		
ブロック工		〃	0.4	0.5	0.7		
普通作業員		〃	1.3	1.7	2.0		
トラッククレーン		15~16t吊	h	0.9	0.9	0.9	
小 器 材 費 計		式	1.0	1.0	1.0		

(注) 1 トラッククレーンは賃料とする。

(3) 作業条件による工数の増減率表

増減率 作業条件	+10%	0	-10%	摘 要
平均法長	20m以上	0~20m	—	
法 勾 配	1:1.0未満	1:1.0~1:1.5	1.5を越えるもの	
作 業 量	—	0~1,500㎡	1,500㎡以上	

(注) 1 本歩掛表は、急傾斜地崩壊対策工事のプレキャスト（プラスチック）法枠設置歩掛表である。

2 本歩掛表には20m程度の小運搬が含まれている。

3 諸雑費は、間詰コンクリート（モルタル）の材料、打設等の費用とする。

4 中詰ブロック張の設置歩掛は、ブロック重量にかかわらず、上記歩掛表を適用するものとし、積算対象はプレキャスト法枠を含めた面積とする。

5 留杭を設置する場合は、別途普通作業員0.3人/10本を加算する。

6 本歩掛の増減は、(3)作業条件による工法の増減率表による。

7 裏込、栗石、栗石張及びコンクリート張の中詰歩掛、張芝は別途計上する。

8 ブロックの施工方法は、ブロック重量（kg/個）が50kg未満の場合は人力施工、50kg以上の場合にはトラッククレーンによる施工が可能な時は機械施工とし、困難な場合は人力施工とする。

2 単 価 表

(1) プレキャスト（プラスチック）法枠工10㎡当り単価表

名 称	品 質	規 格	単 位	数 量	単 価	数 量	摘 要
材 料 費			㎡	10.0			第 号単価表
施 工 費			式	1.0			
小 計							
増 減 計							

(2) ウインチ運転1.0日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	数 量	摘 要
燃 料 費		ℓ				時間当り消費量×6時間
特 殊 作 業 員	ウインチ1.8t吊 (ディーゼルエンジン) 15PS	人	1.0			
機 械 損 料		日	1.0			
諸 雑 費		式	1			
計						

6 アースアンカー工におけるボーリングマシン用足場工について

土木工事標準積算基準書（県版）第Ⅱ編第2章「アンカー工の足場工の計上について」による。

第IV編 道 路

第1章	舗 装 工	IV-1-1
第2章	附 属 施 設	IV-2-1
第3章	道 路 維 持 修 繕 工	IV-3-1
第4章	ト ン ネル 工	IV-4-1
第5章	道 路 除 雪 工	IV-5-1
第6章	橋 梁 工	IV-6-1

第1章 舗装工

1 不陸修正	IV-1-1	5 路肩整備工	IV-1-2
2 路肩舗装について	IV-1-1	6 路側材について	IV-1-2
3 コンクリート舗装工	IV-1-1	7 路上再生路盤工	IV-1-2
4 凍上抑制層	IV-1-2		

1 不陸整正

- (1) 既に改良工事が完成している道路の舗装工事には路面又は路盤工の不陸整正を計上するものとする。ただし、未供用で改良・舗装工事が同一年度に施工される場合は計上しないものとする。
- (2) 同一工事の改良舗装工事の場合は不陸整正を計上しないものとする。
- (3) 供用されている道路は補充路盤材を必要に応じて計上するものとし、その数量（厚さ）は5mm単位として以下は切捨てる。この場合の材料の補正係数は、国土交通省土木工事標準積算基準書「路盤材の補正係数」による。

2 路肩舗装について

- (1) 路肩舗装の混合物は、原則として車道と同じ混合物を使用するものとする。
- (2) 混合物の補正係数は車道に準ずるものとする。
- (3) 路肩の路盤構造が車道並みの場合
混合物の敷均しは、車道と同じにすると共に、転圧及び密度についても車道並みとする。
- (4) 路肩の路盤構造が、車道並み以外の場合
混合物の敷均しは、車道と同時施工とし、転圧はフィニッシャーを主機械とする組合せ施工（車道と同步掛）とし、密度は歩道舗装に準ずるものとする。

3 コンクリート舗装工

(1) 踏掛版等について

踏掛版及び摺付版の積算は次のとおりとする。

		アスファルト舗装		コンクリート舗装		コンクリート舗装と アスファルト舗装境界
		踏掛版	摺付版	踏掛版	緩衝版	摺付版
舗設	舗設歩掛	人力打設	人力打設	機械舗設	機械舗設	人力舗設
	諸雑費率	第Ⅱ編第4章①コンクリート工		第Ⅳ編第1章⑤コンクリート舗装工		
コンクリート 材料	コンクリート規格	⑫	⑫	19-2	19-1	19-2
	コンクリート割増	第Ⅱ編第4章①コンクリート工		第Ⅳ編第1章⑤コンクリート舗装工		
その他の材料	鉄筋	加工組立	加工組立	加工組立	-	加工組立
	鉄筋網	-	-	-	鉄網のみ	-
	石粉	-	-	有り	有り	-
	注入目地材	有り	有り	有り	有り	有り
	支承工及び目地版	有り	-	有り	-	-

(注) 1 コンクリート舗装舗設歩掛は、国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅳ編 第1章 ⑤コンクリート舗装工 を適用する。

アスファルト舗装の踏掛版及び摺付版の舗装舗設歩掛は、国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 第4章①コンクリート工の無筋・鉄筋構造物人力打設を適用する。

2 摺付版及び踏掛版の鉄筋加工組立は、国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅳ編 第2章 ①鉄筋工により別途計上する。

3 緩衝版の鉄網の設置は舗設歩掛に含まれる。

4 アスファルト中間層がある場合は石粉、アスファルト中間層無しの場合はプライムコートを標準とし、使用量及び割増しについては国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅳ編 第1章 ⑤コンクリート舗装工による。

5 タイバー、チェアー等は、別途必要量材料のみを計上する。（国土交通省 土木工事標準積算基準書 第Ⅳ編 第1章⑤コンクリート舗装工で「3-4目地材料費（式3.2）」により計上する場合は、タイバー、チェアー等の材料費を計上する必要はない。）

(2) バチ形部におけるコンクリート舗設について

- ① バチ形部のコンクリート舗装は、原則として機械舗設とする。
- ② 舗設歩掛は、一般部と同じとする。

4 凍上抑制層

凍上抑制層の積算は、最も経済的な方法（路盤工との合計厚さと仕上げ厚さによる路盤工と凍上抑制層の同一層施工等）により積算するものとする。

5 路肩整備工

路肩整備工100m当り単価表（筋芝）

名称・規格	単位	単価	数量	摘要
盛土材	m ³			(粘性土)
種子帯工 (人工筋芝工)	m ²			
諸雑費	式		1	

盛土材数量 = 盛土断面積 × 100 × 土量変化率 (1.25)

6 路側材について

路側材は路盤工の材料割増の中に含まれるものとし特に計上する必要はないものとする。

7 路上再生路盤工

1 適用範囲

本基準は、アスファルト舗装工事における路上再生路盤工（路上再生セメント安定処理、路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理）に適用する。

2 路上再生路盤材の設計数量

2-1 路上再生路盤材の設計密度

路上再生路盤材の設計密度は、表1.1を標準とする。

表1.1 路上再生路盤材の設計密度 (kg/m³)

材 料	設計密度
路上再生セメント安定処理	2,100
路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理	2,100

(注) 現地の状況により、本表の標準値より著しく差がある場合は、実際に調査した数値を用いること。

2-2 路上再生路盤用添加材料の割増率 (%)

路上再生路盤用添加材料の割増率は、表1.2を標準とする。

表1.2 路上再生路盤用添加材料の割増率

材 料	割増率
セメント	2
アスファルト乳剤	3

第2章 附属施設

1 鋼ロックシェッド工 ……………	IV-2-1	4 道路標識の重量計算について ……………	IV-2-5
2 区画線工 ……………	IV-2-1	5 植樹工の支柱形式について ……………	IV-2-7
3 道路照明設置 ……………	IV-2-3		

1 鋼ロックシェッド工

鋼ロックシェッドの製作及び架設歩掛は国土交通省土木工事標準積算基準書第IV編第2章「鋼スノーシェッド工」を適用する。

2 区画線工

(1) 矢印・文字の15cm換算施工延長

種 別	面 積 cm ²	幅 15 cm 換算 施工実延長 m	種 別	面 積 cm ²	幅 15 cm 換算 施工実延長 m
∩	18,288.00	12.19	専	11,250.00	7.50
×	14,219.67	9.47	用	15,750.00	10.50
※ 8	4,773.60	3.18	優	13,755.00	9.17
※ ー	450.00	0.30	先	11,666.87	7.77
※ 2	3,460.80	2.30	7	3,870.00	2.58
※ 0	4,563.00	3.04	ー	600.00	0.40
20	27,749.81	18.49	9	4,677.10	3.11
30	29,014.60	19.34	□	225.00	0.15
40	29,711.00	19.80	3	2,107.00	1.40
50	27,863.94	18.57	0	2,485.50	1.65
※ 60	31,622.70	21.08	1	2,250.00	1.50
低	20,829.25	13.88	対角 2 m	29,959.67	19.97
中	15,150.00	10.10	※対角 4 m	79,348.67	52.89
高	22,650.00	15.10	直径 2 m	35,593.16	23.72
文	7,620.00	5.08	※直径 4 m	97,372.66	64.91
行	8,837.50	5.89	1 m×2 m 大きさ	26,872.00	17.91
止	8,025.00	5.35	※2 m×4 m 大きさ	74,866.84	49.91
マ	4,589.50	3.06	参考図形		
レ	4,319.00	2.88		2,306.94	1.53
自	9,360.00	6.24		21,840.00	14.56
動	11,337.50	7.55	↑ l 5 m	9,375.00	6.25
車	9,400.00	6.26	∩ l 5 m	9,993.60	6.66
●	2,625.00	1.75	↑ l 5 m	13,371.54	8.91
二	5,600.00	3.73	※ ↑ l 5 m	14,485.90	9.65
輪	12,427.50	8.29	↑ l 2 m	3,750.00	2.50
を	2,710.00	1.81	◇	24,765.82	16.51
除	10,738.50	7.16	▽	26,567.00	17.71
く	1,295.00	0.86	止	8,400.00	5.60
軽	10,632.25	7.09	ま	10,127.63	6.75
両	11,450.00	7.63	れ	10,896.25	7.26
バ	9,000.00	6.00			
ス	7,907.50	5.27			

注 「種別」は標識令第10条の様式を示す。ただし、※印は「資料」3(4)文字、記号等の寸法図に示されていないものである。

(2) 仮区画線設置

仮区画線の設置にあたっての留意事項

- ① 路面切削後又は施工の切り廻し及び中間層等に設置する仮区画線（熔融式、ペイント式）は、仮設工として直接工事費に計上する。

（この場合、設計図書に設置延長、規格を明示する。）

- ② 一時的交通処理のために生じる簡易な仮区画線（手作業によるローラ塗布、粘着テープ等による任意的施工のもの）は共通仮設費率に含まれる。

（この場合、設計図書に明示しない）

3 道路照明装置

(1) 道路照明1基当り歩掛

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(材料費)						
照 明 器 具	(灯具、ランプ、 安定器・制御機器)	式	1			
ポ ー ル		本	1			
電 線	600V (IV) 2.0mm ²	式	1			
ジョイントボックス	SB-902-B22	個	1			
接 地 棒	10Φ×900	本	1			
自 動 点 滅 器	光電式 10A/100V	個	1			
組 アンカーボルト	ベースプレート式 600L	式	1			ベースプレート式のみ計上
床 掘		m ³				
埋 戻		〃				
コ ン ク リ ー ト	小型構造物	〃				
切 込 砕 石 基 礎	t=15cm	m ²				
型 枠	小型	〃				
リ フ ト 車 運 転	12m	h	0.9			器具取付
トラッククレーン賃料	油圧式 4.8~4.9t	日	0.17			建柱
(労務費)						
電 工		人	1.03			建柱(0.5) 器具取付(0.41) 自動点滅(0.12)
普 通 作 業 員		〃	0.61			建柱(0.4) 器具取付(0.21)
諸 雑 費		式	1			
計						

(注) 照明灯撤去(再使用・不使用)歩掛は建柱歩掛の0.5倍とする。

(2) 施工機械単価表

リフト車運転1時間当り単価表

(ブーム型12m)

名 称	規 格	単位	数量	単価	金額	摘要
燃 料 費		ℓ				
運 転 手	(特 殊)	人				
機 械 賃 料	リフト車	h	1			
諸 雑 費		式	1			
計						

(3) 材料費および構造図

材料表及び構造図は標準的仕様を示したものであり、維持修繕工事等における当初発注時における参考資料としての活用を想定している。実際の施工にあたっては、安定計算を実施の上、施工すること。

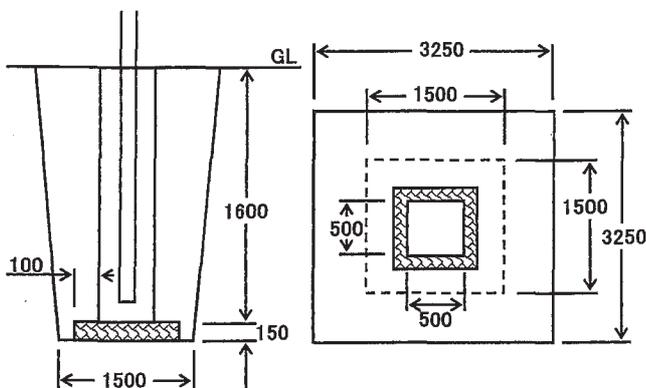
基礎工材料表（標準）

	オーバーハング柱タイプ		直柱タイプ	
	埋込式	ベースプレート式	埋込式	ベースプレート式
床 掘	9.9 m ³	9.9 m ³	8.9 m ³	8.9 m ³
埋 戻	9.4 m ³	9.4 m ³	8.5 m ³	8.5 m ³
基礎砕石	0.49 m ²	0.49 m ²	0.49 m ²	0.49 m ²
コンクリート	0.36 m ³	0.40 m ³	0.34 m ³	0.38 m ³
型 枠	3.2 m ²	3.2 m ²	3.0 m ²	3.0 m ²

- (注) 1 コンクリートは、小型構造物を使用すること。
 2 舗装復旧等が必要な場合は別途計上すること。
 3 埋戻しはタンパ使用を原則とする。

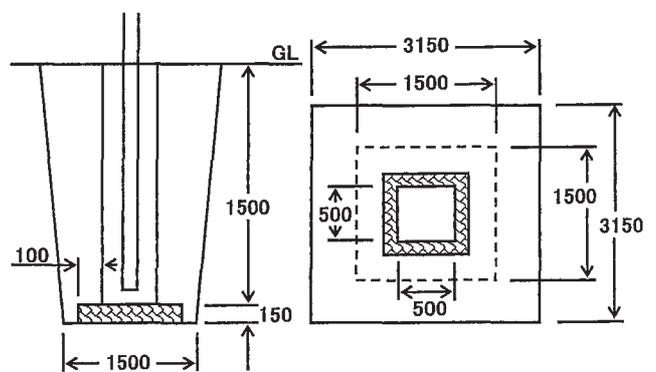
構 造 図

オーバーハング柱タイプ



(注) ベースプレート式も同様とする。

直柱タイプ



(注) ベースプレート式も同様とする。

4 道路標識の重量計算について

片持（オーバーハング）式の道路標識の設置については下記を参考とするものとする。ただし逆L型については標識板縦寸法が1.5m以下で標識板面積が4.6㎡以下の場合に適用する。

なお、これによりがたい場合は、別途、現場条件等により構造計算の上決定するものとする。

重量計算

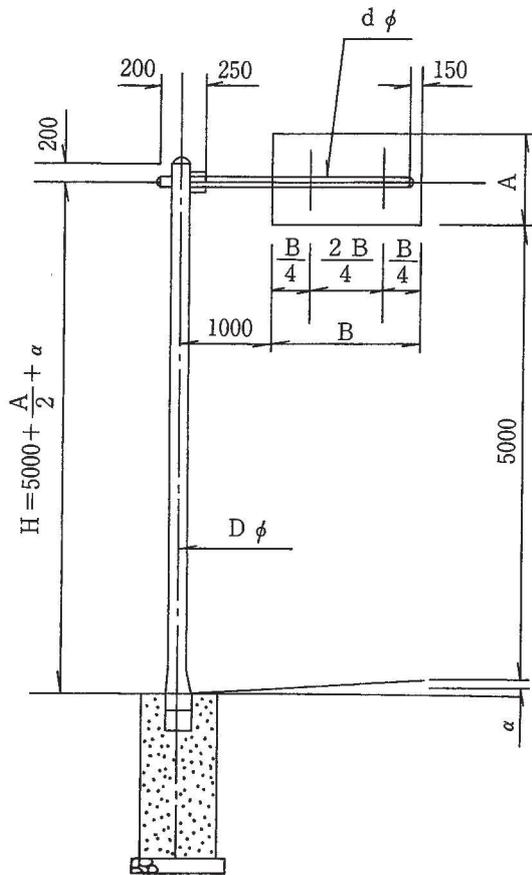
種別	標識面積 A×B	支柱径 Dφ	梁径 dφ(d ₂ φ)	梁径 d ₂ φ	支柱・梁等計算式	アンカーボルト重量 (固定枠含む)
逆L型	1.1㎡以下	139.8	101.6		【柱主材】15.00kg/m×(5.20+A/2+α)m+ 【梁主材】7.76kg/m×(1.05+B)m+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】65.0kg/基	22.3kg/組
	1.6 "	165.2	114.3		【柱主材】17.80kg/m×(5.20+A/2+α)m+ 【梁主材】9.56kg/m×(1.05+B)m+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】63.5kg/基	22.3kg/組
	2.5 "	190.7	139.8		【柱主材】24.20kg/m×(5.20+A/2+α)m+ 【梁主材】15.00kg/m×(1.05+B)m+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】84.6kg/基	24.2kg/組
	3.6 "	216.3	165.2		【柱主材】30.10kg/m×(5.20+A/2+α)m+ 【梁主材】17.80kg/m×(1.05+B)m+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】96.2kg/基	25.4kg/組
	4.6 "	267.4	190.7		【柱主材】42.40kg/m×(5.20+A/2+α)m+ 【梁主材】24.20kg/m×(1.05+B)m+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】115.3kg/基	29.9kg/組
F型	5.7㎡以下	267.4	139.8	114.3	【柱主材】42.40kg/m×(5.25+3A/4+α)m+ 【梁主材】15.00kg/m×(1.15+B)m×2+ 【つなぎ材】13.40kg/m×χ×2+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】186.3kg/基	31.4kg/組
	6.6 "	318.5	165.2	139.8	【柱主材】53.00kg/m×(5.25+3A/4+α)m+ 【梁主材】17.80kg/m(1.15+B)m×2+ 【つなぎ材】13.40kg/m×χ×2+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】210.5kg/基	33.3kg/組
	7.8 "	318.5	165.2	139.8	【柱主材】53.00kg/m×(5.25+3A/4+α)m+ 【梁主材】19.80kg/m×(1.15+B)m×2+ 【つなぎ材】13.40kg/m×χ×2+ 【フランジ・リブ・ベースプレート類】210.5kg/基	37.4kg/組

(注) 1 A: 標識板縦寸法 (m) B: 標識板横寸法 (m)

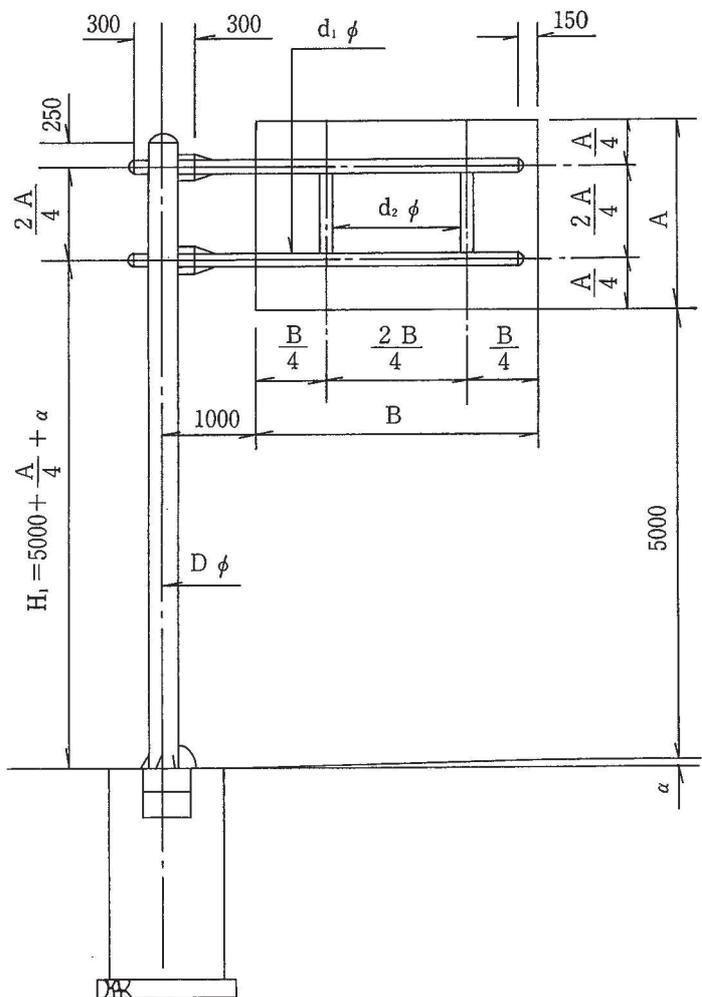
χ: 梁 (d₂φ) の長さ (m) $\chi = \frac{A}{2} - \sqrt{d_1\phi^2 - d_2\phi^2}$

2 設計計上数値はkg未満切捨

(逆L型)



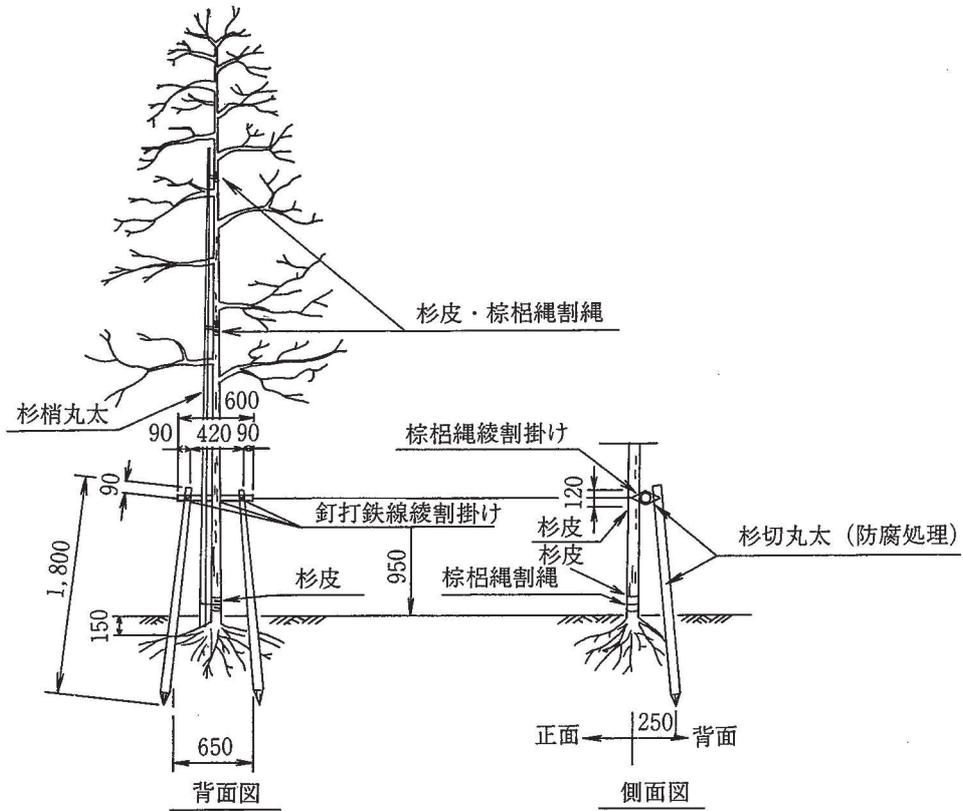
(F型)



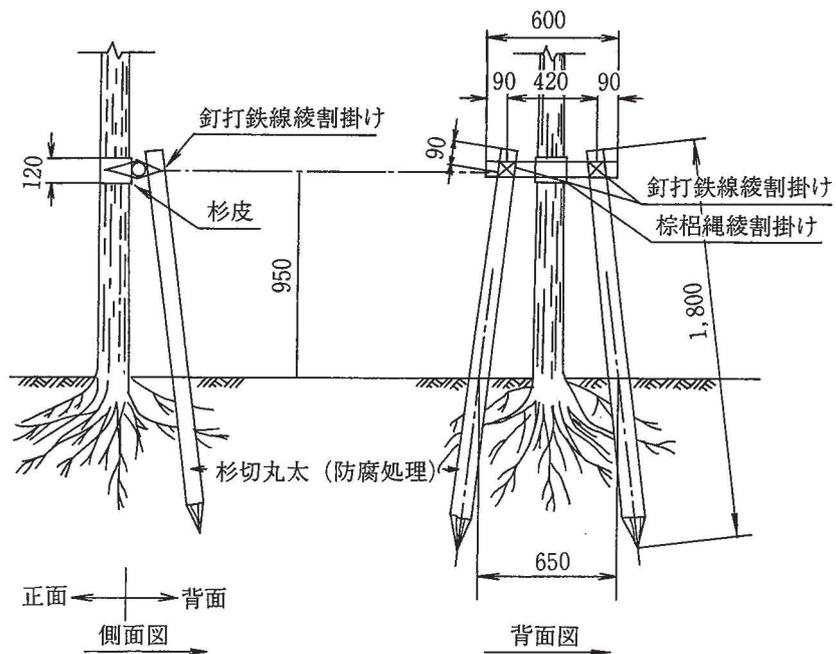
5 植樹工の支柱形式について

1 植樹工の支柱形式参考図

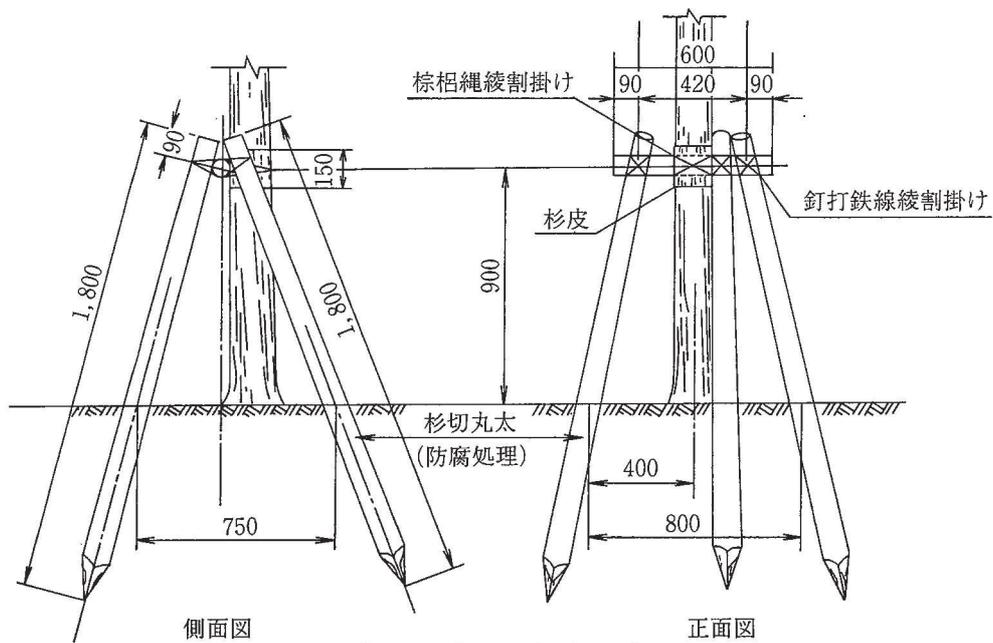
(1) 寸法表示については、参考扱いとする。



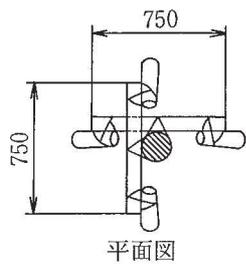
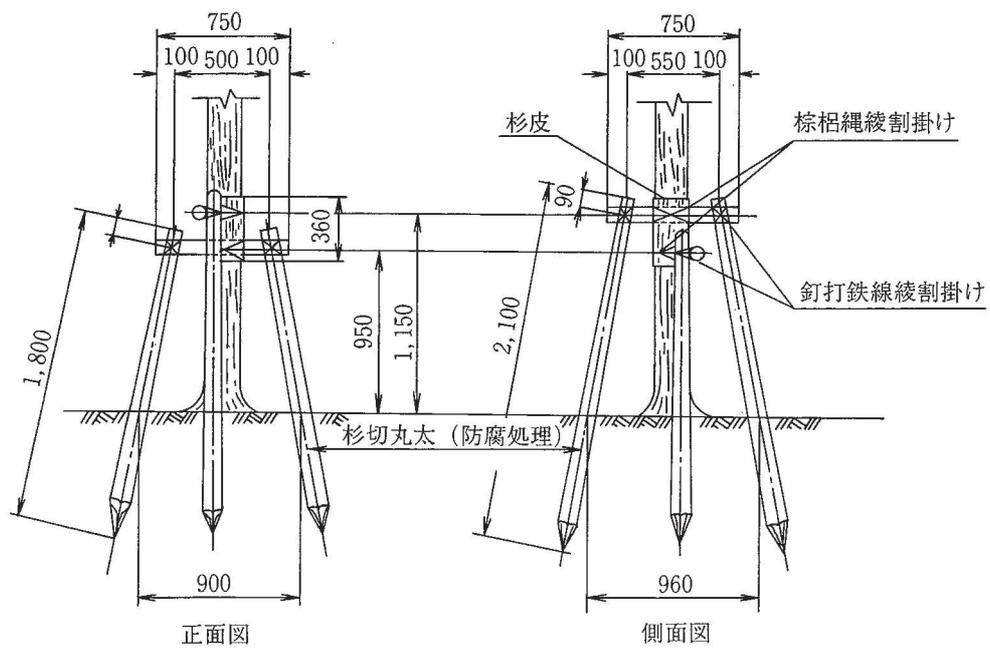
① 二脚鳥居型 (添木付)



② 二脚鳥居型 (添木なし)

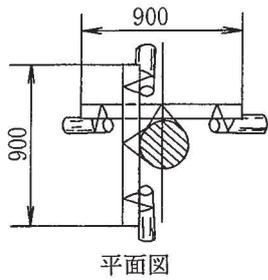
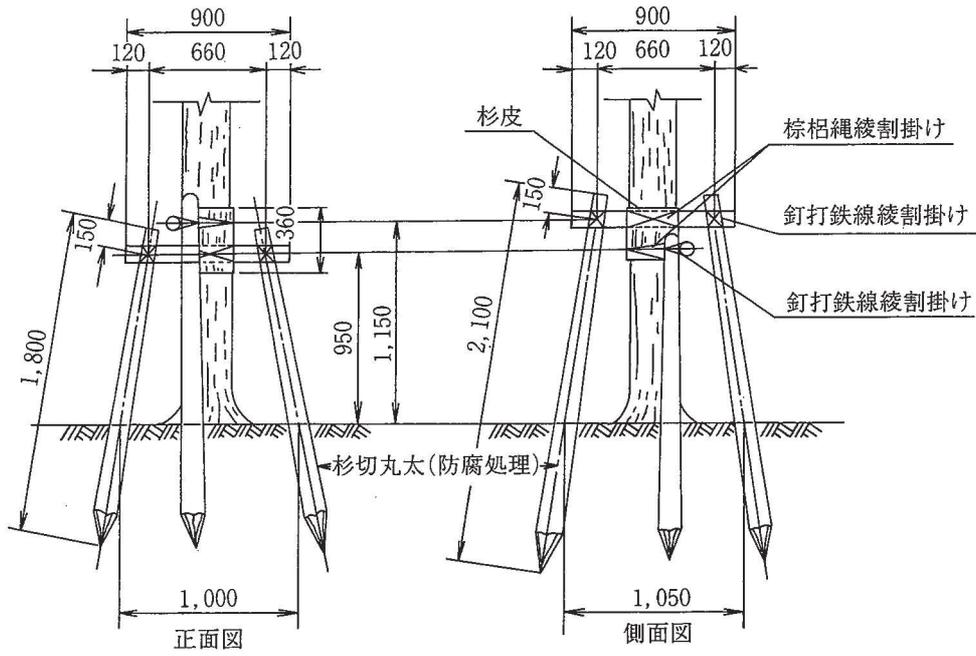


③ 三脚鳥居型 (添木なし)

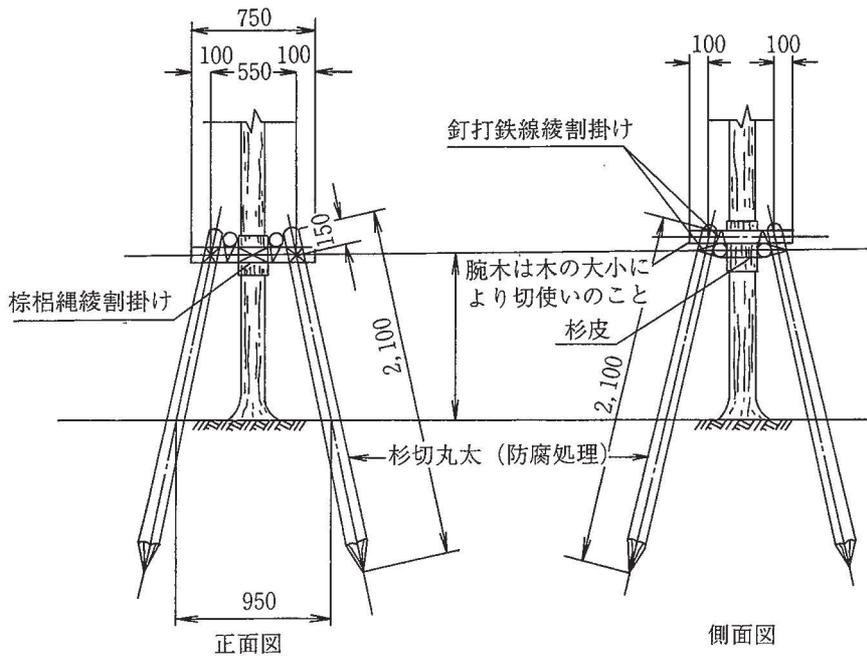


④ 十字鳥居型参考図-1

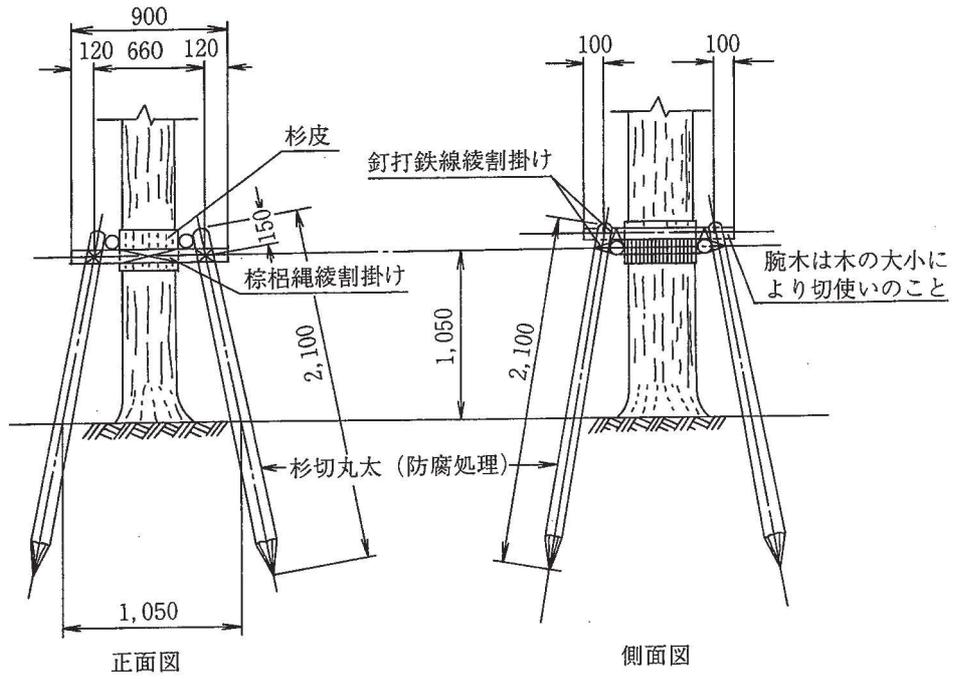
(幹回り約60cmくらいの樹木に適用)



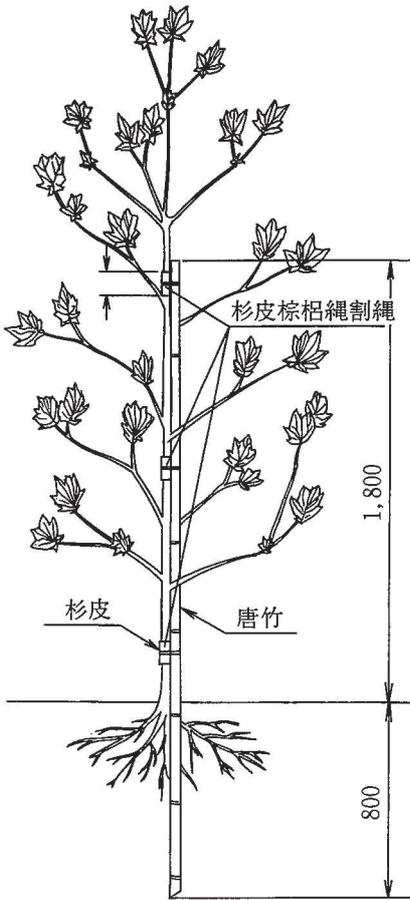
⑤ 十字鳥居型参考図
(約90cmぐらいの樹木に適用)



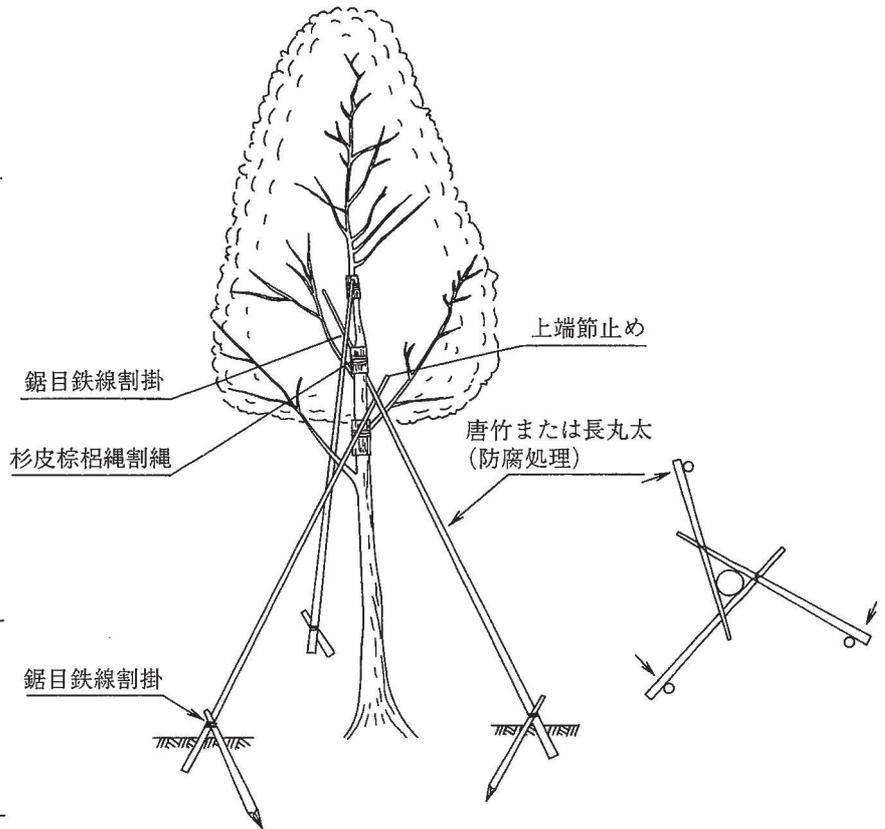
⑥ 二脚鳥居組合せ型参考図-1
(幹周り約70cmぐらいの樹木に適用)



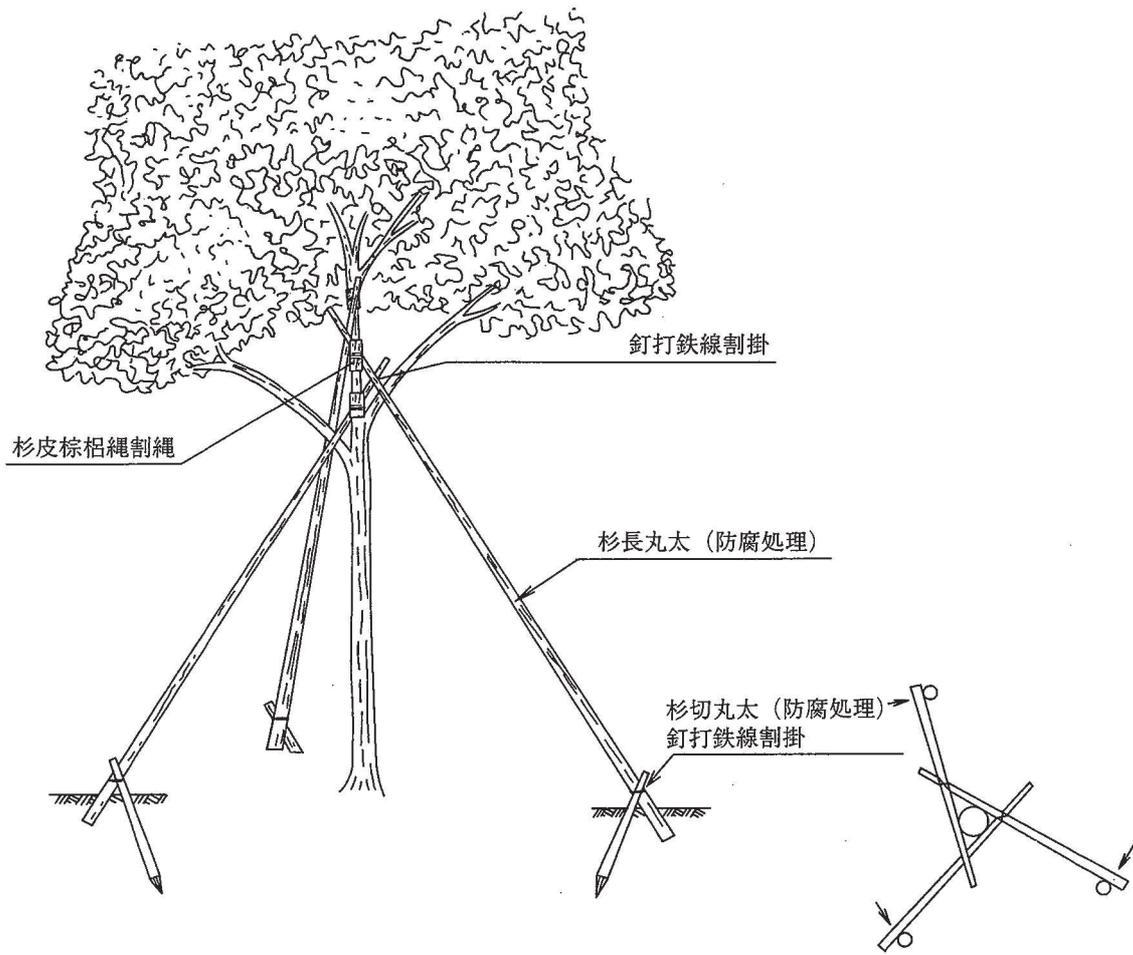
⑦ 二脚鳥居組合せ型参考図-2
(幹回り90cmぐらいの樹木に適用)



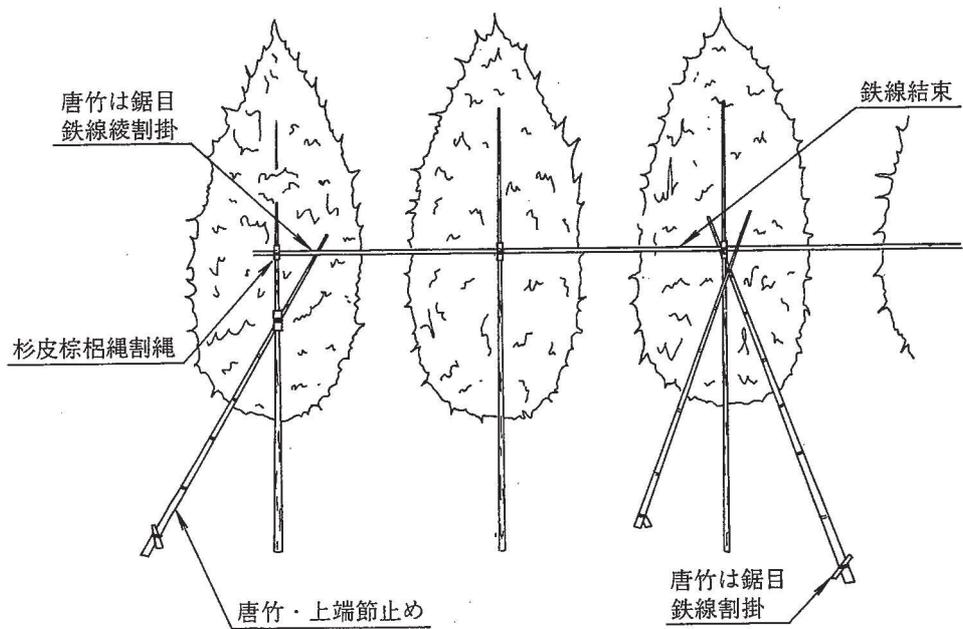
⑧ 添え柱型 (1本柱) 参考図



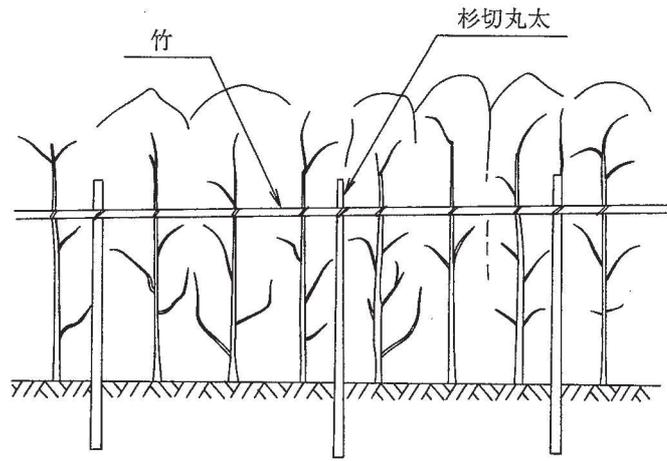
⑨ ハッ掛型参考図-1



⑩ ハッ掛型参考図-2



⑪ 布掛型 (唐竹) 参考図



⑫ 生 垣 杉

2 支柱の選定

支柱の形式は、次表を標準として選定するものとする。

支柱形式	中、低木	高木 (数値は幹周)
布掛 (生垣形)	○	
布掛形		
ハツ形 (三本)	○	
添柱形 (一本杉)	○	
二脚鳥居組合		
十字鳥居		
三脚鳥居		
二脚鳥居 (添木なし)	○	
” (添木付)		

(注) 現地の環境条件により、上表によりがたい場合は、別途選定すること。

第3章 道路維持修繕工

1 路面切削工一般	IV-3-1	6 塗替え塗装における塗膜劣化程度の判定と 素地調整程度	IV-3-2
2 不陸 整 正	IV-3-1	7 消雪パイプ補修	IV-3-3
3 アスファルト注入工	IV-3-1	8 防雪板設置・撤去	IV-3-6
4 床版補強工（鋼板接着工法）	IV-3-1	9 支承金属溶射工	IV-3-8
5 オーバーレイ工事におけるレベリング	IV-3-2		

1 路面切削工一般

(1) 平均切削深さ (H)

計画に当たっては、極力平均切削厚 3 cm以下になるようにし、変更設計においては実態に合わせた数値で積算する。

(2) 全面切削と帯状切削が 1 件工事となった場合の考え方

面積、単位構成 (H、W) は別々とする。

2 不陸修正

(1) 施工区分

施工ブロック毎に幅員2.5m以上かつ延長20m以上は機械施工とし、それ以外は人力施工とする。

(2) 補足材

路盤の補足材として、クラッシャーラン厚さ 2 cmを計上する。

3 アスファルト注土工

(1) As注入実施後のタワミ測定を行い、タワミ量が0.4mm以上ある箇所については、原因を調査のうえ再注入を行う等の対応をする。

(2) 削孔数

作業面積 1 m²当りの削孔数は設計図面によるものとするが、0.25個/m²程度を目安とする。

(3) 注 入 量

作業面積 1 m²当りの注入力 (ディストリビュータ吐出量) は0.005 t /m²程度を目安とする。

4 床版補強工 (鋼板接着工法)

〔摘要〕

床版補強鋼板の材料費及び製作費は下記によるものとする。

(1) 材 料 費

鋼材の材料費は、「工場製作品単価」によるが、適用にあたり下記事項に留意するものとする。

(イ) 鋼板接着用鋼板には、スプライス板の質量も含める。

(ロ) 工場製作品単価は、製作時におけるスクラップ控除を含む。

5 オーバーレイ工事におけるレベリング

(1) レベリング層について

- (イ) レベリング層は平均1cm程度とし舗設前に測量し数値を決定する。
- (ロ) レベリング層の舗設は原則として表層あるいは基層と同時舗設とするが、わだち掘れの箇所、沈下の著しい箇所等で一層の舗設厚が厚くなる場合にはパッチング又は部分切削を施工したのち舗設するものとする。

(2) レベリング層の契約方法の統一について

- (イ) 不陸状況が部分的に深掘れしているため、オーバーレイの舗設に先立って、その部分を別途不陸整正のための舗設をすることが適切な場合

図 面：箇所、面積を明示

設計書：不陸整正として計上、合材トン数契約

検 収：ボデー又は伝票により積算する

- (ロ) 不陸状況が大きくなり、オーバーレイと同時に舗設する場合

図 面：オーバーレイ箇所、面積のみ明示

設計書：設計厚、面積を明示、面積契約

検 収：路面不陸状況に応じ20～100mピッチに横断をとり、不陸によるくい込み量を考慮する。

- (注) 1. 見積り条件として、不陸によるくい込み量の概数を平均〇〇mと明示し、この数値に大巾な変動があった場合、別途協議する旨の現説を行う。(総括表に明示するものとする。)
2. 当初発注時において、不陸によるくい込み量を想定出来ない場合(横断測量を行わなかった場合)は、現説において「設計厚で等厚に施工できるものとして見積りされたい」旨の説明を行い、施工結果により変更できるようにしておくこと。
3. 2層のオーバーレイの場合、下層は上記2によるが表層は、通常のアスファルト舗装の積算、管理を行う。
4. 磨耗対策のためのオーバーレイの場合の設計厚については、不陸状況に応じ、2.5cm又は3cmのいずれかをとる。(輪だち掘れの深い場合は設計厚を2.5cmとし、浅い場合は3cmとする。)

6 塗替え塗装における塗膜劣化程度の判定と素地調整程度

塗替え塗装における塗膜劣化程度の判定と素地調整程度については、「鋼道路橋防食便覧」によるものとする。

7 消雪パイプ補修

(1) 適用範囲

本歩掛は、消雪パイプの補修の直接工事費の積算に適用する。

間接工事費及び一般管理費等は、「国土交通省土木工事標準積算基準書」による。

(2) 単価表

表 7.1 ノズル入替 100 個当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
S 型 ノ ズ ル		組	100			
コンクリート削孔		箇所	100			表 7.2 のとおり
ジ ェ ッ ト コ ン ク リ ー ト		m ³	0.18			表 7.4 のとおり
配 管 工		人	3.0			
普 通 作 業 員		〃	1.0			
諸 雑 費		%	5.0			労務費の5%以内

はつり工事は労務費に含む。

表 7.2 コンクリート削孔 100 個当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一 般 世 話 役		人	0.5			
特 殊 作 業 員		〃	3.3			
普 通 作 業 員		〃	0.9			
ダイヤモンドビット	径 160	個	1.9			物価資料による
コアボーリング マ シ ン 損 料	2.2KW	日	3.4			
発 動 発 電 機 運 転	3KVA	〃	3.4			表 7.3 のとおり
諸 雑 費		式	1			

表 7.3 発動発電機運転 1日当たり

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
ガ ソ リ ン		ℓ	10.7			1.7ℓ/h×6.3h
発 動 発 電 機 賃 料	3KVA	日	1.0			
諸 雑 費		式	1			

表 7.4 ジェットコンクリート 10 m³当たり

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
ジ ェ ッ ト セ メ ン ト	40 kg詰	袋	112.5			物価資料による (重量にして4,500 kg)
コ ン ク リ ー ト 用 砂		m ³	6.53			
コ ン ク リ ー ト 砂 利		〃	10.61			
混 和 材	ポゾリスNo.8	kg	90.0			
普 通 作 業 員		人	23.0			
コ ン ク リ ー ト 割 増		%	2.0			(材料+労務費)の2%
諸 雑 費		式	1.0			

表 7.5 ドレイン入替 100個当たり

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
ド レ イ ン		組	100.0			
コ ン ク リ ー ト 削 孔		箇所	100.0			表 7.2 のとおり
ジ ェ ッ ト コ ン ク リ ー ト		m ³	0.18			表 7.4 のとおり
配 管 工		人	13.0			
普 通 作 業 員		〃	5.0			
諸 雑 費		%	5.0			労務費の5%以内

はつり工事は労務費に含む。

表 7.6 弁筐入替 100 個当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
弁 筐		組	100.0			
コンクリート削孔		箇所	100.0			表 7.2 のとおり
ジ ェ ッ ト コ ン ク リ ー ト		m ³	0.18			表 7.4 のとおり
配 管 工		人	10.0			
普 通 作 業 員		〃	3.0			
諸 雑 費		%	5.0			労務費の 5%以内

はつり工事は労務費に含む。

表 7.7 ノズルヘッド入替 (S 型ノズル) 100 個当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
S 型		組	100.0			
一 般 世 話 役		人	1.0			
普 通 作 業 員		〃	5.0			
諸 雑 費		式	1			

8 防雪柵設置・撤去

(1) 適用範囲

本歩掛は、防雪柵の設置及び撤去を行う場合に適用する。

設計条件は下記のとおりとする。

- ・冬期屋外工事の歩掛補正は行わない。
- ・吹溜柵及び吹払柵の仮設式は、「国土交通省土木工事標準積算基準書」による。

(2) ワンタッチ式設置・撤去

ワンタッチ式を適用するタイプは、防雪板の角度を変えるだけのタイプ、ワイヤー等で上部に収納するタイプ又はこれに類似するタイプとする。

表 8-1 設置費 100m 当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普 通 作 業 員		人	1.0			
諸 雑 費		式	1			

撤去費 100m 当たり

設置費と同じ

(3) 反発式設置・撤去

反発式を適用するタイプは、柵全面をふさぎ、雪を上部方向に誘導するタイプとする。

表8-2 設置費 100m当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普 通 作 業 員		人	3.0			
ク レ ー ン 付 ト ラ ッ ク 運 転	4t 積、2t 吊	h	5.5			5.5h/日
諸 雑 費		式	1			

表8-3 撤去費 100m当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普 通 作 業 員		人	2.0			
ク レ ー ン 付 ト ラ ッ ク 運 転	4t 積、2t 吊	h	3.7			5.5h/日
諸 雑 費		式	1			

クレーン付トラックは、設置及び撤去に使用するものとし、防雪板の運搬・積込みに要する費用は別途計上する。

9 支承金属溶射工

1 適用範囲

1-1 標準単価が適用できる範囲

- (1) 「鋼道路橋防食便覧」の管理基準を満たす既設橋梁の鋼製支承への金属溶射工
- (2) 1現場当たりの施工基数が10基以上の場合。
- (3) 溶射線材の材質が亜鉛・アルミニウム合金、亜鉛・アルミニウム擬合金の場合
- (4) 仕上げ塗料の材質がエポキシ・ウレタン・フッ素樹脂系塗料の場合

1-2 標準単価が適用できない範囲

- (1) 1現場当たりの施工基数が10基未満の場合
- (2) 溶射線材の材質が亜鉛・アルミニウム合金、亜鉛・アルミニウム擬合金以外の場合
- (3) 仕上げ塗料の材質がエポキシ・ウレタン・フッ素樹脂系塗料以外の場合
- (4) 溶射困難箇所での施工の場合
- (5) その他、規格・仕様等が適合しない場合

2 標準単価の設定

2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○、及びフロー図の実線部分である。

工 種	単価の構成			フロー図（標準単価の対象は、図の実線部分である）
	機	労	材	
支承金属溶射 プラスト法 （潤滑性防錆剤 注入なし）	○	○	○	<p>(注)1. 固定足場での作業とする。 2. 現場内小運搬の費用を含む。 3. 発生した廃材の処理に要する費用は含まない。 4. 支承金属溶射時の防護工、安全対策に要する費用は含まない。</p>
支承金属溶射 プラスト法 （潤滑性防錆剤 注入あり）	○	○	○	<p>(注)1. 固定足場での作業とする。 2. 現場内小運搬の費用を含む。 3. 発生した廃材の処理に要する費用は含まない。 4. 支承金属溶射時の防護工、安全対策に要する費用は含まない。</p>

工 種	単価の構成			フロー図（標準単価の対象は、図の実線部分である）
	機	労	材	
支承金属溶射 粗面形成法	○	○	○	<p>(注)1.固定足場での作業とする。 2.現場内小運搬の費用を含む。 3.発生した廃材の処理に要する費用は含まない。 4.支承金属溶射時の防護工、安全対策に要する費用は含まない。</p>
仕上げ塗装 (1層)	○	○	○	<p>(注)1.固定足場での作業とする。 2.現場内小運搬の費用を含む。 3.はけ・ローラーまたはスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は含まない。 4.複数層塗装する場合は、層数分計上する。</p>

2-2 標準単価の規格・仕様

支承金属溶射工の標準単価の規格・仕様，日当たり施工量は，下表のとおりである。

表 2.1 支承金属溶射 プラスト法（潤滑性防錆剤注入なし）

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	日当たり標準施工量
支承金属溶射 プラスト法 (潤滑性防錆剤 注入なし)	線支承 ・ 支承板支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	5.0
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	3.3
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	2.5
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	2.0
	ピン支承 ・ ピボット支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	3.3
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	2.5
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	2.0
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	1.4
	ピンローラー支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	2.0
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	1.2
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	0.9
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	0.6

表 2.2 支承金属溶射 ブラスト法（潤滑性防錆剤注入あり）

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
支承金属溶射 ブラスト法 (潤滑性防錆剤 注入あり)	線支承 ・ 支承板支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	5.0
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	3.3
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	2.5
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	2.0
	ピン支承 ・ ピボット支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	3.3
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	2.5
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	2.0
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	1.4
	ピンローラー支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	2.0
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	1.2
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	0.9
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	0.6

表 2.3 支承金属溶射 粗面形成法

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
支承金属溶射 粗面形成法	線支承 ・ 支承板支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	4.0
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	2.6
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	2.0
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	1.6
	ピン支承 ・ ピボット支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	2.6
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	2.0
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	1.6
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	1.1
	ピンローラー支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	基	1.6
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	基	1.0
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	基	0.7
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	基	0.5

表 2.4 仕上げ塗装（1層）

区分	規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
仕上げ塗装 (1層)	線支承 ・ 支承板支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	層	10.0
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	層	6.6
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	層	5.0
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	層	4.0
	ピン支承 ・ ピボット支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	層	6.6
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	層	5.0
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	層	4.0
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	層	2.8
	ピンローラー支承	反力 300kN超 1,500kN以下 (30 t 超 150 t 以下)	層	4.0
		反力 1,500kN超 3,000kN以下 (150 t 超 300 t 以下)	層	2.5
		反力 3,000kN超 4,500kN以下 (300 t 超 450 t 以下)	層	1.8
		反力 4,500kN超 6,000kN以下 (450 t 超 600 t 以下)	層	1.3

2-3 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価^(注1) × 設計数量

(注1) : 設計単価 = 土木工事標準単価

3 適用にあたっての留意事項

- (1) 施工箇所は、ブラスト機本体設置箇所から 60m以内を標準とする。
- (2) 既設支承に欠損、ひび割れ等の損傷がある場合の補修等は別途考慮する。
- (3) 施工規模は、1現場当たりの施工基数で判定する。
- (4) 仕上げ塗装は1層当たりの施工費であり、複数層施工する場合は、層数分の施工費を計上する。

第4章 トンネル工

1 コンプレッサ	IV-4-1	2 覆工の防水工について	IV-4-2
----------------	--------	--------------------	--------

1 コンプレッサ

削岩機の使用台数と標高による空気消費量補正值は次表を標準とする。

標高 \ 掘削使用台数	1	2	3	4	5	6	7
0 ~ 150	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	6.30
151 ~ 300	1.015	2.03	3.05	4.06	5.08	6.09	6.39
301 ~ 450	1.030	2.06	3.09	4.12	5.15	6.18	6.49
451 ~ 600	1.050	2.10	3.15	4.20	5.25	6.30	6.62
601 ~ 750	1.070	2.14	3.21	4.28	5.35	6.42	6.74
751 ~ 900	1.085	2.17	3.26	4.34	5.43	6.51	6.84
901 ~ 1,050	1.100	2.20	3.30	4.40	5.50	6.60	6.93
1,051 ~ 1,200	1.120	2.24	3.36	4.48	5.60	6.72	7.06

8	9	10	11	12	13	14	15
7.20	8.10	9.00	9.90	10.80	11.70	12.60	13.50
7.31	8.22	9.14	10.05	10.96	11.88	12.79	13.70
7.42	8.34	9.27	10.20	11.12	12.05	12.98	13.91
7.56	8.51	9.45	10.40	11.34	12.29	13.23	14.18
7.70	8.61	9.63	10.59	11.56	12.52	13.48	14.45
7.81	8.79	9.77	10.74	11.72	12.69	13.67	14.65
7.92	8.91	9.90	10.89	11.88	12.87	13.86	14.85
8.06	9.07	10.08	11.09	12.10	13.10	14.11	15.12

[コンプレッサ設備容量計算例]

(条件) 上部半断面先進工法、標高100 m

上部半断面	レッグハンマ	7台	ピックハンマ	2台
大背	"	3台	"	1台
大平	"	2台 (片面)	"	1台 (片側)

- (I) 上部半断面削岩時 $2.8 \text{ m}^3/\text{min}$ $6.3 \text{ 台} \times 1.1 = 19.40 \text{ m}^3/\text{min}$ (147kw(200 PS))
- (II) " 搬出時 1.2 " $2.0 \text{ 台} \times 1.1 = 2.64$ " (74kw(100 PS))
- (III) 大背削岩時 2.8 " $3.0 \text{ 台} \times 1.1 = 9.24$ " (" ("))
- (IV) " 搬出時 1.2 " $1.0 \text{ 台} \times 1.1 = 1.32$ " (" ("))
- (V) 土平削岩時 2.8 " $2.0 \text{ 台} \times 1.1 = 6.16$ " (" ("))
- (VI) " 搬出時 1.2 " $1.0 \text{ 台} \times 1.1 = 1.32$ " (" ("))
- (VII) 大背、土平削岩時 2.8 " $5.0 \text{ 台} \times 1.1 = 15.40$ " (147kw(200 Ps))
- (VIII) " 搬出時 1.2 " $2.0 \text{ 台} \times 1.1 = 2.64$ " (74kw(100 PS))
- (IX) 大背削岩、土平搬出時 $\{(2.8 \text{ m}^3/\text{min} \times 3.0) + (1.2 \times 1.0)\} \times 1.1 = 10.56 \text{ m}^3/\text{min}$ (74kw(100 PS))

以上の組合せより、上部半断面削岩時 $19.4 \text{ m}^3/\text{min}$ が最大空気所要量となり、土木工事標準積算基準書(国土交通省版I)第IV編第5章トンネル工より設備容量を求めれば147kw(200Ps)(74kw(100Ps)2台)となる。

なお、コンクリートブレーサーを使用する場合はコンクリートブレーサーの空気消費量についても考慮するものとする。

2 覆工の防水工について

防水シートの規格は、次表を標準とする。

名 称	規 格
防 水 シ ー ト	防水シート (t=0.8mm) 透水性緩衝材 (t=3mm) 付

第5章 道路除雪工

1 適用範囲	IV-5-1	4 稼働保障費	IV-5-2
2 除雪作業施工基準	IV-5-1	5 異常時オペレーター待機費	IV-5-4
2-1 工種区分	IV-5-1	6 留意事項	IV-5-7
2-2 所定労働時間の設定	IV-5-1	6-1 積算上の留意事項	IV-5-7
3 運転経費	IV-5-2	6-2 貸与機械の現場修理費について	IV-5-7
3-1 労務歩掛	IV-5-2	7 明細書	IV-5-8
3-2 労務数量及び単価	IV-5-2		
3-3 無償貸与時の損料算定	IV-5-2		

1 適用範囲

国土交通省土木工事標準積算基準書「道路除雪工」による。

2 除雪作業施工基準

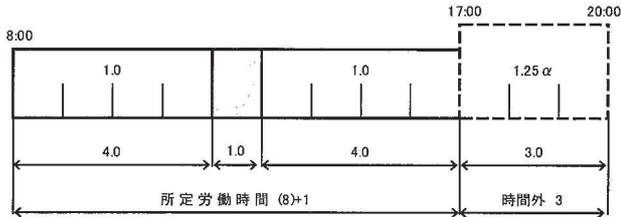
2-1 工種区分

国土交通省 土木工事標準積算基準書「道路除雪工」による。

2-2 所定労働時間の設定

(1) 昼間作業

昼間除雪作業においては8時から17時を所定労働時間（8 h）とし、17時以降の時間帯は時間外賃金として計上する。



所定労働時間当り補正係数 1.0

所定労働時間外における時間当り補正係数 1.25 α

α：構成比（割増対象賃金比(A)）

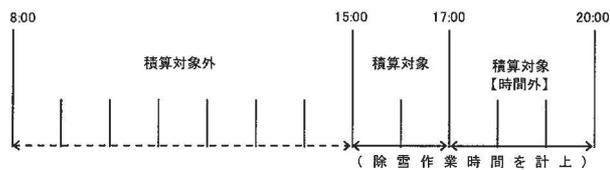
《(1) の例》15：00から20：00まで除雪作業をした場合。

【時間当り補正係数】

除雪作業時間：15：00～20：00（5 h）

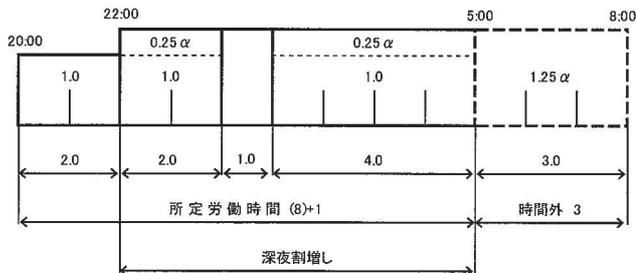
時間当り補正係数：15：00～17：00（2 h） 1.0

17：00～20：00（3 h） 1.25 α



(2) 夜間作業

夜間除雪作業において20時から5時を所定労働時間（8 h）とし、5時以降の時間帯は時間外賃金として計上する。



所定労働時間(20:00～5:00)当り補正係数 $(8.0+1.5\alpha)\times 1/8$

所定労働時間外における時間当り補正係数 1.25 α

α：構成比（割増対象賃金比(A)）

《(2) の例》3：00から10：00まで除雪作業をした場合。

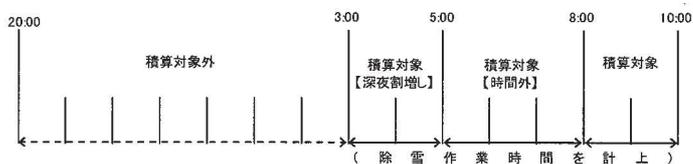
【時間当り補正係数】

除雪作業時間：3：00～10：00(7h)

時間当り補正係数：3：00～5：00(2h) $(8.0+1.5\alpha)\times 1/8$

5：00～8：00(3h) 1.25 α

8：00～10：00(2h) 1.0



3 運 転 経 費

3-1 労 務 歩 掛

国土交通省土木工事標準積算基準書「道路除雪工」による。

3-2 労 務 数 量 及 び 単 価

運転手・助手・世話役の労務数量及び単価は「建設機械運転労務」及び「土木関係設計単価」によるものとする。

3-3 無償貸与時の損料算定

除雪機械を無償で貸与する場合の損料算定は、下記による。

(1) 1時間当り現場修理費

$$\text{現場修理費} = \frac{\text{現場修理費率 [損料算定表(9)-(ロ)欄]}}{\text{標準使用 [損料算定表(3)欄]}} \times \text{基礎価格 [損料算定表(1)欄]}$$

(2) 供用日当り管理費 (別途計上)

$$\text{管 理 費} = \text{供用日数 (※)} \times \text{供用1日当り機械管理費} \quad ※5-1(2) \text{により算出}$$

《例》 除雪ドーザ (国産・クローラ型11t・供用日数120日の場合)

① 1時間当り現場修理費

$$\text{現場修理費} = \frac{0.11}{5,200} \times 10,900,000 = 229 \text{円}$$

② 供用日当り管理費 (別途計上)

$$\text{管 理 費} = 120 \times 1,520 = 182,400 \text{円}$$

4 稼働保障費

稼働保障費の計上については、「山形県除雪業務稼働保障費運用基準」によるものとする。

5 異常時オペレーター待機費

異常時オペレーター待機費の計上については、「山形県除雪業務異常時オペレーター待機費運用基準」によるものとする。

その他の積算については、道路保全課からの通知文によるものとする。なお、通知文は別途、県土整備部技術管理関係集に掲載している。

山形県除雪業務稼働保障費運用基準

(適用)

1. この除雪業務稼働保障費運用基準については、除雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により発注を行う場合について適用する。

(目的)

2. 冬期間の安全安心な道路交通を確保するべく、持続可能な除雪体制を確保するために、稼働保障費をあらかじめ計上する。

(稼働保障費の計上)

3. 稼働保障費の計上方法は、次のとおり取り扱う。

(1) 対象機械

山形県の除雪業務に用いる全ての機械（除雪グレーダ、除雪ドーザ、除雪トラック、ロータリ除雪車、小形除雪車、凍結抑制剤散布車）

(2) 保障基準時間

過年度（除雪稼働管理システムに保管しているデータ）の稼働実績から、各工区の機械の種類毎に1年あたりの平均稼働時間を算出し、それらを各工区の機械の種類毎の保障基準時間とする。

※運搬排雪作業時間は除く。

(3) 稼働保障費の計上

稼働保障費の計上は、各工区の機械の種類毎（除雪グレーダ、除雪ドーザ、除雪トラック、ロータリ除雪車、小形除雪車、凍結抑制剤散布車）に計上する。

稼働保障費＝各機種の種類毎の運転歩掛に含まれる労務費×各機種の種類毎の保障基準時間

※労務費及び保障基準時間は、昼間、夜間、時間外に分けて計上する。

(稼働保障費の精算)

4. 工区ごと、当初計上稼働保障費から、実際に発生した稼働分を差し引いた額を稼働保障費として精算する。（変更契約対応）

精算稼働保障費＝（各機種の種類毎の運転歩掛に含まれる労務費×各機種の種類毎の保障基準時間）

－（各機種の種類毎の運転歩掛に含まれる労務費×各機種の実稼働時間）

※労務費及び保障時間、実稼働時間は、昼間、夜間、時間外に分けて精算する。

山形県除雪業務異常時オペレーター待機費運用基準

(適用)

1. この除雪業務異常時オペレーター待機費運用基準については、除雪業務（以下「当該業務」という。）において総価契約方式により発注を行う場合について適用する。

(目的)

2. 警報の発令等により監督職員が事前の待機が必要と判断し、オペレーターへの待機の指示をした場合には、異常時における待機費用として、実績に合わせて計上する。

(異常時オペレーター待機費の計上)

3. 異常時オペレーター待機費の計上方法は、土木工事標準積算基準書によるものとし、次のとおり取り扱う。

(1) 待機期間

工区内の主たる市町村において次に掲げる予警報が発令された場合等で、監督職員の指示により受注者の事務所等において待機を行った期間を対象とする。

ア 大雪警報、イ 暴風雪警報、ウ 大雪注意報

(2) 対象機械及び待機人員

①待機対象機械

待機対象機械は、1工区3台を上限に車道の新雪除雪配置台数の半分（端数は切り上げ）の範囲内において、予め指定する。ただし、道路交通に大きな影響を及ぼすような、顕著な大雪に関する気象情報が発表された場合（3次配備）に関しては、全台数待機も可能とする。

②待機人員

情報連絡・作業管理に要する人員として、待機機械台数にとらわれず、1工区1人の土木一般世話役を配置する。

予め指定した待機対象機械について、下記に掲げる人員により計上する。

機種	オペレーター等（人／台）		
	運転手	助手	土木一般世話役
トラック	1.0	1.0	1.0
グレーダ	1.0	1.0	
ドーザ	1.0	1.0	
その他新雪除雪機械	※待機対象機械に配置される（運転手、助手）で算出。		

(監督職員の指示)

4. 監督職員は、気象情報等の把握に努め、予警報等が発令された場合及び待機が必要と判断した場合に、電話等にて受注者に待機指示を行う。

(待機実績報告)

5. 受注者は、オペレーター等が待機した場合、待機業務実績報告書(様式1号)を速やかに監督職員に報告するものとする。なお、待機の開始及び終了を証明する写真とは、次のいずれかによる。

(1) 除雪ステーションでの待機状況写真(黒板に日時を明記)

(2) 受注者の事務所での待機状況写真(黒板に日時を明記)

(実績確認)

6. 監督職員は、受注者から待機完了報告があった場合、速やかに待機状況等を確認する。

(異常時オペレーター待機費の精算)

7. 実績に応じて積上げ計上し、別途精算する。(変更契約対応)

令和 年度 工区 待機業務実績報告書

令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

公 所 名 : _____

待機機械名: _____

情報連絡・作業管理者: _____

管 理 番 号: _____

除雪機械オペレーター: _____

登 録 番 号: _____

除雪機械助手: _____

時	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	時間計(h)
区分														
待機時間														
稼働時間														

時	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	時間計(h)
区分														
待機時間														
稼働時間														

待機時間 内訳(h)	8:00 ~ 17:00	
	17:00 ~ 20:00	
	20:00 ~ 5:00	
	5:00 ~ 8:00	



待機開始状況写真



待機終了状況写真

確認者	
職	
氏名	

6 留意事項

6-1 積算上の留意事項

(1) 諸経費率は、道路維持工事を適用する。

(2) 貸与機械の管理費は、貸与日から返還日までの日数により算出し、機械の管理は車庫若しくは、それに相当する適当な場所に保管する。

(3) 貸与機械の運搬費について

国土交通省土木工事標準積算基準書による。

ただし、自走速度10km/hの除雪機械で運搬距離（片道）が10kmを越える場合も自走による運搬とする。なお、機械の運搬費積算にあたっての機械所在地は表5.1、除雪機械の自走速度については表5.2によるものとする。

また、委託工区内の回送は、率に含まれる。

ただし、小型除雪車については、除雪作業開始～終了までの間の回送時間を実作業として取り扱うこととする。

表5.1

機 械 名	所 在 地
除雪トラック、除雪グレーダ 除雪ドーザ、ロータリ除雪車 凍結防止剤散布車	除雪機械基地 (各公所所管)

(注) 上記以外の機種については、類似機械に準ずる。

表5.2

速 度	機 械 名
30km/h	除雪トラック、凍結防止剤散布車
20km/h	除雪グレーダ
10km/h	ロータリ除雪車、除雪ドーザ

(注) 上記以外の機種については、類似機種に準じる。

(4) そ の 他

① 除雪機械の切刃損耗費

機械損料の時間当り損耗費の取扱いは、「普通作業」を適用するものとする。

なお、除雪グレーダのサイドウイング装置による歩道除雪、雪尻処理の場合は切刃損耗費は計上しないものとする。また、除雪トラックによる作業の場合、グレーダ作業とブラウ作業があるので、切刃の重複計上をしないこと。

② 薬剤散布の作業時間

薬剤散布の作業は基地→散布→基地とし、散布作業箇所間の移動を含む時間をもとに算出するものとする。

6-2 貸与機械の現場修理費について

国土交通省 土木工事標準積算基準書 「道路除雪工」によるが、貸与機械の場合は「現場修理費」を、全面委託の場合は「機械損料」を計上する。

7 明 細 書

機械管理費一式明細書（例）

（貸与機械）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
除雪トラック	4t 4×4 ワンウェイプラウ	日		
〃	7t 4×4 ワンウェイプラウ	〃		
除雪グレーダ	3.1m	〃		
〃	3.7m	〃		
除雪ドーザ	9t級	〃		
〃	13t級	〃		
ロータリ除雪車	200Ps	〃		
〃	300Ps	〃		
小形除雪車	ロータリ式 80Ps	〃		
小形除雪機	ハンドガイド式 30Ps	〃		
凍結防止剤散布車	ベルコン 2.0㎡	〃		
計				

第6章 橋 梁 工

1 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方	IV-6-1	7 登り 棧 橋	IV-6-3
2 C T 形 鋼	IV-6-1	8 ポストテンション桁製作工	IV-6-3
3 側道橋製作費	IV-6-2	9 P C 橋架設工	IV-6-3
4 道路橋検査路	IV-6-2	10 橋梁用排水工	IV-6-3
5 鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算について	IV-6-2	11 P C 鋼線及びシーブ	IV-6-4
6 鋼橋塗装 (新橋)	IV-6-2	12 鋼材付π型ラーメン場所打橋	IV-6-4
		13 P C 橋梁工事における桁購入の際の価格調査方法	VI-6-4
		14 鋼橋工事における桁輸送費の積算	VI-6-4

1 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方

鋼重・材片数等のとりまとめは、鋼道路橋数量集計マニュアル（案）に基づき集計するものとする。

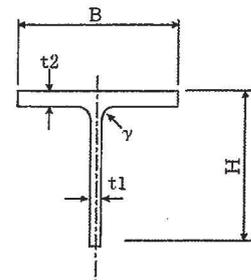
なお、エキストラの積上が必要な場合は、エキストラ対象の鋼重を考慮し、とりまとめる。

2 C T 形 鋼

1 橋梁用 CT 形鋼のシリーズは下表を基準とする。

CT 形鋼（橋梁用）

標準断面寸法				素 材 H 型 鋼 (シリーズ)	備 考
H×B	t ₁	t ₂	r		
95×152	8	8	8	200	
118×176	8	8	13	250	
119×177	9	9	13	250	
118×178	10	8	13	250	
118×249	8	8	13	250	
142×200	8	8	13	300	
144×204	12	10	13	300	
165×251	10	10	13	350	



2 橋梁用 CT 形鋼の単価の算出については下記によるものとする。

$$\text{単価} = [\text{橋梁用 H 形鋼実勢価格}] + [\text{規格エキストラ}] + [\text{加工エキストラ (CT 形鋼エキストラ)}] + [\text{サイズエキストラ}]$$

(注) 月積み契約鉄鋼販売価格は物価資料の平均単価とする。又各エキストラについても同様とする。

• 計算例 (CT 形鋼 95×152×8×8 の場合)

(橋梁用 H 形鋼) (SM400 A) (175~250 シリーズ) (サイズ)

$$95,000 + 3,500 + 16,000 + 1,000 = 115,500 \text{円/t}$$

t ≤ 38mm (平成17年 8 月の例)

3 側道橋製作費

(1) 製作歩掛

種 別	① 工数適用歩掛	高欄工② 工数適用歩掛
主桁にH形鋼を使用する場合	H 型 鋼 橋 梁	鋼 橋 製 作 費 (単独で発注する場合)
主桁(H形鋼)が横断歩道橋の標準設計のH型と同一又は類似の場合	横断歩道橋製作費	横断歩道橋製作費
主桁に製作桁を使用する場合	鋼 橋 製 作 費	鋼 橋 製 作 費
主桁は製作桁である横断歩道橋の標準設計のI型C型と同一又は類似の場合	横断歩道橋製作費	横断歩道橋製作費

(注) 床版型枠にスラブプレートを使用する場合は物価資料によるものとする。

4 道路橋検査路

「道路橋検査路設計ガイドライン(案)(平成17年4月)」に基づく検査路の積算は、鋼橋製作工の検査路標準工数に、以下の補正率を乗じるものとする。

		標準工数補正率
検 査 路	手すり高; 0.75m	0.719
	” 1.10m	0.711

5 鋼橋上部工工事の高力ボルト及び支承(金属・ゴム共)の積算について

鋼橋上部工工事の高力ボルト及び支承(金属・ゴム共)の積算については下記の通りとする。

- ・材料費は工場製作に計上(工場管理費は一般の鋼材と同様に対象外とし、一般管理費のみ対象とする)
- ・輸送費は計上しない(現着単価のため)

6 鋼橋塗装（新橋）

鋼橋塗装（新橋）については、国土交通省土木工事標準積算基準書による。

7 登り 棧 橋

登り棧橋を計上する趣旨は、作業場所への昇降、資材等の運搬路等として使用されるものであり、足場工が設置されれば両側より足場を利用しての作業場所への移動、資材運搬等は可能であるが、橋長が長い場合において、その中間に搬路等の目的として設置するものである。

従って、水面上及び谷間等において設置不可能なものについては設置しないものとする。

8 ポストテンション桁製作工

(1) 桁製作の型枠使用日数

同一橋梁の主桁製作を分割発注する場合（年度をまたぐ場合も含む）の型枠使用回数は分割発注のそれぞれの工事の工期が重複しない限り、1橋全体の製作主桁本数及び全体工期をかん案して決めるものとする。

9 PC 橋 架 設 工

(1) 架設桁による架設

アンカーは1径間当り8個を標準とし、径間が増す毎に2カ/1径間を加算するものとする。

10 橋梁用排水工

橋梁の排水工（枺、排水管、取付バンド）が単独発注となる場合の積算は次によるものとする。

(1) 製 作 費

(イ) 排水枺 … 「土木関係設計単価」による。

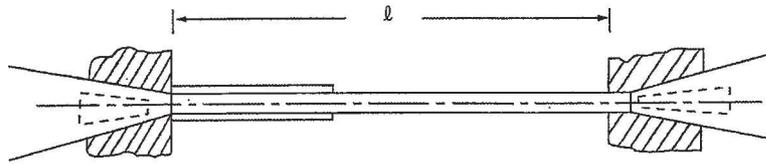
(ロ) 排水管（排水管、取付バンド） … 「土木関係設計単価」による。

(2) 設 置 費

国土交通省土木工事標準積算基準書による。

11 PC鋼線及びシース

- (1) PC鋼線の設計上質量は、碇着具内面間の実延長分（ l ）とし、切断口およびつかみ代等をあわせて全国版により補正して計上するものとするが、補正分のスクラップ控除はしないものとする。



l = 鋼線、シース、ケーブル組立、グラウト

12 斜材付π型ラーメン場所打橋

積算に必要な歩掛日当り作業量等については、別途特別調査等により定めるものとする。

13 PC橋梁工事における桁購入の際の価格調査方法

PC橋梁工事における桁購入の際の建設資材価格特別調査は、「現場車上受け渡し価格」にて、調査するものとする。
なお、これによりがたい場合は、事業主管課と協議すること。

14 鋼橋工事における桁輸送費の積算

鋼橋工事における桁輸送費の積算については、国土交通省 土木工事標準積算基準書 第IV編「道路」第7章「橋梁工」

①「鋼橋製作工」5「桁輸送費」によるほか、下記によるものとする。

- (1) 桁製作、及び、輸送以降を同一工事で発注することを原則とする。これによりがたい場合は、事業課と協議すること。
- (2) 桁製作と輸送以降を同一工事で発注した場合において、当初設計の桁運搬距離の算出に用いた輸送基準地よりも、落札業者が持つ工場の所在地が架設現場に近い場合には、設計変更にて対応する。その場合、当初設計の輸送基準地、及び、基準地よりも近い場合の設計変更について、また、基準値よりも遠い場合には設計変更しない旨について、当初特記仕様書に明示すること。

第V編 公 園

第1章 基盤整備	V-1-1
第2章 施設整備	V-2-1

第1章 基盤整備

1 擁壁工	V-1-1
-------	-------

I 基盤整備

1 擁壁工

1-1 適用範囲

本資料は、公園工事におけるコンクリートブロック工及び石積工に適用する。

1-2 コンクリートブロック工

1-2-1 コンクリートブロック(空洞ブロック)積

(1) 施工歩掛

建築用空洞ブロック(B種)積の施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.1 コンクリートブロック(空洞ブロック)積工歩掛表 (1㎡当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			100mm	120mm	150mm	
建築用空洞ブロック	390×190 (B種)	個	13	13	13	
セメント		kg	13.1	16.6	24.2	
砂	細目	m ³	0.03	0.03	0.05	
鉄筋		kg	3.7	3.7	3.7	
建築ブロック工		人	0.12	0.13	0.14	
普通作業員		〃	0.05	0.06	0.08	

- (注) 1. 片面のみ目地等の仕上げをする場合は、建築ブロック工を 0.025 人/㎡、両面とも目地等の仕上げをする場合は、建築ブロック工を 0.05 人/㎡加算する。
 2. 鉄筋加工組立は、上記労務費に含まれる。標準的には縦横とも D-10@400 とし、その場合の数量は 3.7 kg/㎡とする。
 3. 小運搬距離は、20m程度とする。

(2) 単価表

コンクリートブロック(空洞ブロック)積 1㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
建築用空洞ブロック	390×190 (B種)	個		表 1.1
セメント		kg		〃
砂	細目	m ³		〃
鉄筋		kg		〃
建築ブロック工		人		〃
普通作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

1-3 石積工

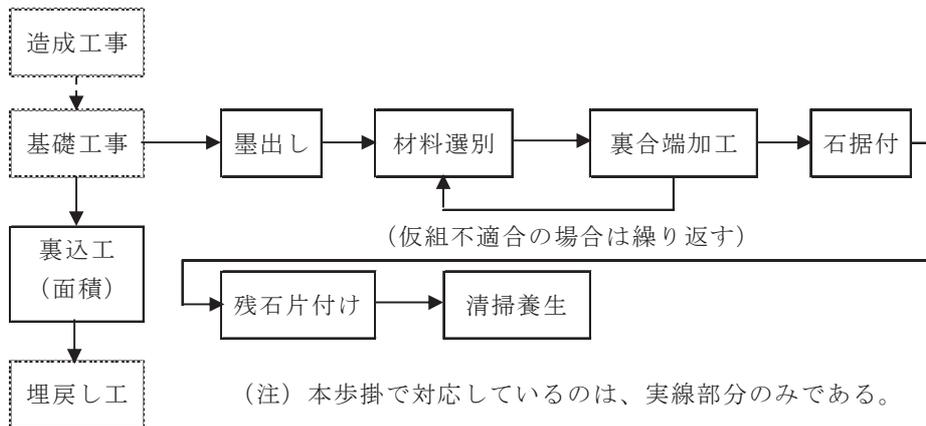
1-3-1 崩れ積及び面積

(1) 適用範囲

本資料は、野面石を修景的配慮を加えながら（崩れ積・面積を含む）施工を行う石積工に適用する。

(2) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(3) 施工歩掛

崩れ積・面積（野面石修景積）施工歩掛は次表を標準とする。

① 野面石修景積工

表 1.2 野面石修景積工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	1.0	
石 工		〃	1.9	
普通作業員		〃	2.8	

(注) 運搬距離 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。

表 1.3 野面石使用量 (10 m²当り)

材 料	規 格・寸 法	単 位	数 量
野 面 石	φ 300~1000mm	個	40

(注) 特殊な形状、施工方法等の場合は、別途考慮する。

② 胴込・裏込コンクリート投入打設

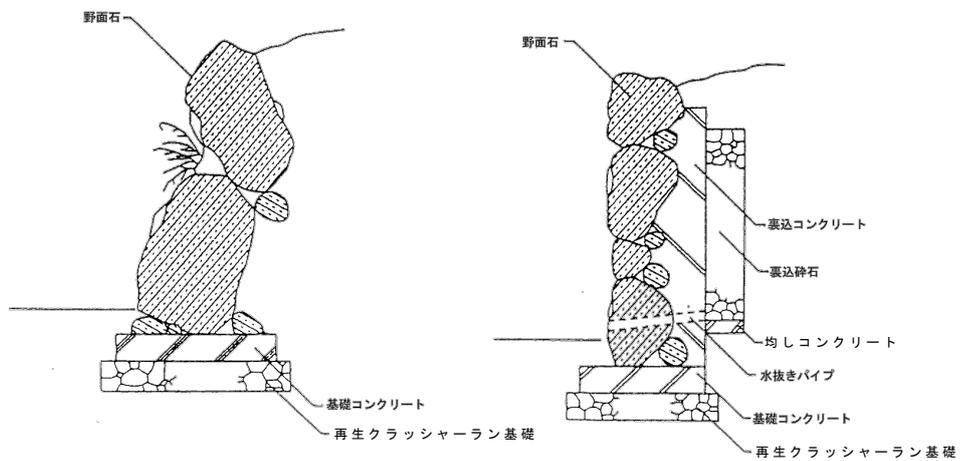
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「1-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(4) 単価表

崩れ積及び面積 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.2
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
野 面 石		個		表 1.3
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



1-3-2 小端積

(1) 適用範囲

本資料は、割小端石による割小端積に適用する。

(2) 施工歩掛

割小端積の施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.4 割小端積工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.7	
石 工		〃	7.0	
普通作業員		〃	6.0	
諸 雑 費		%	2	(注) 3

- (注) 1. 仕上り厚 90 mm、目地幅 10 mm程度 (深目地 3～5 mm) の場合である。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、張付けモルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

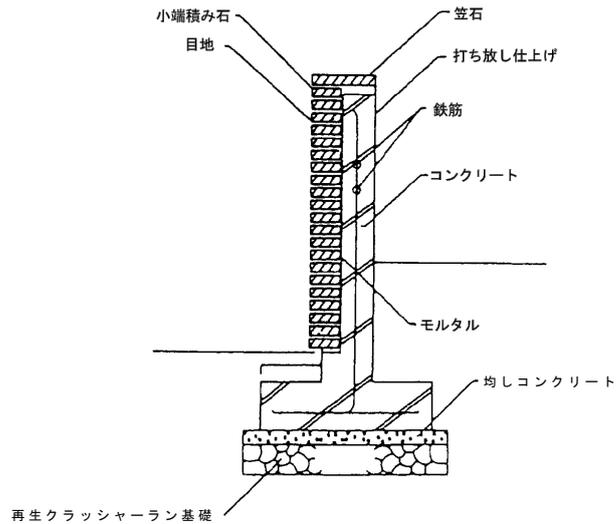
(3) 単価表

割小端積 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.4
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
小 端 積 石	大きさ 300×74mm 程度 厚 20～35mm 程度	m ²	10	
諸 雑 費		式	1	表 1.4
計				

(注) 掘削等は擁壁本体で計上する。

(参考図)



1-3-3 雑割石-空石積

(1) 適用範囲

本資料は、雑割石による空石積に適用する。

(2) 施工歩掛

雑割石の裏込栗石を使用して施工する空石積（法勾配1割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.5 雑割石(控え 350mm)による空石積工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.7	
普通作業員		〃	3.6	
諸 雑 費		%	4	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石(碎石)の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額として計上する。

表 1.6 雑割石使用量 (10 m²当り)

材 料	規格・寸法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

(3) 単価表

雑割石による空石積 10 m²当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人		表 1.5
石工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑割石	控え 350mm	個		表 1.6
諸雑費		式	1	表 1.5
計				

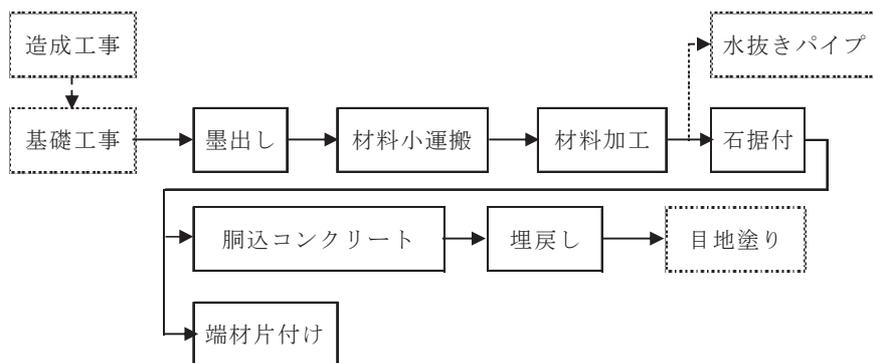
1-3-4 雑割石-練石積

(1) 適用範囲

本資料は、雑割石による練石積に適用する。

(2) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3) 施工歩掛

雑割石の胴込コンクリートを使用して施工する練石積（法勾配 1 割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

① 雑割石による練石積工

表 1.7 雑割石(控え 350mm)による練石積工歩掛表 (10 m²当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
世話役		人	0.4	
石工		〃	1.5	
普通作業員		〃	3.6	

- (注)
1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離は 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 原則として空目地とする。目地を塗る場合は別途考慮する。

表 1.8 雑割石使用量 (10 m²当り)

材 料	規格・寸法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

② 胴込・裏込コンクリート投入打設

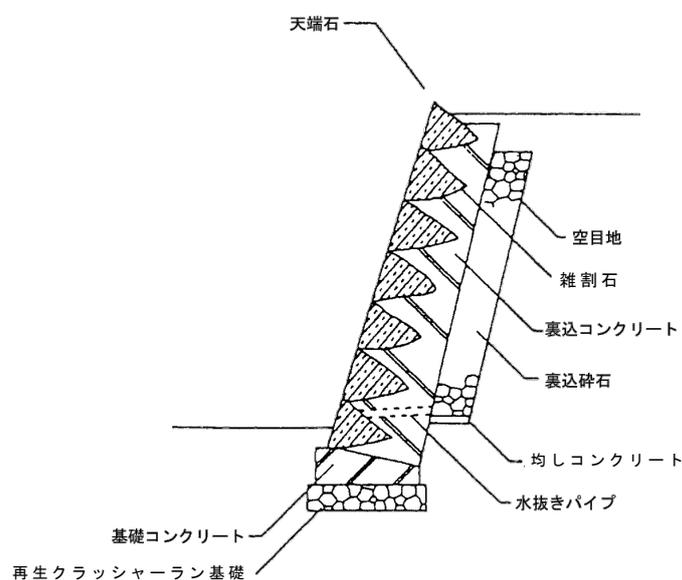
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「1-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(4) 単価表

雑割石による練石積 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.7
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 割 石	控え 350mm	個		表 1.8
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



1-3-5 雑割石-空石張

(1)適用範囲

本資料は、雑割石による空石張に適用する。

(2)施工歩掛

雑割石の裏込栗石を使用して施工する空石張（法勾配1割以上）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.9 雑割石(控え 350mm)による空石張工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.5	
普通作業員		〃	3.2	
諸 雑 費		%	5	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石（碎石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額として計上する。

表 1.10 雑割石使用量 (10 m²当り)

材 料	規 格・寸 法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

(3)単価表

雑割石による空石張 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.9
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 割 石	控え 350mm	個		表 1.10
諸 雑 費		式	1	表 1.9
計				

1-3-6 雑割石—練石張

(1) 適用範囲

本資料は、雑割石による練石張に適用する。

(2) 施工歩掛

雑割石の胴込コンクリートを使用して施工する練石張（法勾配1割以上）の施工歩掛は次表を標準する。

① 雑割石による練石張工

表 1.11 雑割石(控え 350mm)による練石張工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.3	
普通作業員		〃	3.2	

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
2. 運搬距離は 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。

表 1.12 雑割石使用量 (10 m²当り)

材 料	規 格・寸 法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

② 胴込・裏込コンクリート投入打設

胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「1-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(3) 単価表

雑割石による練石張 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.11
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 割 石	控え 350mm	個		表 1.12
諸 雑 費		式	1	
計				

1-3-7 雑石-空石積

(1) 適用範囲

本資料は、雑石による空石積に適用する。

(2) 施工歩掛

雑石の裏込栗石を使用して施工する空石積（法勾配1割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.13 雑石による空石積施工歩掛 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm	
世 話 役		人	0.4	0.4	0.4	
石 工		〃	1.2	1.3	1.6	
普通作業員		〃	2.8	3.3	3.8	
諸 雑 費		%	3	4	3	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石（碎石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額として計上する。

表 1.14 雑石使用量 (10 m²当り)

材 料	単 位	数 量		
		控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm
雑 石	個	210	160	140

(3) 単価表

雑石による空石積 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.13
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 1.14
諸 雑 費		式	1	表 1.13
計				

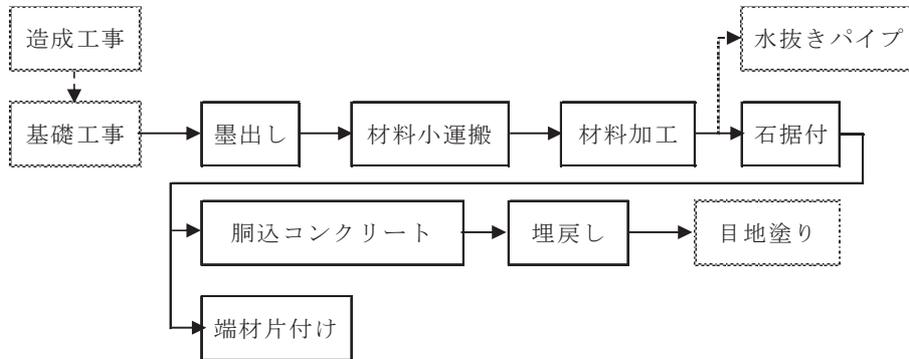
1-3-8 雑石—練石積

(1) 適用範囲

本資料は、雑石による練石積に適用する。

(2) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3) 施工歩掛

雑石の洞込コンクリートを使用して施工する練石積（法勾配1割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

① 雑石による練石積工

表 1.15 雑石による練石積施工歩掛 (10 m²当り)

名称	規格	単位	数量			摘要
			控え 300mm	控え 350mm	控え 400mm	
世話役		人	0.4	0.4	0.4	
石工		〃	1.1	1.2	1.5	
普通作業員		〃	2.8	3.3	3.8	

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離は20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 原則として空目地とする。目地を塗る場合は別途考慮する。

表 1.16 雑石使用量 (10 m²当り)

材料	単位	数量		
		控え 300mm	控え 350mm	控え 400mm
雑石	個	210	160	140

② 洞込・裏込コンクリート投入打設

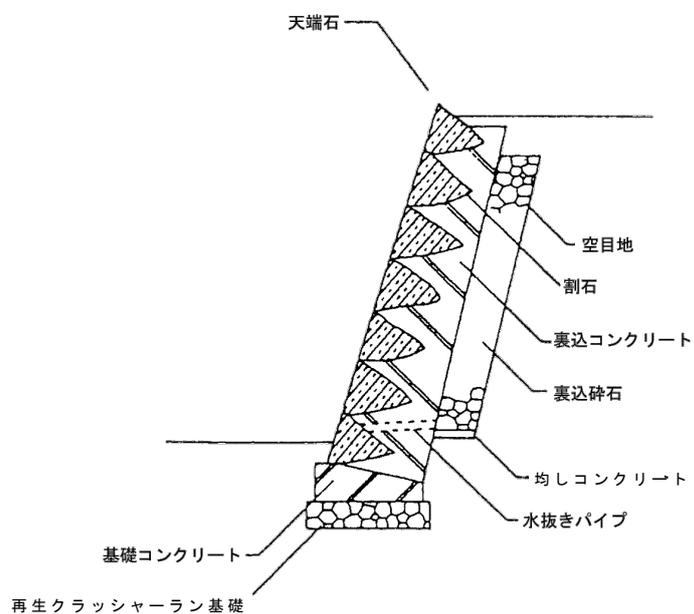
洞込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「1-3-12 洞込・裏込コンクリート投入打設」による。

(4) 単価表

雑石による練石積 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.15
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 1.16
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



1-3-9 雑石-空石張

(1) 適用範囲

本資料は、雑石による空石張に適用する。

(2) 施工歩掛

雑石の裏込栗石を使用して施工する空石張（法勾配1割以上）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 1.17 雑石による空石張工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm	
世 話 役		人	0.4	0.4	0.4	
石 工		〃	1.1	1.2	1.5	
普通作業員		〃	2.5	2.9	3.4	
諸 雑 費		%	3	4	4	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離は20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石（碎石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 1.18 雑石使用量 (10 m²当り)

材 料	単 位	数 量		
		控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm
雑 石	個	210	160	140

(3) 単価表

雑石による空石張 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.17
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 1.18
諸 雑 費		式	1	表 1.17
計				

1-3-10 雑石—練石張

(1) 適用範囲

本資料は、雑石による練石張に適用する。

(2) 施工歩掛

雑石の胴込コンクリートを使用して施工する練石張（法勾配1割以上）の施工歩掛は次表を標準とする。

① 雑石による練石張工

表 1.19 雑石による練石張工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm	
世 話 役		人	0.4	0.4	0.4	
石 工		〃	1.0	1.1	1.3	
普通作業員		〃	2.5	2.9	3.4	

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
2. 運搬距離は20m程度の人力による小運搬距離を含む。

表 1.20 雑石使用量 (10 m²当り)

材 料	単 位	数 量		
		控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm
雑 石	個	210	160	140

② 胴込・裏込コンクリート投入打設

胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「1-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(3) 単価表

雑石による練石張 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.19
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 1.20
諸 雑 費		式	1	
計				

1-3-11 割石積

(1)適用範囲

本資料は、割石にて横目地をきれいに通した石積（法勾配1割未満）で、胴込コンクリートを使用して施工する本布積作業に適用する。

(2)施工歩掛

割石を用いた本布積の施工歩掛は次表を標準とする。

①割石による本布積工

表 1.21 割石による本布積工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.5	
石 工		〃	3.1	
普通作業員		〃	5.2	

(注) 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。

表 1.22 割石使用量 (10 m²当り)

材 料	単 位	数 量
割 石	個	130

②胴込・裏込コンクリート投入打設

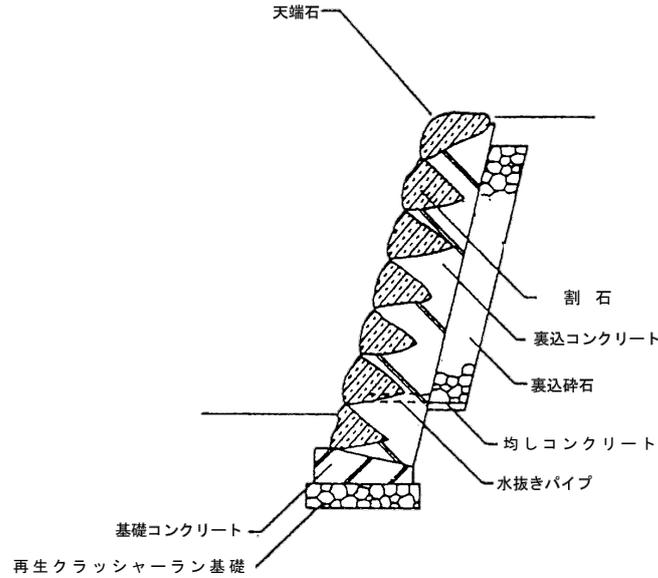
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「1-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(3)単価表

割石による本布積 10 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 1.21
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
割 石		個		表 1.22
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



1-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設

(1) 適用範囲

本資料は、練石積及び練石張における胴込・裏込コンクリート打設に適用する。

(2) 施工歩掛

胴込・裏込コンクリートの投入打設歩掛は次表を標準とする。

練石積における胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛

表 1.23 胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛表 (10m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			練石積	練石張	
特殊作業員		人	1.3	1.5	
普通作業員		〃	1.8	1.9	
諸 雑 費		%	12	6	(注) 1
計					

- (注) 1. 諸雑費はコンクリートバケット、パイプレータ、型枠等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限とする。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 現場打基礎コンクリート及び現場打天端コンクリートは、「国土交通省土木工事標準積算基準書」第Ⅱ編 第2章③コンクリートブロック積(張)工による。
 4. 胴込コンクリート量は、雑割石の場合は面積に控長の1/2乗じたものとする。

胴込・裏込コンクリート投入量

胴込・裏込コンクリート投入量は、次式による。

$$\text{投入量} = \text{設計量} \times (1 + K) \dots\dots\dots \text{式 1.1}$$

K：ロス率

表 1.24 ロス率

材 料	単 位	ロ ス 率
コンクリート	m ³	+0.17

(3) 単価表

胴込・裏込コンクリート 10m³当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員		人		表 1.23
普通作業員		〃		〃
コンクリート		m ³	11.7	表 1.24 式 1.1
諸 雑 費		式	1	表 1.23
計				

第2章 施設整備

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 雨水排水設備工……………V-2-1 | 4 修景施設整備工……………V-2-13 |
| 2 汚水排水設備工……………V-2-6 | 5 施設仕上げ工……………V-2-16 |
| 3 園路広場整備工……………V-2-7 | |

II 施設整備

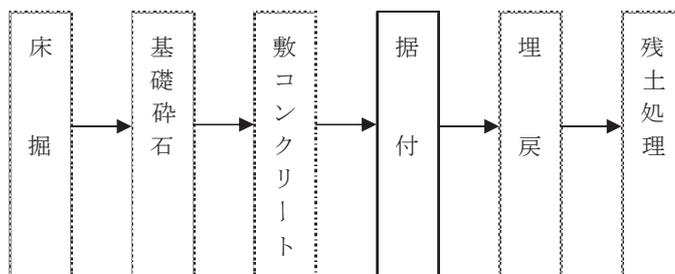
1 雨水排水設備工

1-1 適用範囲

本資料は、公園工事における側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工に適用する。

1-2 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



1-3 側溝工

1-3-1 プレキャストL型側溝及びV型側溝

(1) 施工歩掛

プレキャストL型側溝及びV型側溝の据付歩掛は次表を標準とする。

表 1.1 プレキャストL型側溝及びV型側溝据付歩掛表 (10m当り)

1個当たり長さ(m)		0.6m/個		備考
名称	規格	単位	数量	
世話役		人	0.3	
特殊作業員		〃	0.1	
普通作業員		〃	0.9	
バックホウ (クレーン機能付)運転	排出ガス対策型クローラ型山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)2.9t 吊	h	1.2	
基礎碎石費		%	22	(注) 3
諸雑費		%	12	〃

(注) 1. 歩掛は、運搬距離 30m 程度までの小運搬を含むものであり、床掘、埋戻し、残土処理は含まない。

2. バックホウ (クレーン機能付) の規格は、排出ガス対策型 (第 1 次基準値) ・クローラ型山積 0.45m³ (平積 0.35m³) 2.9 t 吊りとする。

3. 基礎碎石費及び諸雑費は、労務費及びバックホウ (クレーン機能付) 運転経費の合計額に、上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、基礎碎石費及び諸雑費に含まれる内容は次のとおりである。

[基礎碎石費] 敷設・転圧労務、材料投入・締固め機械運転経費、碎石等材料費

[諸雑費] コンクリートカット運転、目地モルタル、敷モルタル、プレキャストL型及びV型側溝損失分の費用、カットブレードの損耗費等

4. 基礎碎石の敷均し厚は、20cm 以下を標準としており、これにより難しい場合は別途計上する。

5. 基礎砕石費は、材料の種別・規格に関わらず適用できる。
6. 再使用する場合の撤去歩掛は、布設歩掛（基礎砕石費率は除く）の50%とする。 7. コンクリートが必要な場合は、「国土交通省土木工事標準積算基準書」第Ⅱ編第4章①コンクリート工による。

(2) 単価表

プレキャストL型側溝及びV型側溝据付 10m当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
○型ブロック		個	16.5	
世 話 役		人		表 1.1
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
バックホウ (クレーン機能付) 運 転	排出ガス対策型クローラ型 山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)2.9t 吊	h		〃
基 礎 砕 石 費		式	1	表 1.1 必要に応じて計上
諸 雑 費		式	1	表 1.1
計				

1-4 集水桝・マンホール工

(1) 施工歩掛

人孔用コンクリートブロック、蓋、足掛金物の据付歩掛は次表を標準とする。

表 1.2 人孔用コンクリートブロック等据付歩掛表（1個、1組、1本当り）

名 称	規 格	単 位	斜 壁 直 壁 等 スラブ（各種） 据 付	蓋（受枠） 及 び 調 整 コンクリートブロック 据 付	足 掛 金 物
世 話 役		人	0.10	0.13 (0.08)	—
特殊作業員		〃	0.10	0.13 (0.08)	0.07
普通作業員		〃	0.20	0.26 (0.16)	0.07
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジ ブ型 4.9t 吊	日	0.10	0.13 (0.08)	—
諸 雑 費		%	3	6 (5)	—

- (注)
1. 斜壁、直壁等、スラブ（各種）、蓋（受枠とも）、調整コンクリートブロック据付の諸雑費は、モルタル工（配合1：3、敷圧1cm）等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 2. 調整コンクリートブロックを使用しない場合には、（ ）内の値を計上する。
 3. 高流動性無収縮超早強モルタル及び受枠変形防止調整金具を使用する場合は別途計上する。
 4. 蓋・受枠を仮据付けする場合、及び仮据付けの箇所を本据付けにする場合は、労力及びトラッククレーン賃料は歩掛の50%とし、その歩掛に対し諸雑費を計上する。
 5. 足掛金物取付については、側壁に削孔して足掛金物を取付ける場合に適用する。

(2) 単価表

① 斜壁据付 1 個当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
斜 壁		個	1	
世 話 役		人		表 1.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジ ブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

② 直壁据付 1 個当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
直 壁		個	1	
世 話 役		人		表 1.2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジ ブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

③スラブ（各種）据付1個当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
スラブ（各種）		個	1	
世 話 役		人		表 1. 2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジ ブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

④蓋（受枠とも）及び調整コンクリートブロック据付1組当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
蓋及び調節 コンクリートブロック		個	1	
世 話 役		人		表 1. 2
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジ ブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

⑤足掛金物据付1本当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
足 掛 金 物		本	1	
特 殊 作 業 員		〃		表 1. 2
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	〃
計				

2 汚水排水設備工

2-1 適用範囲

汚水排水設備工については、構造・施工手順が雨水排水と同じであることから、雨水排水設備工によるものとする。

2-2 汚水柵・マンホール工

2-2-1 インバート上塗り

(1) 施工歩掛

インバート上塗りは次表を標準とする。

表 2.1 インバート上塗り歩掛表 (1 m²当り)

職 種	歩掛 (人)
左 官 工	0.38
普通作業員	0.36

(注) 上塗モルタル厚は、10～30 mmとする。

(2) 単価表

インバート上塗り 1 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		
左 官 工		人		表 2.1
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、「国土交通省土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編第4章①コンクリート工」により計上し、これにより難い場合は別途計上する。

3 園路広場整備工

3-1 適用範囲

本資料は、公園工事における土系舗装等の舗装工、園路縁石工に適用する。

3-2 土系舗装工

3-2-1 混合

(1) 適用範囲

本資料は、土舗装における舗装材の混合作業に適用する。

(2) 混合用機械

混合用のトラクターの作業量(Vt)の算定は下記による。

機種 : トラクター 1.0 t 級

$$V_t = \frac{60 \cdot W \cdot V \cdot E}{N} \text{ (m}^2/\text{h)}$$

W : 平均幅 (m)

V : 平均速度 (m/min)

E : 作業効率

N : 作業回数

表 3.1 W・V・E・N標準数値

作業	W (m)	V (m/min)	E		N	摘要
			砂 砂質土	粘性土 レキまじり土		
混合	1.60	24.3	0.80	0.70	2	

(3) トラクター作業歩掛

表 3.2 トラクター作業歩掛 (1 m²当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
トラクター運転	1.0t 級	h		1 / V _t

(4) トラクター運転歩掛

表 3.3 トラクター運転歩掛 (1 時間当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
軽油		ℓ	2.6	
特殊作業員		人	0.2	
機械損料		h	1	
諸雑費		式	1	
計				

3-3 石材系舗装工

3-3-1 ごろた石張舗装

(1) 施工歩掛

ごろた石張舗装の施工歩掛は次表を標準とする。

① ごろた石張舗装工

表 3.4 野面ごろた石舗装工歩掛表 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	1.1	
石 工		〃	13.8	
普通作業員		〃	13.1	
諸 雑 費		%	18	(注) 2

- (注) 1. 運搬距離 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。
 2. 諸雑費は、据付けモルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 3.5 野面ごろた石使用量 (100 m²当たり)

材 料	規 格	単 位	数 量
野面ごろた石	φ 100~200	個	4,400

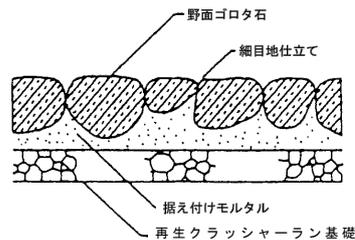
- (注) 1. 本表の野面ごろた石の数量は、標準的な野面ごろた石舗装工に使用し、特殊な形状、施工方法等の場合は別途考慮する。

(2) 単価表

ごろた石舗装工 100 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人		表 3.4
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
ごろた石	φ 100~200	個		表 3.5
諸 雑 費		式	1	表 3.4
計				

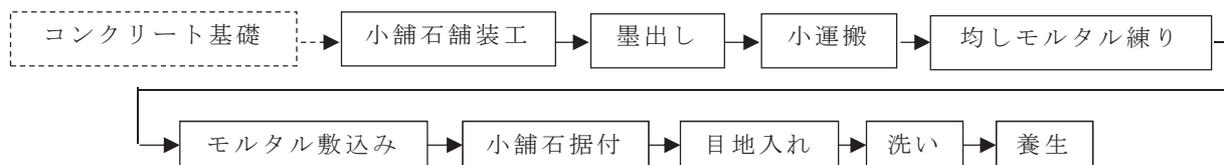
(参考図)



3-3-2 小舗石舗装

(1) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

基礎コンクリート、クラッシャーラン基礎については、別途計上する。

(2) 施工歩掛

小舗石舗装の施工歩掛は次表を標準とする。

① 小舗石舗装工

表 3.6 小舗石舗装工歩掛表 (100 m²当り)

名称	規格	単位	数量	備考
世話役		人	2.5	
石工		〃	25.6	
普通作業員		〃	9.6	
諸雑費		%	7	(注) 2

(注) 1. 運搬距離 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。

2. 諸雑費は、目地モルタル、均しモルタル費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 3.7 小舗石使用量 (100 m²当り)

材料	規格	単位	数量
小舗石	90mm×90mm×90mm	個	10,000

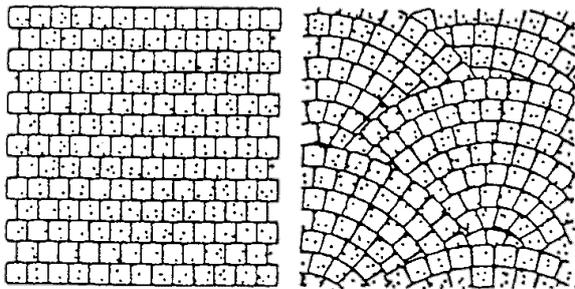
(注) 1. 本表の小舗石数量は標準的な小舗石舗装工に適用し、特殊な形状、施工方法等の場合においては別途考慮する。

(3) 単価表

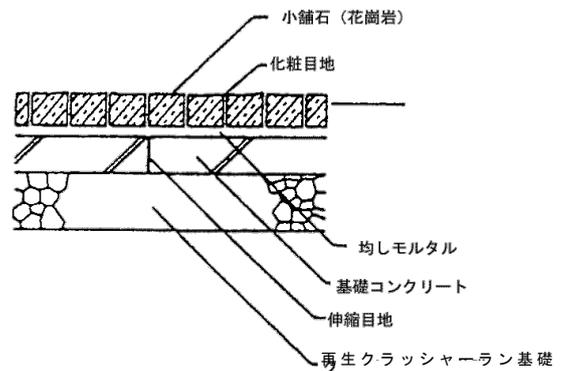
小舗石舗装工 100 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人		表 3.6
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
小 舗 石		個		表 3.7
諸 雑 費		式	1	表 3.6
計				

(参考図)



平 面 図



注 必要に応じ溶接金網を入れるものとする。

3-4 園路縁石工

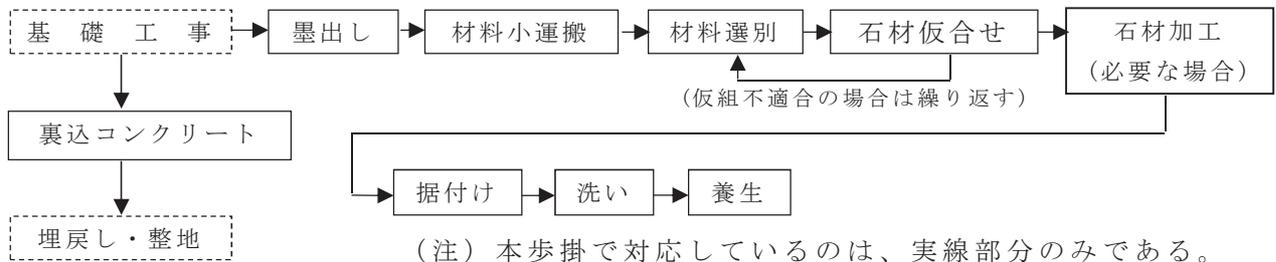
3-4-2 石材縁石

(1) 適用範囲

本資料は、公園工事における野面ごろた石、玉石、雑割石、切石の縁石工に適用する。

(2) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(3) 施工歩掛

石材縁石の据付歩掛は次表を標準とする。

表 3.8 石材縁石据付歩掛表 (10m当り)

名称	単位	数量				備考
		野面 ごろた石	玉石	雑割石	切石	
世話役	人	0.11	0.12	0.23	0.2	
石工	〃	0.35	0.47	0.87	0.52	
普通作業員	〃	0.67	0.79	1.16	0.78	
諸雑費	%	7	5	20	3	(注) 2

- (注) 1. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬を含む。
 2. 諸雑費は、コンクリート（雑割石）、張付モルタル（切石・玉石・野面ごろた石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 3.9 石材使用量 (10m当り)

材料	規格	単位	数量
野面ごろた石	φ 100~200mm	個	66.0
玉石	φ 200~300mm	〃	40.0
雑割石	控え 350mm程度	〃	30.0
切石	150×150×600mm ~300×300×900mm	〃	14.3

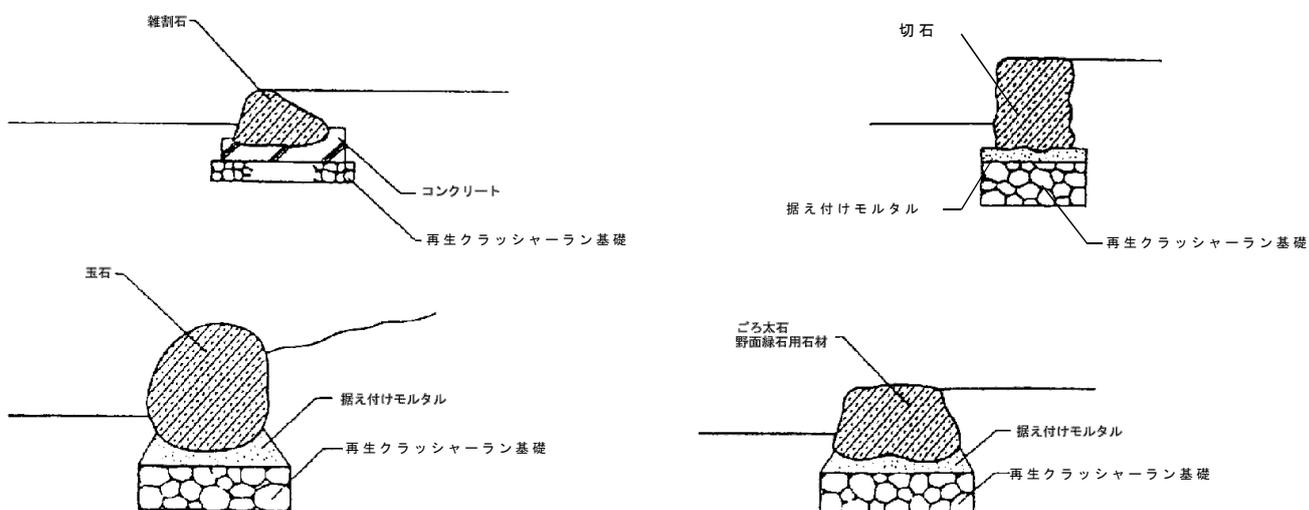
- (注) 1. 石材の使用量は、次表を標準とするが、特殊な形状、施工方法等の場合においては、別途考慮する。

(4) 単価表

〇〇石縁石工 10m 当り 単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人		表 3.8
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
石 材	〇〇石	個		表 3.9
諸 雑 費		式	1	表 3.8
計				

(参考図)



4 修景施設整備工

4-1 適用範囲

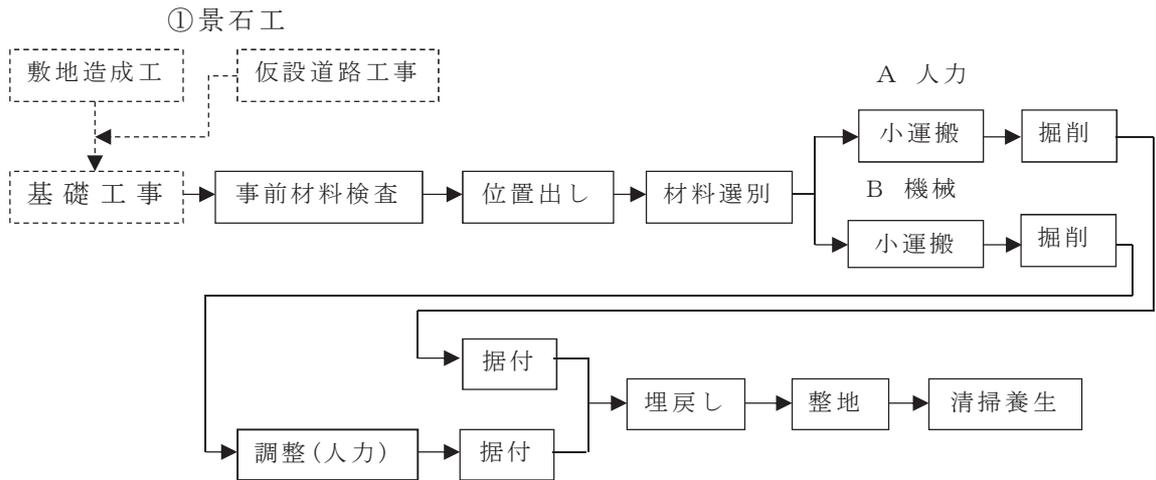
本資料は、公園工事における石組工に適用する。

4-2 石組工

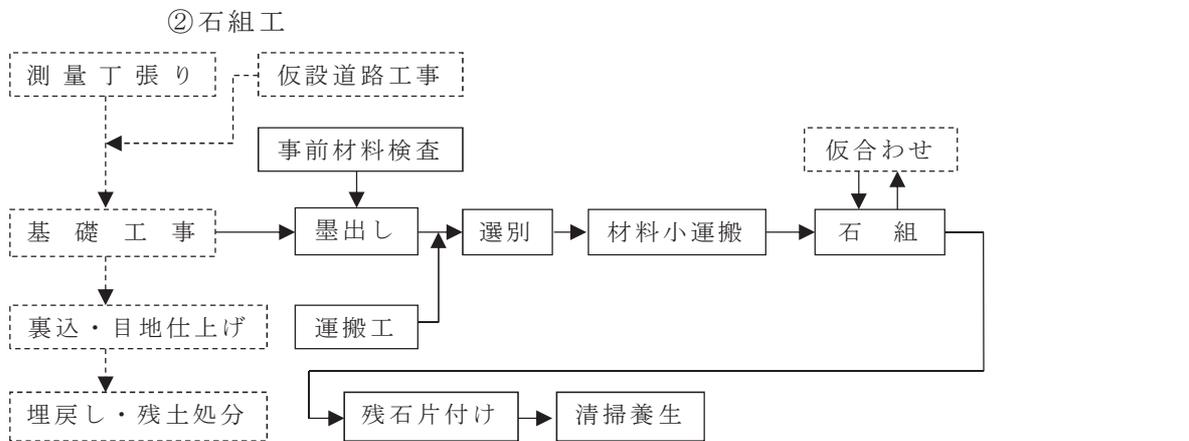
4-2-1 石組・景石

(1) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。（下図は一例であり、現場条件により大きく変化する。）



(注) 本歩掛で対応しているのは、実勢部分のみである。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実勢部分のみである。

(2) 施工歩掛

人力及び機械施工による石組工の施工歩掛は次表を標準とする。

① 景石規格と実重量

石組工の積算に用いる景石の規格と実重量は次表を標準とする。

表 4.1 景石規格と実重量

景石規格 (t/個)	景石重量	景石規格 (t/個)	景石重量
0.5	～0.75t 以下	2.0	1.75t 超え～2.5t 以下
1.0	0.75t 超え～1.25t 以下	3.0	2.5t 超え～3.5t 以下
1.5	1.25t 超え～1.75t 以下	4.0	3.5t 超え～4.5t 以下

②機種を選定

機械施工による場合の機種は次表を標準とする。

表 4.2 機種を選定

機械名	規格	景石規格 (t/個)					
		0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
トラック	クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊り	○				—	
トラッククレーン	油圧式 4.9t 吊り	—				○	

(注) 1. 現場条件により、本表により難しい場合は現場条件に適した機種規格を計上することができる。

③石組・景石据付(捨石工)歩掛

機械施工による場合の機種は次表を標準とする。

表 4.3 石組・景石据付(捨石工)歩掛表 (1t 当り)

名称	単位	石組工		景石(捨石工)	
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
世話役	人	0.03	0.14	0.02	0.07
造園工	〃	0.80	1.30	0.60	1.00
普通作業員	〃	0.26	1.10	0.17	0.90

(注) 1. 土ぎめ据付とする。
2. 石組工については標準的な石組に適用し、滝石組等、特殊な石組については別途考慮する。

④石組機械運転歩掛

石組に用いる機械の運転歩掛は次表を標準とする。

表 4.4 石組機械運転歩掛表 (1t 当り)

機械名	規格	単位	景石規格 (t/個)					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
トラック	クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊	h	0.38	0.23	0.17	0.16	—	—
トラッククレーン 運 転	油圧式 4.9t 吊	日	—	—	—	—	0.028	0.028
標準日当り据付個数		個/日	29.4	24.0	20.0	16.7	11.7	8.8

(注) トラッククレーンは、賃料とする。

⑤景石据付（捨石工）機械運転歩掛

景石据付（捨石工）に用いる機械の運転歩掛は次表を標準とする。

表 4.5 景石据付（捨石工）機械運転歩掛表（1 t 当り）

機械名	規格	単位	景石規格（t / 個）					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
トラック	クレーン装置付 4t 積 2.9t 吊	h	0.38	0.23	0.17	0.16	—	—
トラッククレーン 運 転	油圧式 4.9t 吊	日	—	—	—	—	0.028	0.028
標準日当り据付個数		個/日	29.0	24.0	20.0	16.7	11.7	8.8

（注）トラッククレーンは、賃料とする。

(3) 単価表

① 石組 1 t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 4.3
造 園 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
トラッククレーン 運転・賃料		h・日		表 4.4
景 石	〇〇石	t		
諸 雑 費		式	1	
計				

② 景石（捨石工） 1 t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 4.3
造 園 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
トラッククレーン 運転・賃料		h・日		表 4.5
景 石	〇〇石	t		
諸 雑 費		式	1	
計				

5 施設仕上げ工

5-1 適用範囲

本資料は、公園施設の仕上げ工に伴う各種仕上げに適用する。
仕上げ工については、関連する他の工種においても適用できる。

5-2 左官仕上げ工

5-2-1 化粧目地切

(1) 施工歩掛

化粧目地切の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 5.1 化粧目地切歩掛表 (1 m当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
目地切り (床)	左官工	人	0.010	
目地切り (壁)	左官工	〃	0.015	

(2) 単価表

化粧目地切(床)(壁) 1 m当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
左 官 工	床又は壁	人		表 5.1
諸 雑 費		式	1	
計				

5-2-2 コンクリート仕上げ

(1) 施工歩掛

コンクリートハケ引き仕上げの施工歩掛は次表を標準とする。

表 5.2 コンクリートハケ引き仕上げ歩掛表 (1 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
コンクリートハケ引き仕上げ	左官工	人	0.017	

(2) 単価表

コンクリートハケ引仕上げ 1 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
左 官 工		人		表 5.2
諸 雑 費		式	1	
計				

5-2-3 モルタル仕上げ

(1) 施工歩掛

モルタル金ゴテ仕上げ、ハケ引き仕上げの施工歩掛は次表を標準とする。

①モルタル金ゴテ仕上げ

表 5.3 モルタル金ゴテ仕上げ歩掛表 (1 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			床	壁	特 殊	
モ ル タ ル	1 : 3	m ³	0.02	—	—	
”	1 : 3	”	—	0.02	0.02	
左 官 工		人	0.048	0.150	0.225	
普通作業員		”	0.006	0.018	0.027	

②モルタルハケ引き仕上げ

表 5.4 モルタルハケ引き仕上げ歩掛表 (1 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			床	壁	特 殊	
モ ル タ ル	1 : 3	m ³	0.02	—	—	
〃	1 : 3	〃	—	0.02	0.02	
左 官 工		人	0.038	0.120	0.180	
普通作業員		〃	0.006	0.018	0.027	

③防水モルタル塗り

表 5.5 防水モルタル塗り歩掛表 (1 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			床	壁	特 殊	
モ ル タ ル	1 : 3	m ³	0.02	0.02	0.02	
防 水 剤		kg	0.6	0.6	0.6	
左 官 工		人	0.048	0.150	0.225	
普通作業員		〃	0.006	0.018	0.027	

(2) 単価表

①モルタル金ゴテ仕上げ(床)(壁)(特殊) 1 m²当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		表 5.3
左 官 工		人		〃
普通作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、「国土交通省土木工事標準積算基準書」第Ⅱ編第4章①コンクリート工により計上し、これにより難しい場合は別途考慮する。

②モルタルハケ引き仕上げ(床)(壁)(特殊) 1㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		表 5.4
左 官 工		人		〃
普通作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、「国土交通省土木工事標準積算基準書」 第Ⅱ編第4章①コンクリート工により計上し、これにより難い場合は別途計上する。

③防水モルタル塗り(床)(壁)(特殊) 1㎡当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		表 5.5
防 水 剤		kg		〃
左 官 工		人		〃
普通作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、「国土交通省土木工事標準積算基準書」 第Ⅱ編第4章①コンクリート工により計上し、これにより難い場合は別途計上する。